

【知事】

1 総務局 (監査年月日：平成22年8月5日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容					
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>							
区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成21年度決算額]		参考 前回監査時 [平成20年度決算額]			
1	県報販売代金(総務課)	1人	12,400円	1人	20,400円		
2	退職所得に係る所得税等の源泉徴収誤りに係る戻入金(人事課)	2人	200,800円	2人	298,000円		
3	元警察官の恩給過払いに係る戻入金(福利課)	1人	120,800円	1人	260,800円		
4	かし担保による損害賠償請求金(財産管理課)	1人	1,412,000円	0人	0円		
5	広報誌購読料(広報課)	1人	1,700円	1人	1,700円		
		<p>1 県報販売代金(総務課) 債務者である1法人は、申立てにより分割納付を行っており、毎月の納入状況確認により、確実に分割納付を継続させ、完納させる。 なお、平成19年度から印刷物による県報の発行を廃止し、県のホームページへの掲載による発行方式に改めたことに伴い、県報の購読制度を廃止したことから、今後は、新たな滞納は発生しない。</p>					
区 分		未納額 (平成23年4月末)		分割納入額 (平成23年4月末)		不納欠損処分額 (平成23年4月末)	
1	県報販売代金(総務課)	1人	4,000円	1人	8,400円	0人	0円
		<p>2 退職所得に係る所得税等の源泉徴収誤りに係る戻入金(人事課) 債務者各人に、毎月5,000円ずつを分割納付させている。 今後とも引き続き、当課から定期的に通知を行い(毎月初旬)、完納させることとする。 収入未済発生の原因は退職手当の電算プログラムの誤りであったため、電算処理方法を変更するとともに、職員複数により検算確認を行い、新たな徴収誤りの発生防止に努めている。</p>					

区 分		未納額 (平成23年4月末)	分割納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
2	退職所得に係る所得税等の源泉徴収誤りに係る戻入金(人事課)	2人 95,800円	2人 105,000円	0人 0円

- 3 元警察官の恩給過払いに係る戻入金(福利課)
 恩給受給者が平成14年1月23日に死亡していたが、遺族による失権届が提出されず、支給停止の処理が遅れた。
 過払い期間 平成14年2月から平成14年9月
 過払い金額 630,800円
 過払い分について、隔月20,000円の分割返納の誓約書を徴し履行され、平成23年4月4日完納された。

区 分		未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
3	元警察官の恩給過払いに係る戻入金(福利課)	0人 0円	1人 120,800円 (20,000円×5回+20,800円)	0人 0円

- 4 かし担保による損害賠償請求金(財産管理課)
 当該債権については、財産調査を実施しているところである。
 引き続き財産調査を行い、法人の清算状況等を十分に確認した上で、関係課と連携を取りながら、今後の対応を検討する。
 なお、未然防止への取組については、確実な業務履行を担保するため、適時進行管理を行い進捗状況の確認を行っているほか、職場内研修においても、職員に徹底を図っている。

区 分		未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
4	かし担保による損害賠償請求金(財産管理課)	1人 1,412,000円	0人 0円	0人 0円

- 5 広報誌購読料(広報課)
 広報誌購読料については、新たな未納の発生を防ぐため、平成18年12月以降、広報誌(すこぶる広島)の購読料は事前徴収に変更している。
 債権の回収促進として電話催告及び催告書の送付を行った。
 今後の方針は、継続して書類や電話による催告を実施し、未納者に対して、引き続き納入を呼びかける。

区分		未納額 (平成23年4月末)		全額納入額 (平成23年4月末)		不納欠損処分額 (平成23年4月末)	
5	広報誌購読料(広報課)	1人	1,700円	0人	0円	0人	0円

(参考) 督促の状況(広報課)

年月日	内 容
H17秋	電話で連絡, 支払う旨の回答
H18.1~5月	定期的に電話連絡, コール音鳴るも応答なし(留守番電話に連絡依頼を録音)
H18.4.14	催促状送付
H18.5.24	自宅訪問し引越しが判明, 広島市に住民票請求
H18.5.30	催促状送付(転居先)
H18.7.6	督促状(知事名)送付
H19.4.17	催促状送付
H19.5.11	催促状送付
H19.6.18	催促状送付
H19.10.12	催促状送付
H19.12.5	催促状送付
H19.12.20	自宅を訪問するが本人不在。 配偶者と思われる女性が応答するが対応を拒否。 催促状をポストに入れる。
H20.10.16	催促状送付
H21.10.6	督促状送付
H22.9.29	督促状送付

【イ 委託契約の事務処理について】

委託契約において, 次のとおり誤った事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

契約締結後, 契約書に定められた管理人等の氏名その他必要な事項についての通知を受けていなかった。(福利課)

- ・広島県加計独身寮管理業務委託契約(平成21年度)
- ・広島県田方独身寮管理賄い業務委託契約(平成22年度)

業務終了後, 契約書に定められた廃棄文書等の数量を記載した報告書の提出を受けていなかった。(総務課)

- ・廃棄文書等の処理業務委託契約(平成21・22年度)

平成22年10月に独身寮の全受託業者に対し, 管理人等の氏名その他必要な事項について文書で通知するよう通知文を送付した。

さらに, 平成23年4月に平成23年度の全受託業者に対し同様の通知文を送付し, 管理人の氏名等について報告を受けた。

廃棄文書等の処理業務委託契約については, 業務終了後, 処理数量を記載した書類の提出を受けていたが, 報告書の形式をとっていなかったことから, 今後はチェックを確実にし, 適正な事務処理に努める。

1 総務局（旧企画振興局） （監査年月日：平成22年8月3日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における入札公告手続について】 次の一般競争入札に係る委託契約の入札公告手続において、県ホームページへの掲載及び掲示（構内掲示板への提示等）により行うこととされているが、掲示による公告を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（統計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度周期調査に係る関係用品の保管，仕分 ・梱包及び配送業務(平成21年度) ・2010年世界農林業センサス電算処理業務(平成22年度) <p>根拠 一般競争入札事務処理要領 5</p>	<p>一般競争入札に係る委託契約の入札に当たっては、一般競争入札事務処理要領に従い、適正な事務処理を実施するよう努める。</p> <p>所属職員に対しては、今後、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、業務の内容を示す仕様書が、企画提案を受ける際の説明資料のままとなっていた。当該契約は企画提案型を採用しており、委託業者が決定した後に具体的な仕様が決定されるものであるため、決定された内容を明確にしておく必要がある。（統計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県統計情報発信システム(「広島の統計」ホームページ)再構築業務(平成21年度) 	<p>平成22年度に締結した平成22年国勢調査広報業務に係る委託契約（企画提案型）については、契約時の仕様書において、具体的に決定された内容を明確にした。今後の委託契約についても、適正な事務処理に努める。</p>

2 環境県民局 (監査年月日：平成22年7月22日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容					
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収の促進に努められたい。</p>							
区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成21年度決算額]		参考 前回監査時 [平成20年度決算額]			
1	大学使用料[授業料, 施設費](学事課)	2人	1,714,607円	3人	1,774,607円		
2	雑収入[住民訴訟に係る訴訟費用収入金](環境政策課)	15人	1,651,803円	15人	1,651,803円		
3	浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金(循環型社会課)	1人	1,554,000円	1人	1,554,000円		
<p>(注) 大学使用料の長期未納については、県立広島大学が公立大学法人になる以前の債権である。</p>							
		<p>1 大学使用料 長期未納2名については、各々、法的措置を講じているが、強制執行すべき財産の特定ができず、債権の回収に至っていない。 そのうち、1人については、保証人と連絡が付き、監査日以降、未納額が3万円減少した。 今後も、引き続き、電話連絡及び訪問により滞納の解消に努める。</p>					
区 分		未納額 (平成23年4月末)		分割納入額 (平成23年4月末)		不納欠損処分額 (平成23年4月末)	
大学使用料[授業料, 施設費](学事課)		2人	1,684,607円	1人	30,000円	0人	0円
		<p>2 雑収入 平成23年1月から平成25年3月までの分割納付を認め、徴収の促進に努めた。(平成22年度末時点15万円納付) 分割納付が確実に実施されるよう、引き続き、債務者の状況把握に努める。</p>					
区 分		未納額 (平成23年4月末)		分割納入額 (平成23年4月末)		不納欠損処分額 (平成23年4月末)	
雑収入[住民訴訟に係る訴訟費用収入金](環境政策課)		15人	1,501,803円	15人	150,000円	0人	0円
		<p>3 浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金 平成22年12月議会で、債権放棄について議決され、平成23年2月に不納欠損処分を行った。</p>					

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分類 (平成23年4月末)
浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金(循環型社会課)	0人 0円	0人 0円	1人 1,554,000円
【イ 出資法人への立入検査について】 出資法人への立入検査については、少なくとも2年に1回実施することとされているが、実施されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (自然環境課) ・財団法人もみのき森林公園協会 ・財団法人中央森林公園協会	・財団法人もみのき森林公園協会 平成23年2月21日に、自然環境課職員2名による会計事務検査マニュアルに基づく立入検査を実施した。 ・財団法人中央森林公園協会 平成23年2月17日に、自然環境課職員2名による会計事務検査マニュアルに基づく立入検査を実施した。 今後も、定期的に、両協会の立入検査を実施する。		

監査の結果(意見)	措 置 の 内 容
【地方機関における債権の管理体制について】 地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として、地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。(行政代執行弁償金)	地方機関の債権管理については、状況に変化(当該弁償金の一部納入等)があるたびに報告を受けており、また、実際に債権回収事務を行う際には、本庁としての意見を述べる(債務者に係る資力の調査を行い分納金額増額の余地がないか定期的に確認を行うことを依頼する)など、必要な指導、助言を行っている。 今後も、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む。

3 健康福祉局 (監査年月日：平成22年7月23日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容			
<p>【長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成21年度決算額]		参考 前回監査時 (平成20年度決算額)	
1	通勤手当に係る返戻金(健康福祉総務課)	1人	35,676円	1人	35,676円
2	児童扶養手当に係る戻入金及び返還金(こども家庭課)	54人	11,660,352円	58人	13,172,132円
3	母子・寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入(こども家庭課)	2人	1,364,656円	2人	1,364,656円
4	原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金(被爆者対策課)	3人	906,600円	3人	960,600円
5	看護師等修学資金貸付金償還金(医務課)	2人	254,000円	4人	384,500円
6	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入(地域福祉課)	7人	3,738,495円	8人	3,796,685円
7	高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息(地域福祉課)	25人	16,253,200円	25人	16,502,010円
8	介護福祉士修学資金貸付金償還金(地域福祉課)	1人	112,000円	1人	148,000円
9	介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息(地域福祉課)	1人	59,400円	1人	47,800円
10	障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入(障害者支援課)	26人	29,226,630円	26人	29,523,420円
11	障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息(障害者支援課)	34人	9,395,125円	34人	9,514,200円
12	心身障害者扶養共済事業負担金(障害者支援課)	182人	22,506,010円	218人	24,306,880円
13	心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金(障害者支援課)	2人	620,000円	2人	620,000円
		<p>1 通勤手当に係る返戻金 滞納者に対し、文書、電話による督促を行い、分割納入させるとともに、納付誓約書を提出させた。引き続き、電話、文書による督促に加え、訪問による督促を行う。</p>			
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分類 (平成23年4月末)	
通勤手当に係る返戻金	1人 26,000円	0人 0円	1人 9,676円	0人	0円

2 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金
回収可能な債権は法的措置も含めた積極的な回収に努めているが、引き続き、訪問や督促状の送付を行う予定である。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	45人 9,393,642円	4人 201,810円	40人 1,095,170円	5人 969,730円

3 母子・寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入
債務者の所在や自己破産免責決定の状況を詳細に確認・調査した結果、1名について債務者が自己破産免責決定・行方不明により回収不可能債権であることが判明し、平成22年12月県議会において権利放棄の議決を受け、不納欠損処分を行った。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
母子・寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 1,150,624円	0人 0円	0人 0円	1人 214,032円

4 原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金
文書及び電話による催告を継続し、必要に応じて訪問による納入指導を行っている。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金	2人 836,600円	1人 18,000円	2人 52,000円	0人 0円

5 看護師等修学資金貸付金償還金
滞納者に対し、文書及び電話による督促を行い、1人は全額納入した。他の1人は自己破産しており、連帯保証人の所在調査を行ったところ、うち1人の死亡が判明したため、相続人の確定と所在把握に努めている。今後も引き続き、文書や訪問により、納入指導を行う。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
看護師等修学資金貸付金償還金	1人 146,000円	1人 108,000円	0人 0円	0人 0円

6 高齢者住宅整備資金貸付金元利収入
7 高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息
電話による督促を行った結果、658,860円の分割納入があった。
今後も引き続き、所在・相続状況等の把握の徹底、督促の随時実施などにより滞納の解消に努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
高齢者住宅整備資金貸付金元利収入	7人 3,738,495円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息	25人 15,594,340円	0人 0円	6人 658,860円	0人 0円

- 8 介護福祉士修学資金貸付金償還金
9 介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息
電話による督促を行った結果、元金及び延滞金滞納者1名から18,000円の納入があった。
償還計画書に基づいた定期的・継続的な償還が履行されるよう、督促等を適宜行うことにより、滞納の解消に努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
介護福祉士修学資金貸付金償還金	1人 94,000円	0人 0円	1人 18,000円	0人 0円
介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息	1人 59,400円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

- 10 障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入
11 障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息
年2回の徴収強化期間を設け、債務者34人のうち、現在納入中の者等を除く19人に督促を行った。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入	26人 28,858,760円	0人 0円	8人 367,870円	0人 0円
障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息	34人 9,236,025円	0人 0円	3人 159,100円	0人 0円

- 12 心身障害者扶養共済事業負担金
消滅時効が完成した債権のうち、債務者の死亡又は行方不明により、今後徴収又は時効の援用の見込みのないものについて、不納欠損処分を行った。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
心身障害者扶養共済事業負担金	160人 21,002,330円	0人 0円	0人 0円	22人 1,503,680円

13 心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金 債権管理マニュアルに基づき、相続人に関する情 報収集に努めた。				
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
心身障害者扶養共済年金 に係る戻入金及び返還金	2人 620,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>ア 滞納繰越額の縮減について 平成21年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。 (母子・寡婦福祉資金貸付金)</p>	<p>【母子・寡婦福祉資金貸付金】</p> <p>平成22年度は、新規債権の発生防止策（早期納入指導強化）、債権の不納欠損処分（権利放棄）など、債権の状況を的確に判断し、より適正な債権管理に組織的に取組んだ。その結果、平成22年度決算について、8年ぶりに滞納繰越額を約330万円縮減した。</p>

イ 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。

一方、そうした取組にもかかわらず、「集中対策期間」の19年度から21年度までの3年間で法的措置を実施していない債権があった。

引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっては、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的に債権回収を図る必要がある。

(児童福祉総務費負担金，児童福祉施設措置費負担金，高齢者住宅整備資金，生活保護事業戻入金・返還金，障害者住宅整備資金，心身障害者扶養共済事業)

【児童福祉総務費負担金，児童福祉施設措置費負担金】

効率的・効果的な債権回収を行うため、9月に引き続き2月に債権回収取り組み強化月間を設定。積極回収が可能な債権に対し、差押え予告や職場訪問をするなどし、分納に至る事例もあった。

給与差押え等の手続について、マニュアル化の検討を行っている。

【高齢者住宅整備資金】

平成11年9月に策定した「債権管理マニュアル」及び平成17年6月に策定した「法的措置実行ガイドライン」に基づき、悪質滞納者に対しては法的措置を検討することとしている。

【生活保護事業戻入金・返還金】

債権管理を行っている厚生環境事務所（支所）を対象としたヒアリングを平成22年11月に実施し、個々の債権の状況を確認したところ、資力がない等の理由から法的措置が有効と判断できる事例は認められなかったが、今後も各滞納者世帯の実情を把握した上で、法的措置の実行についても検討する。

【障害者住宅整備資金】

平成22年度は、悪質滞納者に対する法的手段の行使を検討するに当たり、債務者が死亡や行方不明となった場合の相続人調査を含め、債務者の状況把握に努めることとした。今後は、その結果と督促等を行った結果を踏まえ、法的措置の検討を行う。

【心身障害者扶養共済事業】

心身障害者扶養共済制度掛金の滞納債権については、高水準で推移している掛金の収納率を維持し、滞納額の縮減を図るため、円滑な納付の促進を目的とした口座振替の拡大に努めるとともに、未納者に対しては督促や電話催促を早期に行い、新規滞納発生を防ぐとともに、納付しない場合は「強制脱退処理」を実施するなど、よりきめの細かい債権管理を行う。

なお、法的手段の実施に当たっては、督促等を行った結果を踏まえ、個々の債務者に応じた対応方法を検討する。

ウ 不納欠損処分について

時効の到来などにより不納欠損処分を行っているが、時効到来に至るまでに時効の中断措置を講じていない、滞納者への請求や調査が不十分であるなどの債権が見受けられた。

遅滞なく督促状を送付するなど適切に時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。

(児童扶養手当返還金, 児童福祉施設措置費負担金, 生活保護事業戻入金・返還金, 心身障害者扶養共済事業)

私法上の債権において、時効の援用がなされ、債権の消滅時効が成立しているにもかかわらず、不納欠損処分を行っていない事例が見受けられた。速やかに不納欠損処分を行う必要がある。(高齢者住宅整備資金)

【児童扶養手当返還金】

督促状の送付や、訪問による徴収など、継続的に債権回収ができる体制を確立しているが、督促に応じない債権者がいるのも事実である。

今後も督促は継続し、時効の到来を避ける。

【児童福祉施設措置費負担金】

納期限までに納入がない者に対しては、電話による納付指導及び督促状を送付するとともに、指定期限に納付がない者に対しては催告書を送付するなど、徴収の働きかけを行ってきた。引き続き、資力調査を行うなどし、債権回収可能な者に対する強い働きかけを行う。

【生活保護事業戻入金・返還金】

債権管理を行っている厚生環境事務所(支所)を対象としたヒアリングを平成22年11月に実施し、各事務所(支所)に対し、時効の中断を図るための適切な対応(督促の実施, 納入確約書の徴収, 死亡債務者の法定相続人の確認等)について周知を図った。

【心身障害者扶養共済事業】

消滅時効が完成した債権のうち、債務者の死亡又は行方不明により、今後徴収又は時効の援用の見込みのないものについて、不納欠損処分を行った。

【高齢者住宅整備資金】

整理が整った債権について適宜不納欠損処分を行う。

エ 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手續について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(児童扶養手当返還金，児童福祉総務費負担金，児童福祉施設措置費負担金，母子・寡婦福祉資金貸付金，生活保護事業戻入金・返還金)

【児童扶養手当返還金】

平成22年度においては、新規未納は発生していない。

【児童福祉総務費負担金，児童福祉施設措置費負担金】

施設入所時における保護者への納入指導を行うとともに、納入の確実性を高めるため、口座振替払の活用を積極的に勧めてきた。引き続き、口座振替払の活用が図られるよう努めていく。

また、口座振替払における振替不能を防ぐため、現在毎月末となっている引落日を前倒し（25日に変更）、収入強化を図った。

【母子・寡婦福祉資金貸付金】

各地方機関において、新規未納の発生を抑制するために、新規発生から速やかに納付指導等を行った。また、税務課債権回収指導担当と一緒に地方機関の債権を実地に検証し、助言・指導を受けながら、新規滞納額の圧縮に努めた。その結果、平成22年度決算において、対前年度91.8%に新規滞納額が縮減した。

なお、平成23年4月から、ゆうちょ銀行口座振替収納・コンビニ収納・ゆうちょ窓口収納を開始しており、より償還しやすい環境を整えたことから、更なる新規未納発生を抑制していく。

また、23年度から「貸付の申請にあたっては、借主の将来的な負担を軽減するために、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め。」と取扱要領を改正し、新規未納発生を最小限に抑えるよう努めている。

【生活保護事業戻入金・返還金】

新規債権の大部分を占める西部厚生環境事務所において、収入申告等の届出義務の周知等に係る取組を実施し、新規債権の発生を抑制を図るとともに、新規未納の発生を防ぐため、収入日の事前の把握、金融機関への預貯金調査の実施、速やかな返還決定等適切な進行管理を組織として実施する。

<p>オ 地方機関における債権の管理体制について</p> <p>地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として、地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。 (児童扶養手当返還金, 児童福祉総務費負担金, 児童福祉施設措置費負担金, 母子・寡婦福祉資金貸付金, 生活保護事業戻入金・返還金)</p>	<p>【児童扶養手当返還金】 債権の縮減目標を定め、回収を行う。また、会議を開催し、債権回収に向けた取組や疑義など、積極的に情報交換を行う。</p> <p>【児童福祉総務費負担金, 児童福祉施設措置費負担金】 こども家庭センターにおける債権回収の継続的实施及び取組の平準化を図るため、縮減状況や取組内容について本庁所管課へ定期的に報告するための様式の整備を、今年度行う。</p> <p>【母子・寡婦福祉資金貸付金】 平成22年度は滞納改善推進会議(部長, 地方機関の長出席)により今年度の債権管理方針を決定し、組織的な取組を行った。また、ワーキングスタッフ会議や担当者会議も実施し、定期的に地方機関の進行管理を行うとともに、債権回収ノウハウの共有や困難事例の検討などを行い、地方機関における債権管理の適正化に寄与した。更に、夏期・冬期の2回、集中取組月間を設け、全地方機関で一斉に取組を行った。 各地方機関が総力を挙げて組織的に債権回収に取り組んだ結果、平成22年度決算について、8年ぶりに滞納繰越額を約330万円縮減した。</p> <p>【生活保護事業戻入金・返還金】 債権管理を行っている厚生環境事務所(支所)を対象としたヒアリングを平成22年11月に実施し、個別の債権の状況、縮減目標の達成状況等について把握するとともに、それらを踏まえた指導、助言を行った。また、1月を取組強化月間と定め、各事務所(支所)において、高額滞納者等に対する戸別訪問による納付指導等を実施するとともに、4月に、各事務所(支所)に対して、平成23~27年度の中期目標の策定を指示した。</p>
<p>カ 債権回収に向けての手續について</p> <p>次の債権について、時効中断後において、長期間、債務者への文書又は電話などによる催告など、債権回収に向けて必要な手續が行われていないものがあった。債権回収マニュアルに定められた手續を行う必要がある。 (高齢者住宅整備資金)</p>	<p>【高齢者住宅整備資金】 全債務者に対し「債権管理マニュアル」に沿った債権回収手續を行う。</p>

4 商工労働局 (監査年月日：平成22年7月14日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容	
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>			
<p style="text-align: center;">区 分</p>		<p>長期未納(滞納繰越分) [平成21年度決算額]</p>	<p>参考 前回監査時 [平成20年度決算額]</p>
1	行政財産使用料(産業技術課)	1人 2,850,430円	1人 2,990,430円
2	高度化資金に係る貸付金元利収入(金融課)	11人 1,430,184,461円	12人 1,467,354,022円
3	高度化資金に係る違約金(金融課)	1人 7,495,000円	1人 8,595,000円
4	設備近代化資金に係る貸付金元利収入(金融課)	13人 61,434,622円	15人 69,323,622円
5	設備近代化資金に係る違約金(金融課)	9人 6,397,800円	13人 10,591,047円
6	広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金(企業立地課)	1人 23,603,600円	1人 24,803,600円
		<p>1 行政財産使用料(産業政策課) 長期未納分については、滞納者から返済計画を提出させ、計画的に徴収している。他の行政財産使用料については、未納は発生していない。</p> <p>2・3 高度化資金(経営革新課) 【元利収入】 ・ 連帯保証人に対する償還督促の結果、担保物件処分等により、元金を完済した。(1組合) ・ 連帯保証人に対する分割償還増額の指導の結果、償還額を倍増する償還計画による返済を開始した。(1組合) ・ 分割償還の見込がない先について、担保不動産の競売を裁判所に申し立てた。(1組合) 【違約金】 ・ 償還計画に基づく分割償還督促により、償還継続中。平成23年9月完済予定。(1組合)</p> <p>4・5 設備近代化資金(経営革新課) 【元利収入】 ・ 連帯保証人等に対する償還督促の結果、残債額を一括償還し、元金を完済した。(1社) 【違約金】 ・ 連帯保証人等に対する分割償還督促により、分割償還継続中。(3社)</p>	

6 広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金（県内投資促進課）
 広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金の滞納については、平成21年4月から、分納計画に基づく毎月の分納を認め、これまで計画どおり分納している。
 引き続き、滞納者に対して、適正な返還指導を行っていく。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	分割納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
行政財産使用料（産業政策課）	1人 2,675,430円	1人 175,000円	0人 0円
高度化資金に係る貸付金元利収入（経営革新課）	10人 1,361,231,461円	6人 68,953,000円	0人 0円
高度化資金に係る違約金（経営革新課）	1人 2,675,000円	1人 4,820,000円	0人 0円
設備近代化資金に係る貸付金元利収入（経営革新課）	9人 52,215,622円	3人 2,022,000円	4人 7,197,000円
設備近代化資金に係る違約金（経営革新課）	6人 4,716,300円	4人 800,650円	3人 880,850円
広島県工場及試験研究施設等立地促進助成金返還金（県内投資促進課）	1人 22,503,600円	1人 1,100,000円	0人 0円

【イ 債権管理簿の作成について】

行政財産使用料について、債権管理簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（産業技術課）
 ・根拠 広島県債権管理規則第6条

債権管理簿を作成し、適正に管理している。（産業政策課）

【ウ 現金の管理について】

常時の資金前渡により現金を保管しているが、平成21年度の7月以降の受払いの記録がされておらず、また、平成22年度については、現金出納簿も備え付けられていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（商工労働総務課）

領収書（写し）を基に平成21年度7月以降の受払の記録を整理するとともに、平成22年度の現金出納簿を作成した。
 資金前渡時に現金出納簿の記入を行い、記入漏れのないよう努めている。（商工労働総務課）

【エ 有料道路通行券の管理について】

安芸灘大橋通行券（700円券）について、郵便切手類使用簿に記載された現在高と現物の枚数が一致していなかった。適正な事務処理に努められたい。（商工労働総務課）

購入時の記入漏れが原因であり、購入数量を記入し、出納簿を修正した。
 購入時及び使用時に使用簿の記入を行い、記入漏れのないよう努めている。（商工労働総務課）

【オ 行政財産使用料の徴収について】

継続して使用許可をしている行政財産の使用料徴収において、収入手続（調定及び納入通知）がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（産業技術課）
 ・平成22年度 2件 7,500円

平成22年度分については、早急に手続を行い、徴収済みである。
 平成23年度分については適正に事務処理を行っている。（産業政策課）

<p>【カ 普通財産貸付料の徴収について】 普通財産貸付料の徴収について、徴収すべき期限が定められているにもかかわらず、収入手続きが遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(産業技術課) ・平成22年度 1件 15,605円</p>	<p>平成23年度から「不動産貸付要領」に基づき、その期の初日から30日以内に納付させた。 今後も適正な事務処理に努める。(産業政策課)</p>
<p>【キ 委託契約の締結時期について】 広島県契約規則において、落札決定の通知をした日(入札日)から5日以内に契約を締結しなければならないと規定されているにもかかわらず、その日数を超えて契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。(観光課) ・広島県国際観光PRツール(ツアーガイドブック)作成業務(平成21年度)</p>	<p>監査による指摘を踏まえ、入札から5日以内の契約締結について、直ちに課員全員に徹底するよう周知した。 さらに、今年度当初の契約事務が開始される時期を捉え、再度、周知した。 今後も、同様の事案が発生しないよう適正な事務処理に努める。(観光課)</p>

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【新規未納発生時の対策強化について】 新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手続について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。 (高度化資金貸付金, 設備近代化資金貸付金)</p>	<p>【平成21年度新規未納に係る対応】 新規未納発生者に対し、連帯保証人への面談や電話による督促を行った。 〔高度化資金〕1組合 連帯保証人への償還額増額指導の結果、償還金額を増額する新たな返済計画書(平成35年完済 平成29年完済)に基づく返済を開始した。 〔近代化資金〕1社 連帯保証人への分割償還督促により、隔月での分割返済を継続している。</p> <p>【新規未納発生時の進行管理】 新規未納発生時の催告や督促の手続について進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努めるため、債権管理マニュアルに標準的な処理日数を追記した。(経営革新課)</p>

5 農林水産局 (監査年月日：平成22年7月26日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容		
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>				
区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成21年度決算額]	参考 前回監査時 [平成20年度決算額]	
1	農業改良資金貸付金元利収入(農業経営課)	6人 32,745,060円	9人	38,981,345円
2	農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息(農業経営課)	14人 44,654,497円	16人	48,669,536円
3	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金(畜産課)	1人 3,617,802円	1人	3,737,802円
4	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入(水産課)	3人 3,950,000円	3人	3,240,000円
5	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息(水産課)	3人 5,513,199円	3人	5,447,486円
6	五日市漁港フィッシャリーナ住宅用地(マリーナサイド海老園)売払収入(水産課)	1人 27,982,000円	0人	0円
7	森林簿調整業務委託の契約解除に係る違約金及び延納利息(林業課)	1人 603,750円	1人	603,750円
8	林業・木材産業改善資金貸付金元利収入(林業課)	2人 961,723円	5人	2,538,464円
9	林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息(林業課)	8人 8,509,508円	8人	8,003,768円
		<p>1 農業改良資金貸付金元利収入(農業担い手支援課) 2 農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息(農業担い手支援課) 長期未納案件については、広島県農業改良資金債権回収事務取扱要領に基づき、関係機関との連携の下、分割納入による償還を促進するとともに、償還に応じない者については、法的措置を実施している。 また、借受者に対する技術・経営指導を通じ経営の健全化を図ることで、滞納発生の未然防止に努めるとともに、新たに滞納が発生した場合には、初期段階での迅速な対応を行うことで、滞納の長期化防止に努める。</p>		
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
農業改良資金貸付金元利収入	6人 28,985,060円	0人 0円	5人 3,760,000円	0人 0円
農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息	13人 41,613,922円	1人 392,025円	12人 2,648,550円	0人 0円

3 牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金（畜産課）
 当該戻入金は、施設の施工途中に請負業者が民事再生法の適用を受け、事実上工事続行が不可能となったため、前払金のうち工事未施工部分相当額が戻入金となったものである。
 現在、月々一定額の分納返済中であるが、毎月督促状を発送するとともに、年2回程度債務者と面談により増額の要求を行い、償還指導を継続している。
 今後も引き続き、工事請負契約担当部局（総務局財産管理課）と連携の上、文書や面談による督促を実施することにより、債権の回収に努める。
 また、工事の進捗状況や、請負業者の状況を把握することにより、収入未済発生 の未然防止に努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金	1人 3,487,802円	0人 0円	1人 130,000円	0人 0円

4 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入（水産課）
 平成22年7月及び平成23年2月に長期滞納者3名全員と面談を行い、分納を促し、総額1,600千円の縮減となった。今後も分納額の増額要求や、計画どおりの償還が行われるよう指導を行う。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	3人 2,350,000円	0人 0円	3人 1,600,000円	0人 0円

5 沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息（水産課）
 平成22年7月及び平成23年2月、3月に長期滞納者全員と面談を行い、部分納入等を促した結果、100,946円を回収した。回収が困難な者については、今後も税務課の助言を得ながら整理方法を検討していく。
 また、元金も滞納している者については、元金の償還を優先的に行うとともに、元金の回収後は違約金滞納の長期化防止に努める。

区 分	未納額 (平成23年5月末)	全額納入額 (平成23年5月末)	部分納入額 (平成23年5月末)	不納欠損処分額 (平成23年5月末)
沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息	2人 5,412,253円	1人 946円	1人 100,000円	0人 0円

		6 五日市漁港フィッシャリーナ住宅用地（マリーナサイド海老園）売払収入（水産課） 平成22年12月に未納者が売払い代金を納付したことにより，長期未納は解消された。		
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
五日市漁港フィッシャリーナ住宅用地（マリーナサイド海老園）売払収入	0人 0円	1人 27,982,000円	0人 0円	0人 0円
		7 森林簿調整業務委託の契約解除に係る違約金及び延納利息（林業課） 本債権は，営業不振による事業活動休止のため，業務実施が不可能となった請負業者から，契約書に基づき違約金を徴収するものであるが，回収が見込めない状況であったことから，所定の手続を経て，平成22年広島県議会12月定例会において，当該権利の放棄が議決され，平成23年2月9日付けで全額，欠損処分を行った。 今後は，請負業者の状況把握を的確に行い，収入未済発生未然防止に努める。		
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
森林簿調整業務委託の契約解除に係る違約金及び延納利息	0人 0円	0人 0円	0人 0円	1人 603,750円
		8 林業・木材産業改善資金貸付金元利収入 9 林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息 広島県林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領（平成6年1月24日制定）に基づき，森林組合との連携の下債権回収に努めている。 元金又は違約金の長期未納について，債務者の状況に応じ，償還誓約書等に基づき償還請求を行ったほか，必要に応じて法的措置を講じている。 今後も，税務課債権回収指導担当の助言や指導を受けながら，関係機関と連携して債務者に対して，電話，文書等による督促や償還指導等を行い，滞納金の早期回収に努める。 約定償還に遅れが生じた場合は，直ちに債務者への納付指導を行い，滞納金の発生防止に努める。		
区 分	未納額 (平成23年5月末)	全額納入額 (平成23年5月末)	部分納入額 (平成23年5月末)	不納欠損処分額 (平成23年5月末)
林業・木材産業改善資金貸付金元利収入	2人 890,559円	0人 0円	1人 71,164円	0人 0円
林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息	6人 7,870,345円	2人 469,163円	3人 170,000円	0人 0円

<p>【イ 債権管理簿の作成について】 五日市漁港フィッシャリーナ住宅用地（マリーナサイド海老園）売払収入について、債権管理簿が作成されていない。適正な事務処理に努められたい。（水産課） ・根拠 広島県債権管理事務取扱規則第6条</p>	<p>指摘を受け、広島県債権管理事務取扱規則第6条に基づき、債権管理簿を作成した。</p>
<p>【ウ 契約保証金の経理について】 五日市漁港フィッシャリーナ住宅用地（マリーナサイド海老園）売買契約に係る契約保証金について、歳入歳出外現金として受け入れるべきところ、歳入金として受け入れていた。適正な事務処理に努められたい。（水産課） ・根拠 広島県会計規則第42条第2項第2号</p>	<p>指摘を受け、広島県会計規則第42条第2項第2号に基づき、契約保証金を歳入歳出外現金として受け入れるよう是正した。</p>
<p>【エ 委託契約について】 次の委託契約において、契約書に定める毎月の履行報告が提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（林業課） ・森林計画情報システムプログラム修正業務契約（平成21年度）</p>	<p>受託業者に対し履行報告書の提出について指導を行うとともに、提出書類チェックリストにより書類の有無を確認し、提出書類の管理を行うよう、是正した。</p>

<p>監査の結果（意見）</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>【債権管理に対する取組の強化について】 ア 滞納繰越額の縮減について 平成21年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。（沿岸漁業改善資金貸付金）</p>	<p>元利金の長期滞納者3名全員と面談を行い、分納を促すなど、元利金の回収に取り組んだ結果、繰越総額は平成22年度決算では平成21年度決算に比べ、約530千円の縮減となった。 今後も元利金の早期回収により、滞納総額の縮減を図る。</p>
<p>イ 債権管理の高度化について 法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。 一方、そうした取組にもかかわらず、「集中対策期間」の19年度から21年度までの3年間で法的措置を実施していない債権があった。 引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっては、必要に応じて法的措置を的確に行うなど積極的に債権回収を図る必要がある。（林業・木材産業改善資金貸付金）</p>	<p>償還に応じない債務者については、税務課債権回収指導担当の助言や指導を受けながら対応を検討しており、昨年度においては、滞納額が最も多く、償還に応じない債務者1名に対して支払い督促の申立てを行い、訴訟の結果、勝訴した。 当該債務者に対しては、償還誓約書の提出を求め、定期的な償還を促している。 他の償還に応じない債務者に対しても、必要に応じて法的措置を実施し、積極的に債権回収を図る。</p>

ウ 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手段について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(農業改良資金貸付金, 漁港使用料〔漁港施設使用料〕, 漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕, 沿岸漁業改善資金貸付金, 林業・木材産業改善資金貸付金)

農林水産局長を会長とした農林水産局債権管理会議を定期的に関き、局内の新規未納を把握し対処方針を指示するなど、進行管理を行っている。

また、個別の案件については、次のとおり新規未納の発生抑制に取り組んでいる。

広島県農業改良資金債権回収事務取扱要領に基づき、農協から新規延滞発生の連絡があれば、速やかに電話及び面談による督促を行い、早期の全額納付を指示している。

借受者の個別状況を勘案し、やむを得ず分割納付となる場合は、償還誓約書を徴収し、不履行の場合は、代位弁済を請求する旨を連帯保証人に連絡するなど、新規滞納額の圧縮に努めている。(農業改良資金貸付金)

指定管理者により管理・運営されている五日市漁港フィッシャリーナ施設については、新規未納発生時において、速やかに指定管理者が督促状を発送しており、それでも納付に応じない者に対しては、本県において納付折衝を行っている。また、新規未納者のうち、使用許可を得ずに同施設に係留している者に対しては、係留料の納付を求めるとともに、行政代執行に向けた事務を早期に開始している。(漁港使用料〔漁港施設使用料〕, 漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕)

約定償還者に対して早めに償還通知を行い、収納事務を行う関係機関又は借受者に電話で入金状況を確認するなどし、新規未納発生の未然防止に努めた。また、約定償還中の滞納者へは分納の増額要求を行うことで、新規滞納額を徐々に圧縮していくよう努める。(沿岸漁業改善資金貸付金)

現在償還中の案件については、定期的な融資対象物件の確認調査の実施により、滞納の発生を防止するとともに、遅れが生じた約定償還については、債務者への迅速な納付指導を実施した。償還に応じない債務者に対しては、法的措置等を検討する。(林業・木材産業改善資金貸付金)

<p>エ 地方機関における債権の管理体制について</p> <p>地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として、地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。</p> <p>(漁港使用料〔漁港施設使用料〕, 漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕, 施設使用料〔五日市漁港県営棧橋係留料〕, 行政代執行弁償金〔森林法違反事件〕, 行政代執行弁償金〔五日市漁港不法係留船舶撤去〕)</p>	<p>水産課と関係地方機関において、適宜、電話やメールなどにより情報を共有するとともに、対策を協議している。</p> <p>また、税務課債権回収指導担当と水産課との協議に関係地方機関も加わるなど、本庁債権所管課と地方機関との連携強化、対策の共有化を図っている。</p> <p>なお、漁港使用料(五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料)及び施設使用料(五日市漁港県営棧橋係留料)については、共通のデータベースを作成し、水産課と関係地方機関とで情報の共有化を図っている。</p> <p>今後も、関係地方機関との連携を密にし、組織的な債権回収に取り組む。</p> <p>(漁港使用料〔漁港施設使用料〕, 漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕, 施設使用料〔五日市漁港県営棧橋係留料〕, 行政代執行弁償金〔五日市漁港不法係留船舶撤去〕)</p> <p>本庁・地方機関の債権回収担当者が出席する滞納処分会議を開催し、債権管理状況の共有化と今後の方針について協議を行った。その結果、執行停止が妥当と判断し、地方機関において滞納処分の執行停止を行った。(行政代執行弁償金〔森林法違反事件〕)</p>
---	--

6 土木局 (監査年月日：平成22年8月25日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容													
<p>【長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納(滞納繰越分) [平成21年度決算額]</th> <th>参考 前回監査時 [平成20年度決算額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 雑入[許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金](港湾振興課)</td> <td>7人 55,459,060円</td> <td>8人 56,222,476円</td> </tr> <tr> <td>2 港湾使用料(港湾振興課)</td> <td>37人 10,601,507円</td> <td>42人 13,656,829円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	長期未納(滞納繰越分) [平成21年度決算額]	参考 前回監査時 [平成20年度決算額]	1 雑入[許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金](港湾振興課)	7人 55,459,060円	8人 56,222,476円	2 港湾使用料(港湾振興課)	37人 10,601,507円	42人 13,656,829円					
区 分	長期未納(滞納繰越分) [平成21年度決算額]	参考 前回監査時 [平成20年度決算額]													
1 雑入[許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金](港湾振興課)	7人 55,459,060円	8人 56,222,476円													
2 港湾使用料(港湾振興課)	37人 10,601,507円	42人 13,656,829円													
		<p>【雑入】 破産手続が終結した1者及び事実上法人不存在となつた1者について権利放棄を行い、また、悪質滞納者1者に対して強制執行を行った(預金債権に対する強制執行。今後、財産開示手続を行う。) なお、分割納付誓約書を提出した2者については、計画どおり納付されており、残る債務者2者に対しても、引き続き、面談、文書、電話等による督促を行い、債権の早期回収を図る。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成23年4月末)</th> <th>全額納入額 (平成23年4月末)</th> <th>分割納入額 (平成23年4月末)</th> <th>不納欠損処分額 (平成23年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 雑入[許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金]</td> <td>5人 42,834,760円</td> <td>0人 0円</td> <td>2人 950,000円</td> <td>2人 11,674,300円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	分割納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)	1 雑入[許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金]	5人 42,834,760円	0人 0円	2人 950,000円	2人 11,674,300円				
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	分割納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)											
1 雑入[許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金]	5人 42,834,760円	0人 0円	2人 950,000円	2人 11,674,300円											
		<p>【港湾使用料】 引き続き、債務者の資力調査を実施するとともに、強力に納付指導を行う。 資力がありながら自主納付に応じない者については、法的措置による強制的な回収を進める。 行方不明者・無資力者については、執行停止等の措置を講じ、適切な処理を図る。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成23年3月末)</th> <th>全額納入額 (平成23年3月末)</th> <th>分割納入額 (平成23年3月末)</th> <th>不納欠損処分額 (平成23年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 港湾使用料</td> <td>35人 10,313,507円</td> <td>3人 131,000円</td> <td>2人 157,000円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	未納額 (平成23年3月末)	全額納入額 (平成23年3月末)	分割納入額 (平成23年3月末)	不納欠損処分額 (平成23年3月末)	2 港湾使用料	35人 10,313,507円	3人 131,000円	2人 157,000円	0人 0円				
区 分	未納額 (平成23年3月末)	全額納入額 (平成23年3月末)	分割納入額 (平成23年3月末)	不納欠損処分額 (平成23年3月末)											
2 港湾使用料	35人 10,313,507円	3人 131,000円	2人 157,000円	0人 0円											

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 （ア）不納欠損処分について 時効の到来などにより不納欠損処分を行っているが、時効到来に至るまでに時効の中断措置を講じていない、滞納者への請求や調査が不十分であるなどの債権が見受けられた。 遅滞なく督促状を送付するなど適切に時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。 （港湾使用料）</p>	<p>所在が判明している者については、納付能力調査を実施し、督促や差押えなどの時効中断措置の早期実施を視野に、納付交渉を行う。 また、所在が判明していない者については、徴収停止や執行停止の措置を行った後に不納欠損処分を行うなど、適切な対応に努める。</p>
<p>（イ）新規未納発生時の対策強化について 新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手續について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（道路使用料、河川使用料、港湾使用料、公有水面使用料）</p>	<p>【道路使用料、河川使用料】 平成22年3月に「道路使用料等に係る債権管理事務処理要領」を作成し、担当課長会議等で適正な運用を指導している。 早期に対応するため、新規発生分を対象とした「債権回収強化月間」を実施した。 （平成23年9月実施）</p> <p>【港湾使用料、公有水面使用料】 債権管理を行う各地方機関の債権管理会議における縮減目標値に対する進捗状況を把握するとともに、進捗状況を踏まえ、関係課（税務課、土木総務課）の助言を得ながら、本庁と地方機関一丸となって債権回収に取り組む。</p>
<p>（ウ）地方機関における債権の管理体制について 地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として、地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。（道路使用料、河川使用料、港湾使用料、公有水面使用料、行政代執行弁償金〔道路・河川〕、行政代執行弁償金〔港湾〕）</p>	<p>【道路使用料、河川使用料、行政代執行弁償金〔道路・河川〕】 債権管理会議事務局と連携して、9月・11月・12月・3月と状況把握を行った。 報告内容に応じて、地方機関に対し、協議している。</p> <p>【港湾使用料、公有水面使用料、行政代執行弁償金〔港湾〕】 地方機関における公有水面使用料等の債権管理の適正を図るために、「公有水面使用料等に係る債権管理事務処理要領」を作成し、平成23年5月に地方機関に通知をしている。 今後も引き続き、債権管理を行う各地方機関の債権管理会議における縮減目標値に対する進捗状況を把握するとともに、進捗状況を踏まえ、関係課（税務課、土木総務課）の助言を得ながら、本庁と地方機関一丸となって債権回収に取り組む。</p>

【イ 不法占用の解消及び未然防止への取組について】

県が管理する河川の不法占有については、これまで、その解消に向け組織を挙げて早急に取り組むよう意見してきたところである。

河川の不法占有物件は、撤去指導などの取組により、昭和50年度末の571件から平成21年度末では335件となっているが、依然として不法占有の状態が長期化・常態化した物件が数多く残ったままとなっている。

財産の適正管理，県民負担の公平性確保の観点から，不法占有の状態をこれ以上長期化させることのないよう，不法占有の解消に向けて，本庁，地方機関が一体となってこれまで以上に取組を強化するとともに，新たな不法占有の未然防止に努める必要がある。

パトロールや撤去指導，不法占有者に対する占有許可申請の指導などの取組を継続するとともに，本庁，地方機関が一体となって不法占有の解消及び未然防止に努めている。

河川管理上売払いが可能な事案は，測量及び廃川告示を行い売払いに向け，事務を進めている。

現場の実態に即した対応を検討し，許可が可能な案件については，暫定的に許可を行う。

所有者が確認できない廃屋などについては，河川法に基づく，簡易代執行による強制撤去も視野に入れて対応していく。

7 都市局 (監査年月日：平成22年8月25日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容			
<p>【長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成21年度決算額]		参考 前回監査時 [平成20年度決算額]	
1	雑入[土地区画整理事業に伴う清算徴収金](都市環境課)	2人	246,378円	2人	246,378円
2	住宅使用料(住宅課)	1,757人	178,745,046円	1,854人	183,118,633円
3	施設使用料(住宅課)	7人	174,330円	4人	50,090円
4	雑入[賃貸借契約解除後,退去までの家賃相当額](住宅課)	1人	205,200円	1人	205,200円
5	雑入[工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等](住宅課)	1人	411,347円	1人	411,347円
区 分		未納額(滞納繰越分) (平成23年3月末)	全額納入額 (平成23年3月末)	分割納入額 (平成23年3月末)	不納欠損処分額 (平成23年3月末)
1	雑入[土地区画整理事業に伴う清算徴収金](都市環境課)	2人 246,378円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
2	住宅使用料(住宅課)	1,060人 113,829,738円	住宅管理システム上,全納と分納の区分はできない。 415人 53,240,415円		282人 11,674,893円
3	施設使用料(住宅課)	7人 174,330円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
4	雑入[賃貸借契約解除後,退去までの家賃相当額](住宅課)	1人 205,200円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
5	雑入[工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等](住宅課)	1人 411,347円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
		<p>1 雑入[土地区画整理事業に伴う清算徴収金] 国土交通省において本件処分に係る行政不服審査請求の審査中であり,その動向を見守っている。</p>			

	<p>2 住宅使用料</p> <p>(1) 徴収促進 滞納繰越分の大半を占める退去者については訪問・文書請求を始め、本人への催告・法的措置（支払督促）に加え、連帯保証人に対する法的措置を踏まえた催告を引き続き行うとともに、一部の連帯保証人に対して法的措置（支払督促）を行った。〔催告16件、支払督促6件〕</p> <p>(2) 発生の未然防止 住宅使用料については、督促状の送付、戸別訪問や電話等による督促・徴収を行うとともに計画的な滞納の解消方法や家賃の減免制度の活用などの指導も行った。 また、督促・徴収にも応じない滞納者については、住宅の明渡し及び家賃支払いを求める訴訟等の法的措置に積極的に取り組んだ。 〔法的措置件数：平成22年度299件（地方機関を含めた件数358件）〕</p> <p>(3) 不納欠損処分 平成22年度決算において、長期に累積した一般債権（5年の時効期間を経過し、徴収不能となったもの）及び確定債権（10年の時効期間を経過し、滞納者から時効の援用の申し出があったもの）を不納欠損処分した。</p> <p>3 施設使用料 施設使用料の滞納分は、解雇等により住居からの退去を余儀なくされた者への県営住宅の目的外使用に係る家賃相当額であり、既に全員退去して所在不明者も多く、督促・徴収に取り組んだが、回収できなかった。</p> <p>4 雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕 平成19年度に法的措置（支払督促、債権差押）を実施したが、相手方に預貯金もなく回収できなかった。徴収・督促に努めているが、回収できていない。</p> <p>5 雑入〔長寿園TR工事契約解除に伴う前払金返還分に係る利息等〕 現地調査を行い、業者の実態把握に努めたが、実態把握が困難であり、回収できていない。</p>
--	---

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【新規未納発生時の対策強化について】</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまで得た助言・指導も活用し、催告や督促の手続について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（住宅使用料）</p>	<p>住宅使用料については、指定管理者・建設事務所とも連携し、毎月の滞納状況を踏まえ、督促状の送付のほか、電話による督促、夜間・休日の訪問徴収を実施している。</p> <p>更に、「5か月以上又は7万円以上」滞納した者に対しては、その時点で法的措置（催告、訴訟、強制執行）を実施しており、早期対応に努めている。なお、平成22年度の催告を実施した時点での1件当たりの平均滞納額は、101,121円である。（平成19年度：112,609円、平成20年度：102,481円、平成21年度：100,864円）</p> <p>今後とも、滞納解消の状況に応じた適切な対策を講じることにより、徴収促進と発生の未然防止に努める。</p>

8 西部総務事務所 (監査年月日：平成22年11月9日)
 [総務第二課(平成22年11月9日), 呉支所(平成22年10月21日),
 東広島支所(平成22年10月14日)]

監査の結果(指摘事項)		措置の内容	
【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(西部総務事務所呉支所)			
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)	
離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	2人 11,516円	0人	0円
		長期未納者2名中1名については、徴収催促の結果、完納した。 残りの債権者1名は、所在確認・連絡が困難であるが、引き続き所在把握に努め、判明した場合は、納付を働きかけていく。	
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	1人 5,566円	1人 5,950円	0人 0円

【イ 委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理について、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

(西部総務事務所)

契約名	内 容
軽自動車取得税申告書受付業務委託契約 (平成21年度)	委託料の支払について、年4回払として契約されていたが、事業完了後に一括して支払われていた。 委託業務の完了に係る県の検査に関する規定及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息の率が契約書に明記されていなかった。

今回の指摘を受け、今後、同様の委託契約については、次のように適正な事務処理に努める。

委託料の支払については、契約書に定められた支払方法を遵守する。

契約書の作成に当たっては、県契約規則を始めとする規則・要綱等に留意するとともに、必要事項の記載漏れ等の確認を徹底する。

(西部総務事務所呉支所)

契約名	内 容
広島県呉庁舎設備保全及び清掃等業務委託契約 (平成21～22年度)	契約書に基づく特記仕様書により業務の実施前に受託者から提出を受けるべき書類のうち、次の書類について提出を受けていなかった。 ・業務責任者について、受注者との雇用関係を証明する書類及び実務経歴書

監査による指摘後、受注者に必要書類を提出するよう指導した。(平成22年10月22日受領済み)

【ウ 物品契約事務における見積書の徴取について】

物品契約事務において、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

(西部総務事務所東広島支所)

内 容	根 拠
<p>物品の購入に当たり見積書を1通にとどめることができる場合においては、口頭照会による見積合せを行い、発注決裁書等に当該結果を記録することとされているが、契約の相手方の住所・名称等のみが記載され、見積合せを行った相手方及び当該結果について記録されていないものがあった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県契約規則第32条 ・物品契約事務に係る運用指針 3の(4)のアの(ア)
<p>予定価格が5万円以上である道路運送車両法に基づく自動車の検査(車検)の契約の相手方選定に当たり、見積書を1通しか徴していないものがあった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県契約規則第32条 ・物品契約事務に係る運用指針 3の(2)のア

(上段)

記載の不備については、追記により訂正を行い、見積書の徴取については、監査実施日以降、複数の業者から徴取している。

(下段)

今後は、規則及び運用指針に基づいた適正な事務処理に努める。

9 東部総務事務所 (監査年月日：平成22年10月28日)

[総務第二課(平成22年10月28日)]

監査の結果(指摘事項)		措置の内容							
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 (東部総務事務所総務第二課)</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成21年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事請負契約解除に伴う 遅延利息</td> <td>1人 81,385円</td> <td>1人 81,385円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)	建設工事請負契約解除に伴う 遅延利息	1人 81,385円	1人 81,385円	<p>当該法人は解散し清算中である。法人の清算人に対して債権届を提出し、債務整理を依頼された弁護士に定期的に処理状況や債務者の財産状況等の確認を行っている。</p> <p>弁護士によると、債権を回収できるような資産・財産は残っておらず、破産手続に必要な経費も賄えない状況であることから、不納欠損処分も視野に入れて、当該債権の処理方法を検討する。</p>	
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)							
建設工事請負契約解除に伴う 遅延利息	1人 81,385円	1人 81,385円							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成23年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事請負契約解除に伴う 遅延利息</td> <td>1人 81,385円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	未納額 (平成23年3月末)	建設工事請負契約解除に伴う 遅延利息	1人 81,385円				
区 分	未納額 (平成23年3月末)								
建設工事請負契約解除に伴う 遅延利息	1人 81,385円								
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり不適正な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (東部総務事務所)</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託業務名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域事務所再編に伴う福山庁舎機密文書等廃棄処理業務</td> <td>随意契約を締結する際の見積書の徴取に当たり、選定要件に該当しない業者から見積書を徴取しているものがあつた。</td> </tr> </tbody> </table>		委託業務名	内 容	地域事務所再編に伴う福山庁舎機密文書等廃棄処理業務	随意契約を締結する際の見積書の徴取に当たり、選定要件に該当しない業者から見積書を徴取しているものがあつた。	<p>今後、見積書の徴取に当たっては、選定要件に該当した業者であることを確認の上、見積書を徴取するよう、適正な事務処理に努める。</p>			
委託業務名	内 容								
地域事務所再編に伴う福山庁舎機密文書等廃棄処理業務	随意契約を締結する際の見積書の徴取に当たり、選定要件に該当しない業者から見積書を徴取しているものがあつた。								

10 北部総務事務所 (監査年月日:平成22年11月17日)
 [総務第二課(平成22年11月17日)]

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【委託契約における事務処理について】</p> <p>(ア) 次の委託契約において、委託業務に係る設計金額の積算に際して、複数の者から参考見積書を徴取していたが、積算された設計単価が、参考見積書の単価を基に積算しておらず、積算単価の算出根拠が明確でなかった。設計金額の積算に当たっては、単価の算出根拠を明確にしておく必要がある。(北部総務事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業務委託(契約期間H19.4.1～H22.3.31, 契約額982,800円) <p>(イ) 次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、設計金額の適正化に努める必要がある。(北部総務事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業務委託(契約期間H22.4.1～H24.3.31, 契約額201,600円) 	<p>(ア)及び(イ)</p> <p>委託業務に係る設計金額の積算に際して、参考見積書を利用するときには、複数の者からこれを徴取するとともに、設計金額の積算に当たっては、単価表又は参考見積書の単価を基に積算し、算出根拠の明確化を徹底することとした。</p>

1 1 西部県税事務所 (監査年月日：平成22年11月9日)

[呉分室(平成22年10月21日), 廿日市分室(平成22年10月14日), 東広島分室(平成22年10月14日)]

監査の結果(指摘事項)		措置の内容	
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において, 長期未納(滞納繰越分)のものがあった。 法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(西部県税事務所)</p>			
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)	
個人県民税	3,921,542,125 円	3,526,851,700 円	
法人県民税	110,607,355 円	95,636,880 円	
個人事業税	299,251,440 円	327,677,033 円	
法人事業税	396,029,317 円	310,267,243 円	
不動産取得税	516,666,123 円	501,421,553 円	
ゴルフ場利用税	2,211,200 円	0 円	
軽油引取税	11,831,576 円	0 円	
自動車税	452,913,658 円	512,588,929 円	
特別地方消費税(旧法による税)	3,760 円	124,879 円	
軽油引取税(旧法による税)	6,303,677 円	3,563,086 円	
延滞金	502,180,890 円	- 円	
過少申告加算金	1,331,300 円	1,318,900 円	
不申告加算金	2,754,143 円	4,643,200 円	
重加算金	150,762,672 円	93,165,405 円	
注1 延滞金の収入未済額については, 平成20年度まで調定がされていなかったため, 前回監査時には収入未済の滞納繰越額は計上されていない。	<p>個人県民税, 個人事業税及び自動車税を重点税目と位置づけ, 多様な徴収手法による計画的かつ組織的な徴収強化対策を講じた。</p> <p>1 県税徴収強化対策(3月末現在)</p> <p>1.5億円(個人県民税を除く現年課税分及び滞納繰越分の合計額)の収入未済額の縮減目標を掲げ, 効率的かつ効果的な滞納整理に努めた。</p> <p>なお, 縮減目標については, 個人事業税及び自動車税で現年課税分及び滞納繰越分計187,887千円(うち滞納繰越分115,985千円)の縮減を図るも, 軽油引取税, 不動産取得税, 法人県民税及び法人事業税等のその他の税目について, 滞納繰越分の縮減はされているが, 現年分の徴収猶予等の要因により収入未済が269,267千円増加(うち滞納繰越分113,574千円)しており, 全体として目標達成に至っていない。</p>		

個人事業税

・滞納整理マネジメントを徹底し、高額、長期滞納者に対しては搜索・タイヤロック等の強制調査を実施した。

・収入率（現年課税分及び滞納繰越分計）

目標 88.6%

実績 88.2%（対前年同期+0.3%）

・収入未済縮減額

現年 23,101千円

滞納繰越 75,268千円

合計 98,369千円

自動車税

・財産調査を徹底し、預貯金、給与、売掛金等の債権を中心にした差押を実施した。

・収入率（現年課税分及び滞納繰越分計）

目標 97.5%

実績 96.9%（対前年同期+0.3%）

・収入未済縮減額

現年 48,800千円

滞納繰越 40,718千円

合計 89,518千円

滞納処分実施状況

・差押1,049件（対前年同期82.0%）

（債権853 不動産20 電話32 その他144）

・搜索9件（本所）

・タイヤロック2件

2 個人県民税対策

本所（廿日市市、江田島市、北広島町）及び東広島分室（東広島市、竹原市）において直接徴収を実施し、住民税の高額・困難案件を市町職員と県職員が共同して徴収した。

取組効果（23年3月末現在）

徴収の道筋がついたもの

453件 120,403千円（整理率85.9%）

（引継予告 510件 140,087千円）

滞納処分実施状況（23年3月末現在）

・差押131件

（債権107 不動産6 動産15 その他3）

・搜索 30件

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成23年3月末 現在]	調定額	収入額	不納欠損額	監査以降の 調定額変動 の主な理由
個人県民税	3,531,159,933円	0円	390,382,192円	0円	
法人県民税	87,122,053円	194,400円	13,280,802円	10,010,100円	国税更正に伴う減額
個人事業税	198,619,702円	606,600円	24,884,598円	75,140,540円	更正に伴う減額
法人事業税	316,608,335円	2,342,700円	47,688,940円	29,389,342円	国税更正に伴う減額
不動産取得税	349,616,963円	89,807,700円	60,353,008円	16,888,452円	住宅用土地の減額
ゴルフ場利用税	2,211,200円	0円	0円	0円	
軽油引取税	12,123,529円	0円	291,953円	0円	
自動車税	322,539,161円	8,665,800円	95,370,540円	26,338,157円	賦課保留(車検切れ等)による減額
特別地方消費税 (旧法)	0円	0円	0円	3,760円	
軽油引取税 (旧法)	6,303,677円	0円	0円	0円	
延滞金	417,861,204円	208,269,638円	214,258,298円	78,331,026円	本税完納による延滞金の確定
過少申告加算金	1,155,800円	0円	6,300円	169,200円	
不申告加算金	1,945,692円	0円	23,751円	784,700円	
重加算金	126,222,587円	0円	17,727,448円	6,812,637円	

区 分	参 考 (平成22年3月31日現在)
個人県民税	3,105,369,560 円
法人県民税	73,034,060 円
個人事業税	273,887,223 円
法人事業税	232,059,875 円
不動産取得税	354,502,228 円
ゴルフ場利用税	0 円
軽油引取税	0 円
自動車税	363,257,200 円
特別地方消費税(旧法による税)	3,760 円
軽油引取税(旧法による税)	812,407 円
延滞金	- 円
過少申告加算金	1,258,300 円
不申告加算金	3,090,991 円
重加算金	77,651,079 円

【イ 公印の管理について】

公印の管理において、不要となった次の公印が廃棄されていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部県税事務所東広島分室)

- ・広島県地域事務所長印
- ・広島県東広島地域事務所税務出納員印

次の公印は、平成22年10月5日に廃棄し、平成22年10月6日備品台帳整理などの手続を行った。

今後は、適正な公印の管理を行う。

- ・広島県地域事務所長印
- ・広島県東広島地域事務所税務出納員印

12 東部県税事務所 (監査年月日：平成22年10月28日)
[尾道分室(平成22年10月28日)]

監査の結果(指摘事項)		措置の内容
<p>【長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(東部県税事務所)</p>		
区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
個人県民税	1,402,784,945円	1,212,849,237円
法人県民税	30,715,222円	31,804,014円
個人事業税	61,949,376円	61,574,184円
法人事業税	115,238,238円	109,779,354円
不動産取得税	98,164,642円	177,166,335円
自動車税	173,508,604円	197,553,858円
延滞金	206,479,439円	- 円
過少申告加算金	1,507,991円	251,876円
不申告加算金	1,254,397円	1,835,756円
重加算金	51,349,769円	46,875,334円
注1	<p>延滞金の収入未済額については、平成20年度まで調定がされていなかったため、前回監査時には収入未済の滞納繰越額は計上されていない。</p>	<p>県財政の根幹となる県税収入の確保にあたっては、県税業務の最重要課題として全力で取り組んでいる。 また、滞納整理においては、捜索・タイヤロック・インターネット公売など強制徴収を実施し、徴収強化に努めている。 なお、次の税目等については、重点税目として効率的・効果的な徴収対策を図っている。 個人県民税 三原市、尾道市、福山市及び府中市から職員各1名の派遣を受け、個人住民税対策班に配置の上、県職員の指導・助言の下、滞納整理において、納税折衝から滞納処分まで協働であたり収入未済額の縮減に努めている。 個人事業税 具体的数値目標(現年分97.0%、滞納繰越分25.0%)を設定し、集中的な滞納整理に取り組んでいる。 また、滞納となる割合の高い随時課税分(国税修正正分)について、5年以上のものについては、分室を含め本所特別滞納整理班が滞納整理にあたり、事前の納期内納付勧奨など早期に滞納整理に着手し、徴収強化に努めている。 確定延滞金対策 本税と同様に滞納整理を行い、徴収強化に努めている。</p>

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成23年 3月末現在]	調定額	収入額	不納欠損額	監査以降の 調定額変動の 主な理由
個人県民税	1,234,774,346円	0円	168,010,599円	0円	
法人県民税	24,688,290円	4,500円	2,304,082円	3,718,350円	国税更正に伴う減額
個人事業税	51,108,352円	21,000円	8,900,743円	1,919,281円	国税更正に伴う減額
法人事業税	97,448,005円	13,600円	2,077,745円	15,698,888円	国税更正に伴う減額
不動産取得税	71,369,816円	6,189,400円	17,895,642円	2,709,784円	住宅用土地の減額
自動車税	126,057,873円	4,009,500円	38,590,393円	4,850,838円	
延滞金	179,211,165円	69,139,526円	72,015,623円	24,392,177円	本税完納による延滞金の確定
過少申告加算金	0円	0円	24,491円	1,483,500円	
不申告加算金	767,210円	726円	61,005円	425,456円	
重加算金	30,381,988円	0円	16,220,181円	4,747,600円	

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における参考見積書の徴取について】 次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、設計金額の適正化に努める必要がある。（東部県税事務所） ・不動産鑑定評価業務委託（平成22年度）</p>	<p>平成22年度における不動産鑑定評価業務委託は意見のあった一件のみである。 今後、不動産鑑定評価依頼する際は、複数の者から参考見積書を徴取して、設計金額の適正化に努める。</p>

13 北部県税事務所 (監査年月日：平成22年11月17日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容																															
<p>【長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(北部県税事務所)</p>																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成21年11月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税</td> <td>97,391,293円</td> <td>84,196,065円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>2,394,116円</td> <td>3,044,677円</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>5,339,760円</td> <td>7,833,536円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>994,100円</td> <td>2,249,076円</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>71,803,894円</td> <td>33,397,000円</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>41,093,270円</td> <td>51,185,857円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>20,861,373円</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>不申告加算金</td> <td>75,900円</td> <td>96,200円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>1,533,257円</td> <td>1,535,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)	個人県民税	97,391,293円	84,196,065円	法人県民税	2,394,116円	3,044,677円	個人事業税	5,339,760円	7,833,536円	法人事業税	994,100円	2,249,076円	不動産取得税	71,803,894円	33,397,000円	自動車税	41,093,270円	51,185,857円	延滞金	20,861,373円	- 円	不申告加算金	75,900円	96,200円	重加算金	1,533,257円	1,535,100円		
区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)																															
個人県民税	97,391,293円	84,196,065円																															
法人県民税	2,394,116円	3,044,677円																															
個人事業税	5,339,760円	7,833,536円																															
法人事業税	994,100円	2,249,076円																															
不動産取得税	71,803,894円	33,397,000円																															
自動車税	41,093,270円	51,185,857円																															
延滞金	20,861,373円	- 円																															
不申告加算金	75,900円	96,200円																															
重加算金	1,533,257円	1,535,100円																															
<p>注1 延滞金の収入未済額については、平成20年度まで調定がされていなかったため、前回監査時には収入未済の滞納繰越額は計上されていない。</p>	<p>「平成23年度県税滞納整理方針」に基づき、組織的かつ計画的な徴収に努めており、特に重点税目の個人事業税に加え、滞納件数の多い自動車税を所の重点税目と位置付け、参事(徴収担当)を中心としたマネジメントを基軸に効率的な徴収を推進しているところである。</p> <p>今後とも、引き続き次の徴収対策に重点的に取り組み、更なる収入未済額の縮減に努める。</p> <p>徴収強化対策全般 計画的かつ集中的な納税催告 債権中心の財産調査及び滞納処分 搜索及びタイヤロックの効果的活用 客観的資料に基づく納付能力の見極め</p> <p>個人県民税対策 管内2市と密接な連携を図り、滞納整理に関する情報交換、個別事案に対する技術支援及び市の徴収職員に対する研修等、収入率の向上及び人材育成に向けた取組を引き続き推進するとともに、7月からは庄原市を対象に、週2日間、併任徴収を半年間実施する。</p> <p>新規滞納発生の未然防止 個人事業税高額事案に対する課税の事前予告による納期内納付の勧奨及び随時課税分に係る早期課税に努め、新規滞納事案の発生の未然防止に努めている。</p>																																

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成23年 3月末現在]	調定額	収入額	不納欠損額	監査以降の 調定額変動の 主な理由
個人県民税	88,215,162円	0円	9,176,131円	0円	
法人県民税	2,080,631円	0円	238,693円	74,792円	
個人事業税	3,660,950円	0円	1,094,650円	584,160円	
法人事業税	735,200円	0円	222,100円	36,800円	
不動産取得税	53,720,705円	63,430円	17,023,153円	996,606円	贈与者死亡(生前農地 一括贈与)による減額
自動車税	29,570,061円	567,600円	9,209,515円	1,746,094円	賦課保留(車検切等) による減額
延滞金	32,203,375円	20,283,706円	6,919,943円	2,021,761円	本税完納による延滞 金の確定
不申告加算金	73,200円	0円	0円	2,700円	
重加算金	1,147,057円	0円	308,200円	78,000円	

1.4 県立文書館 (監査年月日：平成22年8月5日)

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【委託契約における設計金額の積算方法について】 設計金額の積算において、1者のみから参考見積書を徴取して算出しているものがあった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から徴取し、設計金額の適正化に努める必要がある。</p> <p>・広島県緊急雇用対策基金事業県立文書館複製資料目録デジタル化事業業務委託契約(平成21年度)</p>	<p>平成22年8月以降は、委託契約における設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から徴取し、設計金額の適正化に努めている。</p>

1 5 県立総合技術研究所 (監査年月日：平成22年8月3日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【委託契約における入札公告手続について】 次の一般競争入札に係る委託契約の入札公告手続において、県ホームページへの掲載及び掲示(構内掲示板への提示等)により行うこととされているが、掲示による公告を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・総合技術研究所情報化促進業務(平成21年度)</p> <p>根拠 一般競争入札事務処理要領 5</p>	<p>今後実施する一般競争入札では支出マニュアルに従って適正な事務処理を実施するように、所属内において事務処理関連資料の配布などを行い、周知を図った。</p>

1 6 県立総合技術研究所食品工業技術センター (監査年月日：平成22年4月26日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容								
<p>【ア 原材料の受入に係る事務処理について】 総合技術研究所農業技術センターから試験醸造用の原材料として酒米を受け入れていたが、物品管理規則第16条に定める所管換えに係る事務処理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>受け入れた酒米について、所管換えに係る事務処理を行った。 今後、所管換えが必要な場合は、物品管理規則第16条に定める所管換えに係る事務処理を適正に行うよう留意している。</p>								
<p>【イ 委託契約の事務処理について】 委託契約において、契約書によって定められた仕様書において受託者が提出することとなっている書類の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 1310 651 1361">契約名</th> <th data-bbox="651 1310 1295 1361">提出を受けていなかった書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1361 651 1518">食品工業技術センター昇降機保守点検業務委託契約(平成22~23年度)</td> <td data-bbox="651 1361 1295 1518"> <ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・緊急対応連絡表 ・業務責任者、法定資格者、業務担当者の年齢、経歴書及び業務に関する資格を証明するもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1518 651 1675">食品工業技術センター消防用設備保守点検業務委託契約(平成21~22年度)</td> <td data-bbox="651 1518 1295 1675"> <ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・緊急対応連絡表 ・業務責任者、業務担当者の経歴書及び受注者との雇用関係を証明する書類 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1675 651 1747">食品工業技術センター電気設備保全業務委託契約(平成21~22年度)</td> <td data-bbox="651 1675 1295 1747"> <ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・作業計画書 </td> </tr> </tbody> </table>	契約名	提出を受けていなかった書類	食品工業技術センター昇降機保守点検業務委託契約(平成22~23年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・緊急対応連絡表 ・業務責任者、法定資格者、業務担当者の年齢、経歴書及び業務に関する資格を証明するもの 	食品工業技術センター消防用設備保守点検業務委託契約(平成21~22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・緊急対応連絡表 ・業務責任者、業務担当者の経歴書及び受注者との雇用関係を証明する書類 	食品工業技術センター電気設備保全業務委託契約(平成21~22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・作業計画書 	
契約名	提出を受けていなかった書類								
食品工業技術センター昇降機保守点検業務委託契約(平成22~23年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・緊急対応連絡表 ・業務責任者、法定資格者、業務担当者の年齢、経歴書及び業務に関する資格を証明するもの 								
食品工業技術センター消防用設備保守点検業務委託契約(平成21~22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・緊急対応連絡表 ・業務責任者、業務担当者の経歴書及び受注者との雇用関係を証明する書類 								
食品工業技術センター電気設備保全業務委託契約(平成21~22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・作業計画書 								
	<p>指摘のあった未提出書類について、速やかに提出を受けた。 今後は、契約書若しくは仕様書に定められた提出書類については、必ず契約相手方から提出を受けるとした。また、こうした方向で受託業者を指導することとした。</p>								

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 委託契約における設計金額の算出について】 委託契約における設計金額の算出において、参考見積書による算定とされているものについて、起案文書に見積書が添付されておらず、算出根拠が不明確となっているものがあつた。 設計金額の算出に当たっては、その根拠を明確にする必要がある。 ・食品工業技術センター庁舎総合管理委託業務（平成21～22年度）</p>	<p>契約事務を遂行するに当たっては、留意事項として設計金額の算出根拠を明確にするため、起案に添付するなど事務の改善に努めることとした。 なお、参考見積書等の様式については、正規の方法を遵守するように留意することとした。</p>
<p>【イ 委託契約の事務処理について】 委託料を分割して支払う委託契約において、契約書に期間中の支払総額のみしか記載されていないものがあつた。委託料を分割して支払う場合は、契約書に表示しておく必要がある。 ・食品工業技術センター庁舎総合管理委託業務（平成21～22年度） ・食品工業技術センター昇降機保守点検委託業務（平成21～22年度） ・食品工業技術センター消防用設備保守点検業務（平成21～22年度） ・冷凍設備保守点検業務（平成21～22年度）</p>	<p>委託契約時において、委託料を分割して支払う場合は契約書に支払総額及び分割支払額を表示した契約書書式で契約締結を行うこととした。 なお、各該当業者と一回当りの支払額については、再度確認を行った。</p>
<p>【ウ 研究会会計の事務処理について】 センターが事務局となっている研究会「フードテクノひろしま」の会計事務において、預貯金通帳・届出印のいずれも金庫で保管せず、担当者の机の引き出しに保管されていた。 預貯金通帳・届出印の管理は管理職などによる複数の者により管理するなど、適切な会計事務を行うとともに、これらの事務について、現在の研究会会計事務処理要領に保管・取扱方法を定めるなどの所要の改正を行う必要がある。</p>	<p>研究会会計事務処理要領の改正を行うことにより、預貯金通帳及び届出印の管理並びに取扱方法を定め、会計処理を遵守することとした。</p>

17 県立総合技術研究所農業技術センター

(監査年月日：平成22年5月12日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【ア 生産品の出納に係る事務処理について】 生産品の出納事務において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 試験研究用に栽培・生産した米、麦、大豆について、生産品調書又は生産品出納簿による記録管理がされていなかった。</p> <p>(イ) 試験研究用に栽培した酒米については、その一部を試験醸造用の原材料として食品工業技術センターにおいて使用しているが、農業技術センターから食品工業技術センターへの所管換えの手続きが行われていなかった。</p> <p>(ウ) 生産品出納簿において、一部の品種に係る累計数に誤りがあった。</p>	<p>生産品調書及び生産品出納簿を整備し、記録管理を行っている。</p> <p>酒米を原材料として提供するため生産品から原材料へ分類換えを行った上で、食品工業技術センターへ所管換えの手続を行った。</p> <p>チェックを強化し、今後は適切な事務処理に努める。</p>
<p>【イ 工事請負契約の事務処理について】 次の工事請負契約について、入札条件である落札後直ちに提出が必要な課税(免税)事業者である届出が提出されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・広島県立総合技術研究所農業技術センター果樹研究部防風防寒対策工事(平成21年度)</p>	<p>今後実施する入札においては、落札後直ちに課税(免税)事業者である届出を提出させる。</p>

18 県立総合技術研究所畜産技術センター

(監査年月日：平成22年9月7日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 (ア) 次の委託契約において、契約書により受託者が提出することとなっている書類(現場主任者設置届)の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・飼料作物栽培等業務(平成22年度)</p> <p>(イ) 次の委託契約において、契約書で定めた業務の履行期間内に完了していないにもかかわらず、受託者から完成通知がなされ、履行確認を行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務(平成21年度)</p>	<p>契約の相手方から現場主任者設置届を徴して書類整備を行った。今後は、十分注意して事務処理を行うよう努めることとする。</p> <p>廃棄物の搬出・引渡しは平成22年3月25、26日に順次実施していたが、廃棄物の一部が排出できなかったため、すべての引渡しが終了したのが、平成22年4月15日になった。履行期間内の完了が不可能となった時点で、契約変更をすべきであった。今後はこのようなことがないように適正な事務処理に努める。</p>

<p>【イ 支出における年度区分について】 次の委託契約に係る支出において、委託業務が契約書で定めた履行期間の属する年度内に完了しなかったにもかかわらず、当該年度内に支出していた。適正な会計処理に努められたい。 ・産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務（平成21年度）</p>	<p>履行期間内に業務完了が見込めない場合には、契約の変更を行い、今後はこのようなことがないよう適正な事務処理に努める。</p>												
<p>【ウ 工事請負契約に係る事務処理について】 次の工事請負契約に係る事務処理において、工事請負費で執行すべきところを需用費で執行していたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 ・和牛舎トイレ改修（女子トイレ新設）工事請負契約（平成21年度）</p>	<p>当センターの和牛舎ゾーンへ女子トイレを新設したもののだが、既存の男子トイレ（コンクリートブロック造・3.83㎡）に隣接した場所へ、既存の水道配管・電気配線等を共用利用する内容であることから改修工事と判断し、需用費で執行した。今後、同様な工事を執行する場合には、工事内容について十分な検討を行い、適正な科目により執行するよう努めることとする。</p>												
<p>【エ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり、適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。</p>	<table border="1" data-bbox="193 1025 1225 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1025 636 1066">内容</th> <th data-bbox="636 1025 1225 1066">根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1066 636 1182">専用保管庫に毒物及び劇物以外の試薬などの「普通物」と混在して保管しているものがあつた。</td> <td data-bbox="636 1066 1225 1182"> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知） </td> </tr> </tbody> </table> <p>毒物及び劇物の管理については、職員に対して「毒物劇物危害防止規定」に基づく適切な管理を指示しているが、指摘事項（劇物専用保管庫に普通物を混在して保管しないこと。）についての周知が不十分であったことから、改めて薬品使用及び管理を徹底するよう指示した。また、管理責任者による薬品庫の定期点検の頻度を増やした。（1回/半年 1回/1ヶ月）</p>	内容	根拠	専用保管庫に毒物及び劇物以外の試薬などの「普通物」と混在して保管しているものがあつた。	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知） 								
内容	根拠												
専用保管庫に毒物及び劇物以外の試薬などの「普通物」と混在して保管しているものがあつた。	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知） 												
<p>【オ 財産の管理について】 次の財産について、建物の面積が増加しているにもかかわらず、財産台帳に記載していなかった。適正な管理に努められたい。</p>	<table border="1" data-bbox="201 1653 1318 1809"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 1653 379 1720">財産の名称</th> <th data-bbox="379 1653 472 1720">用途</th> <th data-bbox="472 1653 663 1720">構造</th> <th data-bbox="663 1653 807 1720">増加高（㎡）</th> <th data-bbox="807 1653 1134 1720">理由</th> <th data-bbox="1134 1653 1318 1720">異動年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 1720 379 1809">畜産技術センター</td> <td data-bbox="379 1720 472 1809">便所</td> <td data-bbox="472 1720 663 1809">コンクリートブロック造</td> <td data-bbox="663 1720 807 1809">1.75</td> <td data-bbox="807 1720 1134 1809">和牛舎トイレ改修（女子トイレ新設）による取得</td> <td data-bbox="1134 1720 1318 1809">平成22年3月26日</td> </tr> </tbody> </table> <p>財産台帳について面積の増加修正を行った。今後は十分注意して適正な管理に努めることとする。</p>	財産の名称	用途	構造	増加高（㎡）	理由	異動年月日	畜産技術センター	便所	コンクリートブロック造	1.75	和牛舎トイレ改修（女子トイレ新設）による取得	平成22年3月26日
財産の名称	用途	構造	増加高（㎡）	理由	異動年月日								
畜産技術センター	便所	コンクリートブロック造	1.75	和牛舎トイレ改修（女子トイレ新設）による取得	平成22年3月26日								

【カ 備品の管理について】 次の備品を処分（売払い）したが、備品出納簿にその旨を記録していなかった。適正な管理に努められたい。			
品名	備品番号	規 格	契約（引渡）年月日
和牛	0802950	福富	平成21年10月8日
	0804290	森下0594	平成21年10月8日
	0804295	谷定6	平成21年10月8日
			備品出納簿について、処分（売払い）の決定処理を行った。今後は十分注意して適正な管理に努めることとする。

19 西部厚生環境事務所・西部保健所 （監査年月日：平成22年11月9日）
 [広島支所（平成22年11月9日）、呉支所（平成22年10月21日）]

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容																											
【ア 長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生未然防止に努められたい。 （西部厚生環境事務所・西部保健所）																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成21年11月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当に係る戻入金・返還金</td> <td>3人 863,890円</td> <td>12人 1,745,460円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費に係る戻入金・返還金</td> <td>63人 23,140,243円</td> <td>62人 26,365,726円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td>68人 19,104,201円</td> <td>73人 19,351,452円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る違約金・延納利息</td> <td>3人 22,125円</td> <td>3人 22,125円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る戻入金</td> <td>1人 27,000円</td> <td>1人 27,000円</td> </tr> <tr> <td>寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td>3人 309,572円</td> <td>4人 363,970円</td> </tr> <tr> <td>寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息</td> <td>1人 600円</td> <td>1人 600円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当に係る戻入金・返還金</td> <td>2人 271,320円</td> <td>2人 281,320円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)	児童扶養手当に係る戻入金・返還金	3人 863,890円	12人 1,745,460円	生活保護費に係る戻入金・返還金	63人 23,140,243円	62人 26,365,726円	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	68人 19,104,201円	73人 19,351,452円	母子福祉資金に係る違約金・延納利息	3人 22,125円	3人 22,125円	母子福祉資金に係る戻入金	1人 27,000円	1人 27,000円	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 309,572円	4人 363,970円	寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 600円	1人 600円	特別障害者手当に係る戻入金・返還金	2人 271,320円	2人 281,320円	
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)																										
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	3人 863,890円	12人 1,745,460円																										
生活保護費に係る戻入金・返還金	63人 23,140,243円	62人 26,365,726円																										
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	68人 19,104,201円	73人 19,351,452円																										
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	3人 22,125円	3人 22,125円																										
母子福祉資金に係る戻入金	1人 27,000円	1人 27,000円																										
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 309,572円	4人 363,970円																										
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 600円	1人 600円																										
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	2人 271,320円	2人 281,320円																										
	（西部厚生環境事務所・西部保健所） 1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金 児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。 今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。																											

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	3人 828,890円	0人 0円	2人 35,000円	0人 0円

2 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	57人 22,363,503円	3人 90,408円	20人 436,384円	3人 249,948円

3 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。

平成23年4月からは、滞納者が償還しやすい環境を整えるため、全国のゆうちょ銀行の窓口及びATMにより収納できるよう、償還窓口を拡大し、滞納改善に努めている。

今後とも債務者の個別事情に応じた納入指導を行うとともに、資力があるにもかかわらず納入を怠っている悪質な償還者に対しては裁判所への支払督促の申立てを行うなど、引き続き適正な債権管理を行う。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	53人 17,335,826円	14人 488,350円	33人 1,113,185円	1人 166,840円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	3人 22,125円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	0人 0円	1人 27,000円	0人 0円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 306,172円	0人 0円	1人 3,400円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 600円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

4 特別障害者手当に係る戻入金・返還金
特別障害者手当に係る戻入金及び返還金については、債務者が低所得者であるため生活状況を把握しながら、個別の事情に応じ、電話・訪問等による粘り強い納入指導を行い滞納の解消に努めている。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	0人 0円	1人 43,720円	0人 0円	1人 227,600円

(西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人 4,126,450円	11人 4,896,120円
生活保護費に係る戻入金・返還金	103人 28,670,841円	108人 27,330,326円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	73人 19,269,240円	70人 18,434,219円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	15人 978,100円	14人 1,076,100円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 185,000円	1人 205,000円

(西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所)
1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金
児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合は分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。
今後とも、債務者の個別状況に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人 4,059,450円	0人 0円	4人 67,000円	0人 0円

2 生活保護費に係る戻入金及び返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。
また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。
今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	101人 27,290,804円	2人 10,782円	45人 989,608円	4人 379,647円

3 母子福祉資金貸付金

母子福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所支所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。

平成23年4月からは、滞納者が償還しやすい環境を整えるため、全国のゆうちょ銀行の窓口及びATMにより収納できるよう、償還窓口を拡大し、滞納改善に努めている。

今後とも債務者の個別事情に応じた納入指導を行うとともに、資力があるにもかかわらず納入を怠っている悪質な償還者に対しては裁判所への支払督促の申立てを行うなど、引き続き適正な債権管理を行う。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	69人 17,703,759円	4人 743,162円	65人 822,319円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	14人 831,800円	1人 36,200円	3人 110,100円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 167,000円	0人 0円	1人 18,000円	0人 0円

(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成21年10月)	
生活保護費に係る戻入金・返還金	41人	19,150,612円	47人	22,081,619円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	16人	6,196,576円	22人	8,393,636円
福祉手当に係る戻入金・返還金	1人	565,130円	1人	565,130円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	151人	43,216,361円	158人	43,217,127円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	7人	3,515,827円	7人	3,470,298円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	7人	196,805円	6人	189,305円
母子福祉資金に係る戻入金	7人	927,500円	7人	927,500円
母子福祉資金に係る貸付金返還金	2人	138,000円	1人	108,000円

(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)

1 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	30人 8,381,724円	2人 148,064円	14人 191,555円	10人 10,429,269円

2 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	16人 5,974,576円	0人 0円	13人 222,000円	0人 0円

3 福祉手当に係る戻入金・返還金
滞納の解消に向け、引き続き納入指導を行うこととする。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
福祉手当に係る戻入金・返還金	1人 565,130円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

4 母子・寡婦福祉資金貸付金
母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所支所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。
平成23年4月からは、滞納者が償還しやすい環境を整えるため、全国のゆうちょ銀行の窓口及びATMにより収納できるよう、償還窓口を拡大し、滞納改善に努めている。
今後とも債務者の個別事情に応じた納入指導を行うとともに、資力があるにもかかわらず納入を怠っている悪質な償還者に対しては裁判所への支払督促の申立てを行うなど、引き続き適正な債権管理を行う。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	136人 40,107,509円	15人 706,473円	65人 2,402,379円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	7人 3,348,327円	0人 0円	3人 167,500円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	6人 191,605円	1人 600円	1人 4,600円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	7人 881,500円	0人 0円	4人 46,000円	0人 0円
母子福祉資金に係る貸付金返還金	1人 108,000円	1人 30,000円	0人 0円	0人 0円

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約（随意契約）の締結に当たって、見積書を別途徴取しなければならないにもかかわらず、設計金額を算出するために徴取した参考見積書をそのまま使用していた。適正な事務処理に努められたい。（西部厚生環境事務所・西部保健所）
・平成21年度広島県西部厚生環境事務所産業廃棄物処理業務

設計金額を算出する参考見積書とは別に、見積り合せのための見積書を徴取し、委託契約締結の事務処理を行った。（平成22年度実施済み）
今後とも適正な事務の執行に努めることとする。

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 （ア）不納欠損処分について 平成21年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促の手続をとらずに時効の到来を迎えたもの、督促状は送付しているものの、その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあった。法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと、催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底、支払督促の申立てや滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより、債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに、適切な時効の中断措置を講じることや、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。 （児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金）（西部厚生環境事務所） （生活保護事業戻入金・返還金）（西部厚生環境事務所広島支所） （児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金）（西部厚生環境事務所呉支所）</p>	<p>（西部厚生環境事務所） 生活保護事業戻入金・返還金 「生活保護法による返還金・徴収金等に係る債権管理の手引」に沿った督促の実施，納入確約書の徴取，死亡者の法定相続人の確認等適切な債権管理を行う。 児童扶養手当戻入金・返還金 児童扶養手当返還金については，今後とも児童扶養手当返還金に係る徴収事務実施要領に基づき，督促状の送付，納入確約書の徴取及び電話，訪問による催告等に取り組み，債務者の生活状況の把握に努め，適切な不納欠損処分を行う。</p> <p>（西部厚生環境事務所広島支所） 「生活保護法による返還金・徴収金等に係る債権管理の手引」に沿った督促の実施，納入確約書の徴取，死亡者の法定相続人の確認等適切な債権管理に努めている。</p> <p>（西部厚生環境事務所呉支所） 生活保護事業戻入金・返還金については，「生活保護法による返還金・徴収金等に係る債権管理の手引」に沿った督促の実施，納入確約書の徴取，死亡者の法定相続人の確認等適切な債権管理を行い，分割納入や納入確約書の徴取による時効の中断措置を図った。 児童扶養手当返還金については，児童扶養手当返還金に係る徴収事務実施要領に基づき，督促状の送付，納入確約書の徴取及び電話，訪問による催告等に取り組み，債務者の生活状況の把握に努め，分割納入や納入確約書の徴取による時効の中断措置を図った。</p>

(イ) 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成21年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。

(児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金)(西部厚生環境事務所)

(児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金)(西部厚生環境事務所広島支所)

(児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金)(西部厚生環境事務所呉支所)

(西部厚生環境事務所)

児童扶養手当返還金

児童扶養手当返還金に係る徴収事務実施要領に基づき実施している電話、訪問等の納付催告により、債務者の財産状況の把握に努め、必要に応じて法的措置を実行し、滞納債権の縮減を図る。

生活保護事業戻入金・返還金

法的措置を行うことが有効であると判断できる事例は、生活保護を受給中である、生活保護は受給していないが資力がない等の理由から、現在は認められないが、今後も、各世帯の実情の把握に努め、必要に応じて法的措置を含めた有効かつ適切な措置を、本庁と連携を図りながら、講じていくこととする。

母子・寡婦福祉資金貸付金

母子及び寡婦福祉資金取扱要領，母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル及び母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドラインに基づき、必要に応じて法的措置を実施している。

(西部厚生環境事務所広島支所)

児童扶養手当返還金

児童扶養手当返還金に係る徴収事務実施要領に基づき実施している電話、訪問等の納付催告により、債務者の財産状況の把握に努め、必要に応じて法的措置を実行し、滞納債権の縮減を図ることとしている。

生活保護事業戻入金・返還金

各世帯の実情の把握に努め、必要に応じて法的措置を含めた有効かつ適切な措置を、本庁と連携を図りながら、講じていくこととしている。

母子・寡婦福祉資金貸付金

母子及び寡婦福祉資金取扱要領，母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル及び母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドラインに基づき、必要に応じて法的措置を実施している。

	<p>(西部厚生環境事務所呉支所)</p> <p>児童扶養手当返還金については、児童扶養手当返納金に係る徴収事務実施要領に基づき実施している電話、訪問等の納付催告により、債務者の財産状況の把握に努め、必要に応じて法的措置を実行し、滞納債権の縮減を図る。</p> <p>生活保護事業戻入金・返還金については、法的措置を行うことが有効であると判断できる事例は、生活保護を受給中である、生活保護は受給していないが資力がない等の理由から、現在は認められないが、今後も、各世帯の実情の把握に努め、必要に応じて法的措置を含めた有効かつ適切な措置を、本庁と連携を図りながら、講じていくこととする。</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金については、母子及び寡婦福祉資金取扱要領、母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル及び母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドラインに基づき、必要に応じて法的措置を実施していく。</p>
<p>(ウ) 新規発生債権の抑制について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成21年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、引き続き新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>(生活保護事業戻入金・返還金、母子・寡婦福祉資金貸付金)(西部厚生環境事務所)</p> <p>(生活保護事業戻入金・返還金、母子・寡婦福祉資金貸付金)(西部厚生環境事務所広島支所)</p>	<p>(西部厚生環境事務所)</p> <p>生活保護事業戻入金・返還金</p> <p>新規発生抑制を図るため、すべての被保護世帯に収入申告義務の周知徹底を図るとともに、債権発生の際には、資力がある限りの納入をさせる。</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金</p> <p>貸付けを行う時点から、当該資金は必ず償還しなければいけないものであることを徹底するとともに、償還開始前には個別に面接を行い、償還指導を行っている。また、平成23年4月からは、滞納者が償還しやすい環境を整え、全国のゆうちょ銀行の窓口及びATMにより収納できるよう、償還窓口を拡大し、滞納防止に努めている。</p> <p>それでもなお口座振替不能や納期限を過ぎても納入されていない者に対しては速やかに督促状を送付するとともに、電話等による納入指導を実施し、新規発生債権の抑制に努めている。</p>

	<p>(西部厚生環境事務所広島支所)</p> <p>生活保護事業戻入金・返還金 生活保護業務を市町へ移管しているため、新規債権は、今後はほぼ発生しない見込であるが、発生する場合については、移管先の市町福祉事務所と連携を図り、滞納債権とならないよう適切な債権管理を行うこととしている。</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金 貸付けを行う時点から、当該資金は必ず償還しなければいけないものであることを徹底するとともに、償還開始前には個別に面接を行い、償還指導を行っている。また、平成23年4月からは、滞納者が償還しやすい環境を整え、全国のゆうちょ銀行の窓口及びATMにより収納できるよう、償還窓口を拡大し、滞納防止に努めている。</p> <p>それでもなお口座振替不能や納期限を過ぎても納入されていない者に対しては速やかに督促状を送付するとともに、電話等による納入指導を実施し、新規発生債権の抑制に努めている。</p>
<p>【イ 委託契約における参考見積書の徴取について】</p> <p>次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、設計金額の適正化に努める必要がある。(西部厚生環境事務所・西部保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度広島県西部厚生環境事務所産業廃棄物処理業務 ・平成22年度広島県西部厚生環境事務所試験検査器具洗浄業務 	<p>設計金額を積算するための参考見積書を複数者から徴取し、委託契約の事務処理を行った。(平成22年度実施済み)</p> <p>今後とも適正な事務の執行に努めることとする。</p>
<p>【ウ 補助金の交付に係る事務処理について】</p> <p>結核予防費補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第60条第1項の規定に基づき、私立学校等が法第53条の2第1項の規定により行う健康診断等結核の予防に要する費用に対し、予算の範囲内において交付するものである。</p> <p>しかし、当該補助金の交付手続を行うに当たり、管内すべての補助対象事業者に対して補助金交付に係る周知を行うことなく補助金交付事務を行っている状況にある。</p> <p>補助対象となるすべての学校又は施設の設置者に対して補助制度の案内・通知を行うなど、適切な事務の執行を図る必要がある。(西部厚生環境事務所・西部保健所)</p>	<p>本庁主管課と調整の上、管内すべての補助対象事業者に対して補助金交付に係る周知をした。</p>

監査の結果(指摘事項)		措置の内容			
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>(西部東厚生環境事務所・西部東保健所)</p>					
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)			
未熟児養育医療費負担金	7人 132,571円	7人	132,571円		
生活保護費に係る戻入金・返還金	4人 853,865円	4人	943,865円		
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人 3,726,200円	10人	3,805,940円		
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	70人 17,395,367円	62人	15,971,145円		
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,561,331円	4人	2,669,171円		
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 31,300円	1人	31,300円		
母子福祉資金に係る戻入金	3人 200,000円	3人	193,000円		
		<p>1 未熟児養育医療費負担金 未熟児養育医療費負担金については、「未熟児医療費負担金に係る債権管理事務処理要領」に従って、債務者に電話・文書による催告を行うとともに、必要に応じて戸別訪問・督促状等の発行による納入の指導を行っている。 今後も、未熟児訪問等を行う市町と連携を密にして世帯の状況の把握に努め、個別の事情に応じた納入指導に努める。</p>			
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)	
未熟児養育医療費負担金	5人 91,091円	0人 0円	1人 23,200円	2人 18,280円	
		<p>2 生活保護費に係る戻入金・返還金 生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。 今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。</p>			
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)	
生活保護費に係る戻入金・返還金	4人 802,865円	0人 0円	4人 51,000円	0人 0円	

3 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

なお、自己破産のため権利放棄した者が1人(2件)ある。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	8人 1,310,880円	0人 0円	6人 73,000円	2人 2,342,320円

4 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。

平成23年4月からは、滞納者が償還しやすい環境を整えるため、全国のゆうちょ銀行の窓口及びATMにより収納できるよう、償還窓口を拡大し、滞納改善に努めているところである。

今後とも債務者の個別事情に応じた納入指導を行うとともに、資力があるにもかかわらず納入を怠っている悪質な償還者に対しては裁判所への支払督促の申立てを行うなど、引き続き適正な債権管理を行う。

なお、3人(4件)について、再催告書を送付し、反応がないため、支払督促の申立てを検討中である。

おって、債権放棄1人2件、時効の援用1人(2件)と不納欠損処分を行った。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	57人 14,719,623円	13人 395,416円	27人 719,151円	2人 1,561,177円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,503,716円	0人 0円	2人 57,615円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	0人 0円	0人 0円	0人 0円	1人 31,300円
母子福祉資金に係る戻入金	2人 157,000円	1人 43,000円	0人 0円	0人 0円

<p>【イ 物品の管理について】 備品の管理において、標識（備品ラベル）が付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（西部東厚生環境事務所・西部東保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品 車載用冷蔵庫 ・根拠 広島県物品管理規則第44条 	<p>直ちに標識を貼付した。今後も適正な事務執行に努める。</p>
---	-----------------------------------

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 （ア）法的措置の実行について 法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成21年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。 （児童扶養手当返還金、生活保護事業戻入金・返還金、母子・寡婦福祉資金貸付金）（西部東厚生環境事務所）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童扶養手当返還金 児童扶養手当返還金に係る徴収事務実施要領に基づき実施している電話、訪問等の納付催告により、債務者の財産状況の把握に努め、必要に応じて法的措置を実行し、滞納債権の縮減を図る。 2 生活保護事業戻入金・返還金 法的措置を行うことが有効であると判断できる事例は、生活保護を受給中である、生活保護は受給していないが資力がない等の理由から、現在は認められないが、今後も、各世帯の実情の把握に努め、必要に応じて法的措置を含めた有効かつ適切な措置を、本庁と連携を図りながら、講じていくこととする。 3 母子・寡婦福祉資金貸付金 母子及び寡婦福祉資金取扱要領、母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル及び母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドラインに基づき、必要に応じて法的措置を実施している。
<p>（イ）新規発生債権の抑制について 新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成21年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、引き続き新規滞納額の圧縮に努める必要がある。 （母子・寡婦福祉資金貸付金） （西部東厚生環境事務所）</p>	<p>貸付けを行う時点から、当該資金は必ず償還しなければいけないものであることを徹底するとともに、償還開始前には個別に面接を行い、償還指導を行っている。また、平成23年4月からは、滞納者が償還しやすい環境を整え、全国のゆうちょ銀行の窓口及びATMにより収納できるよう、償還窓口を拡大し、滞納防止に努めている。</p> <p>それでもなお口座振替不能や納期限を過ぎても納入されていない者に対しては速やかに督促状を送付するとともに、電話等による納入指導を実施し、新規発生債権の抑制に努めている。</p>

<p>【イ 補助金の交付に係る事務処理について】 結核予防費補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第60条第1項の規定に基づき、私立学校等が法第53条の2第1項の規定により行う健康診断等結核の予防に要する費用に対し、予算の範囲内において交付するものである。 しかし、当該補助金の交付手続を行うに当たり、管内すべての補助対象事業者に対して補助金交付に係る周知を行うことなく補助金交付事務を行っている状況にある。 補助対象となるすべての学校又は施設の設置者に対して補助制度の案内・通知を行うなど、適切な事務の執行を図る必要がある。(西部東厚生環境事務所・西部東保健所)</p>	<p>平成22年度の補助金交付に係る事務処理に当たっては、管内の補助対象となるすべての学校又は施設の設置者に対して補助制度の案内・通知を行うなど、適切な事務の執行を図った。</p>
---	--

2 1 東部厚生環境事務所・東部保健所 (監査年月日：平成22年10月28日)
[福山支所(平成22年10月28日)]

監査の結果(指摘事項)	措 置 の 内 容																																																					
<p>【長期末納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期末納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生未然防止に努められたい。 (東部厚生環境事務所・東部保健所)</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 1238 691 1317">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="691 1238 1023 1317">長期末納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2" data-bbox="1023 1238 1347 1317">参考 前回監査時 (平成21年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 1317 691 1357">児童扶養手当に係る戻入金・返還金</td> <td data-bbox="691 1317 783 1357">9人</td> <td data-bbox="783 1317 1023 1357">2,626,110円</td> <td data-bbox="1023 1317 1117 1357">12人</td> <td data-bbox="1117 1317 1347 1357">3,787,130円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1357 691 1397">生活保護費に係る戻入金・返還金</td> <td data-bbox="691 1357 783 1397">11人</td> <td data-bbox="783 1357 1023 1397">4,122,352円</td> <td data-bbox="1023 1357 1117 1397">14人</td> <td data-bbox="1117 1357 1347 1397">4,109,065円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1397 691 1438">母子福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td data-bbox="691 1397 783 1438">173人</td> <td data-bbox="783 1397 1023 1438">51,118,211円</td> <td data-bbox="1023 1397 1117 1438">172人</td> <td data-bbox="1117 1397 1347 1438">47,627,451円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1438 691 1478">寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td data-bbox="691 1438 783 1478">7人</td> <td data-bbox="783 1438 1023 1478">4,405,709円</td> <td data-bbox="1023 1438 1117 1478">7人</td> <td data-bbox="1117 1438 1347 1478">4,270,373円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1478 691 1518">母子福祉資金に係る違約金・延納利息</td> <td data-bbox="691 1478 783 1518">37人</td> <td data-bbox="783 1478 1023 1518">1,237,323円</td> <td data-bbox="1023 1478 1117 1518">39人</td> <td data-bbox="1117 1478 1347 1518">1,248,790円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1518 691 1559">寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息</td> <td data-bbox="691 1518 783 1559">1人</td> <td data-bbox="783 1518 1023 1559">60,047円</td> <td data-bbox="1023 1518 1117 1559">1人</td> <td data-bbox="1117 1518 1347 1559">60,047円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1559 691 1599">母子福祉資金に係る戻入金</td> <td data-bbox="691 1559 783 1599">1人</td> <td data-bbox="783 1559 1023 1599">36,000円</td> <td data-bbox="1023 1559 1117 1599">1人</td> <td data-bbox="1117 1559 1347 1599">36,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1599 691 1639">未熟児養育医療費負担金</td> <td data-bbox="691 1599 783 1639">3人</td> <td data-bbox="783 1599 1023 1639">104,965円</td> <td data-bbox="1023 1599 1117 1639">1人</td> <td data-bbox="1117 1599 1347 1639">105,135円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1639 691 1680">廃棄物処理に係る行政代執行弁償金</td> <td data-bbox="691 1639 783 1680">2人</td> <td data-bbox="783 1639 1023 1680">1,548,581円</td> <td data-bbox="1023 1639 1117 1680">2人</td> <td data-bbox="1117 1639 1347 1680">1,658,581円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期末納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成21年10月)		児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人	2,626,110円	12人	3,787,130円	生活保護費に係る戻入金・返還金	11人	4,122,352円	14人	4,109,065円	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	173人	51,118,211円	172人	47,627,451円	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	7人	4,405,709円	7人	4,270,373円	母子福祉資金に係る違約金・延納利息	37人	1,237,323円	39人	1,248,790円	寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人	60,047円	1人	60,047円	母子福祉資金に係る戻入金	1人	36,000円	1人	36,000円	未熟児養育医療費負担金	3人	104,965円	1人	105,135円	廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2人	1,548,581円	2人	1,658,581円				
区 分	長期末納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成21年10月)																																																			
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人	2,626,110円	12人	3,787,130円																																																		
生活保護費に係る戻入金・返還金	11人	4,122,352円	14人	4,109,065円																																																		
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	173人	51,118,211円	172人	47,627,451円																																																		
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	7人	4,405,709円	7人	4,270,373円																																																		
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	37人	1,237,323円	39人	1,248,790円																																																		
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人	60,047円	1人	60,047円																																																		
母子福祉資金に係る戻入金	1人	36,000円	1人	36,000円																																																		
未熟児養育医療費負担金	3人	104,965円	1人	105,135円																																																		
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2人	1,548,581円	2人	1,658,581円																																																		

(東部厚生環境事務所・東部保健所)

1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人 2,588,110円	0人 0円	4人 38,000円	0人 0円

2 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	11人 3,965,152円	0人 0円	7人 91,430円	1人 65,770円

3 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。

平成23年4月からは、滞納者が償還しやすい環境を整えるため、全国のゆうちょ銀行の窓口及びATMにより収納できるよう、償還窓口を拡大し、滞納改善に努めているところである。

今後とも債務者の個別事情に応じた納入指導を行うとともに、資力があるにもかかわらず納入を怠っている悪質な償還者に対しては裁判所への支払督促の申立てを行うなど、引き続き適正な債権管理を行う。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	157人 47,997,616円	15人 376,618円	75人 2,534,301円	1人 209,676円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人 4,245,309円	1人 24,000円	4人 136,400円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	33人 1,135,223円	3人 5,500円	2人 13,900円	1人 82,700円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 60,047円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 36,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

4 未熟児養育医療費負担金

未熟児養育医療費負担金については、「未熟児医療費負担金に係る債権管理事務処理要領」に従って、債務者に督促状の発行による催告を行うとともに、必要に応じて電話・文書・戸別訪問等による納入の指導を行っている。

今後も、未熟児訪問等を行う市町と連携を密にして世帯の状況の把握に努め、個別の事情に応じた納入指導に努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
未熟児養育医療費負担金	3人 94,965円	0人 0円	1人 10,000円	0人 0円

5 廃棄物処理に係る行政代執行弁償金
 旧因島市内の山林に投棄された廃油（硫酸ピッチ）について、投棄者不明のため、平成14年4月26日に代執行により撤去・処理を実施した。（代執行費用：2,394千円）
 投棄者（3名）は愛媛県警に検挙され、松山地方裁判所で有罪の判決があったため、代執行費用の納付を命令し、督促をしたが納付はされなかった。
 平成15年3月～5月、国税徴収法の例により投棄者（3名）の資産状況等を調査し、預金等の差押えを行い、平成15年度決算時、677,113円の代執行費用を徴収した。
 平成19年2月、預金等の差押えを行い（2名）、平成19年度決算時、47,982円の代執行費用を徴収した。また、滞納者名義の土地、建物を差押えた。（1名）
 平成20年8月、滞納者3名のうち1名の死亡を確認した。平成20年11月、預金等の差押えを行い（1名）、10,324円の代執行費用を徴収した。
 その他、滞納者1名について、勤務先へ、本人への給与支払状況について照会をし、交渉の結果、納付誓約書を得て、平成21年10月末日から毎月10,000円の分割納入をすることとなった。（当該滞納者と分割納入金額の上積みについての交渉を行っているが、他にも借金があり、困難な状況にある。）
 残る滞納者1名についても、財産調査を行った結果、生活保護を受けていることが判明し、徴収が困難な状況となっている。
 今後も、滞納者2名につき資力の調査（給与支払状況照会及び生活保護の受給の有無の照会）を定期的に行い、分納金額増額の余地がないか追求するなど、当該未納解消促進のための対応を行う。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2人 1,468,581円	0人 0円	1人 80,000円	0人 0円

（東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
生活保護費に係る戻入金・返還金	14人 6,615,332円	17人 7,121,542円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	20人 5,303,940円	26人 5,960,730円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	37人 9,533,067円	44人 9,321,334円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 98,950円	1人 108,950円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	10人 649,085円	16人 920,814円

(東部厚生環境事務所福山支所・西部保健所福山支所)

1 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	14人 6,388,332円	0人 0円	9人 227,000円	0人 0円

2 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	20人 5,109,940円	0人 0円	12人 194,000円	0人 0円

3 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所福山支所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。

平成23年4月からは、滞納者が償還しやすい環境を整えるため、全国のゆうちょ銀行の窓口及びATMにより収納できるよう、償還窓口を拡大し、滞納改善に努めているところである。

今後とも債務者の個別事情に応じた納入指導を行うとともに、資力があるにもかかわらず納入を怠っている悪質な償還者に対しては裁判所への支払督促の申立てを行うなど、引き続き適正な債権管理を行う。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	30人 9,031,379円	7人 102,988円	17人 398,700円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 83,160円	0人 0円	1人 15,790円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	10人 647,785円	0人 0円	1人 1,300円	0人 0円

監査の結果（意見）

措 置 の 内 容

【ア 債権管理に対する取組の強化について】

（ア）不納欠損処分について

平成21年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促の手続をとらずに時効の到来を迎えたもの、督促状は送付しているものの、その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあった。法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと、催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底、支払督促の申立てや滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより、債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに、適切な時効の中断措置を講じることや、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。

（児童扶養手当返還金）（東部厚生環境事務所）

児童扶養手当返還金については、今後とも児童扶養手当返還金に係る徴収事務実施要領に基づき、督促状の送付、納入確約書の徴取及び電話、訪問による催告等に取り組む、債務者の生活状況の把握に努め、適切な不納欠損処分を行う。

<p>(イ) 法的措置の実行について</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成21年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>(児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金)(東部厚生環境事務所)</p> <p>(児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金)(東部厚生環境事務所福山支所)</p>	<p>(1) 児童扶養手当返還金</p> <p>児童扶養手当返還金に係る徴収事務実施要領に基づき実施している電話，訪問等の納付催告により，債務者の財産状況の把握に努め，必要に応じて法的措置を実行し，滞納債権の縮減を図る。</p> <p>(2) 生活保護事業戻入金・返還金</p> <p>法的措置を行うことが有効であると判断できる事例は，生活保護を受給中である，生活保護は受給していないが資力がない等の理由から，現在は認められないが，今後も，各世帯の実情の把握に努め，必要に応じて法的措置を含めた有効かつ適切な措置を，本庁と連携を図りながら，講じていくこととする。</p> <p>(3) 母子・寡婦福祉資金貸付金</p> <p>母子及び寡婦福祉資金取扱要領，母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル及び母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドラインに基づき，必要に応じて法的措置を実施している。</p>
<p>(ウ) 新規発生債権の抑制について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は，直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが，平成21年度において，債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから，本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら，引き続き新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>(生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金)(東部厚生環境事務所)</p>	<p>(1) 生活保護事業戻入金・返還金</p> <p>生活保護業務を市町へ移管しているため，新規債権は，今後はほぼ発生しない見込であるが，発生する場合には，移管先の市町福祉事務所と連携を図り，滞納債権とならないよう適切な債権管理を行うこととする。</p> <p>(2) 母子・寡婦福祉資金貸付金</p> <p>貸付けを行う時点から，当該資金は必ず償還しなければいけないものであることを徹底するとともに，償還開始前には個別に面接を行い，償還指導を行っている。また，平成23年4月からは，滞納者が償還しやすい環境を整え，全国のゆうちょ銀行の窓口及びATMにより収納できるよう，償還窓口を拡大し，滞納防止に努めている。</p> <p>それでもなお口座振替不能や納期限を過ぎても納入されていない者に対しては速やかに督促状を送付するとともに，電話等による納入指導を実施し，新規発生債権の抑制に努めている。</p>

2.2 北部厚生環境事務所・北部保健所 (監査年月日：平成22年11月17日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容			
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>(北部厚生環境事務所・北部保健所)</p>					
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)			
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	7人 2,971,000円	7人	3,030,000円		
生活保護費に係る戻入金及び返還金	5人 1,922,997円	5人	2,075,997円		
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	44人 15,084,618円	40人	15,105,590円		
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	19人 1,996,480円	21人	2,178,792円		
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 946,055円	4人	954,670円		
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	3人 254,300円	3人	290,100円		
特別障害者手当に係る戻入金及び返還金	1人 55,760円	1人	57,760円		
		<p>1 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。 今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。</p>			
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)	
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	5人 2,349,200円	2人 591,800円	3人 30,000円	0人 0円	
		<p>2 生活保護費に係る戻入金及び返還金 生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。 また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。 今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。</p>			
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)	
生活保護費に係る戻入金及び返還金	4人 1,850,997円	1人 6,000円	4人 66,000円	0人 0円	

3 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。

平成23年4月からは、滞納者が償還しやすい環境を整えるため、全国のゆうちょ銀行の窓口及びATMにより収納できるよう、償還窓口を拡大し、滞納改善に努めているところである。

今後とも債務者の個別事情に応じた納入指導を行うとともに、資力があるにもかかわらず納入を怠っている悪質な償還者に対しては裁判所への支払督促の申立てを行うなど、引き続き適正な債権管理を行う。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	38人 12,259,601円	4人 80,975円	21人 656,485円	2人 2,087,557円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	18人 1,930,680円	1人 27,600円	4人 38,200円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 935,055円	0人 0円	2人 11,000円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	3人 227,300円	0人 0円	2人 27,000円	0人 0円

4 特別障害者手当に係る戻入金及び返還金

現在、定期的に分割納入が行われており、滞納の解消に向け、引き続き納入指導を行うこととする。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	部分納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
特別障害者手当に係る戻入金及び返還金	1人 52,760円	0人 0円	1人 3,000円	0人 0円

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 （ア）法的措置の実行について 法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成21年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。 （児童扶養手当返還金、生活保護事業戻入金・返還金、母子・寡婦福祉資金貸付金）（北部厚生環境事務所）</p>	<p>（１）児童扶養手当返還金 児童扶養手当返還金に係る徴収事務実施要領に基づき実施している電話、訪問等の納付催告により、債務者の財産状況の把握に努め、必要に応じて法的措置を講じる。</p> <p>（２）生活保護事業戻入金・返還金 法的措置を行うことが有効であると判断できる事例は、生活保護を受給中である、生活保護は受給していないが資力がない等の理由から、現在は認められないが、今後も、各世帯の実情の把握に努め、必要に応じて法的措置を含めた有効かつ適切な措置を、本庁と連携を図りながら講じる。</p> <p>（３）母子・寡婦福祉資金貸付金 母子及び寡婦福祉資金取扱要領、母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル及び母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドラインに基づき、必要に応じて法的措置を講じる。</p>
<p>【イ 補助金の交付に係る事務処理について】 結核予防費補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第60条第1項の規定に基づき、私立学校等が法第53条の2第1項の規定により行う健康診断等結核の予防に要する費用に対し、予算の範囲内において交付するものである。 しかし、当該補助金の交付手続を行うに当たり、管内すべての補助対象事業者に対して補助金交付に係る周知を行うことなく補助金交付事務を行っている状況にある。 補助対象となるすべての学校又は施設の設置者に対して補助制度の案内・通知を行うなど、適切な事務の執行を図る必要がある。</p>	<p>管内全ての補助対象の学校又は施設の設置者等の事業者（69事業者）に対し、結核予防費補助金交付に係る根拠等補助制度について、案内・通知を行った。</p>

2.3 西部子ども家庭センター (監査年月日：平成22年6月28日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容																		
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなど、徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2">参考 前年度決算時 (平成21年3月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 児童福祉総務費負担金(県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)</td> <td>15人 2,598,079円</td> <td>19人</td> <td>3,845,229円</td> </tr> <tr> <td>2 児童措置費負担金(民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)</td> <td>81人 23,679,010円</td> <td>87人</td> <td>24,710,640円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成21年3月末現在)		1 児童福祉総務費負担金(県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	15人 2,598,079円	19人	3,845,229円	2 児童措置費負担金(民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	81人 23,679,010円	87人	24,710,640円							
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成21年3月末現在)																		
1 児童福祉総務費負担金(県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	15人 2,598,079円	19人	3,845,229円																	
2 児童措置費負担金(民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	81人 23,679,010円	87人	24,710,640円																	
		<p>新規滞納の発生防止に関しては、施設入所時における納入指導を行うとともに、口座振替払の利用促進に努めた。</p> <p>徴収促進に関しては、8月を集中実施期間と定め、所在調査、財産調査及び給与額等の照会を行い、その結果等を基に、滞納処分も前提にして、文書、電話及び訪問により督促を行った。</p> <p>平成23年4月末現在の未納額は次のとおりである。また、21人(10,961,900円)から納入申立書を受領した。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未 納 額</th> <th>全額納入額</th> <th>分割納入額</th> <th>不納欠損処分額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉総務費負担金(県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)</td> <td>9人 1,111,579円</td> <td>2人 40,000円</td> <td>6人 657,600円</td> <td>8人 788,900円</td> </tr> <tr> <td>児童措置費負担金(民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)</td> <td>66人 17,950,760円</td> <td>8人 343,780円</td> <td>28人 2,809,630円</td> <td>27人 2,574,840円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	未 納 額	全額納入額	分割納入額	不納欠損処分額	児童福祉総務費負担金(県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	9人 1,111,579円	2人 40,000円	6人 657,600円	8人 788,900円	児童措置費負担金(民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	66人 17,950,760円	8人 343,780円	28人 2,809,630円	27人 2,574,840円				
区 分	未 納 額	全額納入額	分割納入額	不納欠損処分額																
児童福祉総務費負担金(県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	9人 1,111,579円	2人 40,000円	6人 657,600円	8人 788,900円																
児童措置費負担金(民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	66人 17,950,760円	8人 343,780円	28人 2,809,630円	27人 2,574,840円																
<p>【イ 物品調達契約における契約書の記載内容について】 次の物品調達に係る契約書において、相手方への代金の支払いが遅延した場合に適用となる遅延利息に誤りがあつた。適正な事務に務められたい。 ・レギュラーガソリン売買契約(平成21年度)</p>		<p>平成22年度分の契約では、適正に処理しており、平成23年度分の契約でも、適正に処理した。今後とも、会計管理部等から発出される契約に関する通知に留意し、適正な処理に努める。</p>																		

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>【債権管理に対する取組の強化について】 ア 法的措置の実行について 平成21年度には、法的措置の実行及びその前提となる財産調査もほとんど実施されておらず、債権回収に向けた取組が十分とは言えない状況であった。 債権管理に当たっては、法令に定める督促手続後にも、催告書の送付、電話及び訪問などによる取組を徹底するとともに、滞納処分の実行等、債権回収に向けて最大限の取組を行う必要がある。 ・ 児童福祉施設総務費負担金 ・ 児童福祉施設措置費負担金</p>	<p>債権回収の取組を効果的に行うため、8月を集中実施期間と定め、所在調査、財産調査及び給与額等の照会を行い、債務者の未納原因を分析し、債権回収の可能性を判断した。 その結果を基に、滞納処分も前提にして、文書、電話及び訪問による督促を行った。 また、21人（10,961,900円）から納入申立書を受領した。</p>
<p>イ 不納欠損処分について 平成21年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促状送付後の催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあった。 法的措置の実行など債権回収に向けて最大限の取組を行い、なお回収が困難な債権については、適切な時効中断の措置及び滞納者の資力調査など、債権管理の徹底を図った上で、不納欠損処分を行う必要がある。 ・ 児童福祉施設総務費負担金 ・ 児童福祉施設措置費負担金</p>	<p>徴収促進に関しては、8月を集中実施期間と定め、所在調査、財産調査及び給与額等の照会を行い、その結果等を基に、滞納処分も前提にして、文書、電話及び訪問により督促を行った。 また、不納欠損処分については、所在調査や資力調査等の結果に基づき行うなど、適正な処理に努めた。</p>

2.4 県立三次看護専門学校（監査年月日：平成22年5月14日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>【警備業務委託契約について】 警備業務委託契約において、特記仕様書に定められた緊急対応連絡表が提出されていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・ 校舎警備業務委託契約（平成19～23年度）</p>	<p>特記仕様書に基づき、緊急対応連絡表を提出させた。</p>

2.5 県立身体障害者更生相談所（監査年月日：平成22年6月1日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容						
<p>【金券の管理について】 金券の出納に係る出納簿が整備されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。 〔出納簿が整備されていない金券の状況〕</p> <table border="1" data-bbox="167 1921 758 2011"> <thead> <tr> <th>金券の種類</th> <th>金額</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海田大橋回数通行券</td> <td>100円</td> <td>普通車用1枚</td> </tr> </tbody> </table>	金券の種類	金額	内訳	海田大橋回数通行券	100円	普通車用1枚	<p>海田大橋回数通行券については直ちに出納簿を整備した。 また、引き続き金券の適正な管理に努めている。</p>
金券の種類	金額	内訳					
海田大橋回数通行券	100円	普通車用1枚					

2 6 県立広島高等技術専門学校 (監査年月日 : 平成 2 2 年 1 1 月 1 8 日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【副生に係る事務手続について】 訓練生の実習において生じた金属屑を売払う場合、金属屑を物品として売払う目的で取得する手続を行う必要があるが、広島県物品管理規則に基づく取得調書の作成が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>監査による指摘後は、取得調書を作成し適正な事務処理を行っている。</p>

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における設計金額の積算方法について】 設計金額の積算において、1 者のみから参考見積書を徴取して算出しているものがあった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から徴取し、設計金額の適正化に努める必要がある。 ・庁舎機械警備業務委託契約 (平成21 ~ 25年度) ・一般廃棄物処理業務委託契約 (平成21 ~ 22年度)</p>	<p>一般廃棄物処理業務委託契約 (平成23 ~ 24年度) における設計金額の積算に際しては、複数者から参考見積書を徴取している。</p>

2 7 県立三次高等技術専門学校 (監査年月日 : 平成 2 2 年 6 月 2 9 日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容						
<p>【ア 生産品の売払いに係る事務処理について】 職業訓練の実習として、第三者から依頼を受けて物品を製作し、これを依頼者に売り渡しているが、売払決裁手続を行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 1456 1050 1550"> <tr> <td>品名</td> <td>ゴミステーション (平成21年度 溶接応用実習として製作)</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>訓練実習の取扱い及び実習製品処理要綱第8条</td> </tr> </table>	品名	ゴミステーション (平成21年度 溶接応用実習として製作)	根拠	訓練実習の取扱い及び実習製品処理要綱第8条	<p>監査による指摘後は、「訓練実習の取扱い及び実習製品処理要綱」の規定に従い、適正な事務処理を行っている。</p>		
品名	ゴミステーション (平成21年度 溶接応用実習として製作)						
根拠	訓練実習の取扱い及び実習製品処理要綱第8条						
<p>【イ 行政財産の使用料の算定について】 自動車整備科実習場などの使用料の算定に当たり、適用する使用料単価を誤り、本来の使用料の額より低い金額を徴収しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 1787 1050 1957"> <tr> <td>件数</td> <td>4件 (平成21年度)</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>20,340円 (正当額と徴収済額との差額の計)</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>行政財産の使用料に関する条例別表第一 行政財産の使用許可の取扱いについて (通知) 第3の1</td> </tr> </table>	件数	4件 (平成21年度)	差額	20,340円 (正当額と徴収済額との差額の計)	根拠	行政財産の使用料に関する条例別表第一 行政財産の使用許可の取扱いについて (通知) 第3の1	<p>監査による指摘後は、「行政財産の使用料に関する条例」別表第 1 及び「行政財産の使用許可の取扱いについて (通知)」第 3 の 1 の規定に従い、適正な額を徴収している。</p>
件数	4件 (平成21年度)						
差額	20,340円 (正当額と徴収済額との差額の計)						
根拠	行政財産の使用料に関する条例別表第一 行政財産の使用許可の取扱いについて (通知) 第3の1						

<p>【ウ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、受託者が提出することになっている書類の提出を受けていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>監査による指摘後は、契約書で受託者から提出することとなっている書類を提出させている。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 371 316 412">契約名</td> <td data-bbox="316 371 1050 412">電気設備保安管理業務委託契約（平成21～22年度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 412 316 495">書類</td> <td data-bbox="316 412 1050 495"> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者の電気保安管理業務の契約状況が確認できる資料 ・保安業務従事者及び主任技術者の確認に係る資料 </td> </tr> </table>	契約名	電気設備保安管理業務委託契約（平成21～22年度）	書類	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者の電気保安管理業務の契約状況が確認できる資料 ・保安業務従事者及び主任技術者の確認に係る資料 	
契約名	電気設備保安管理業務委託契約（平成21～22年度）				
書類	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者の電気保安管理業務の契約状況が確認できる資料 ・保安業務従事者及び主任技術者の確認に係る資料 				
<p>【エ 工事請負契約における事務処理について】 工事請負契約において、次のとおり誤った事務処理を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 本館外壁塗装工事 <p>(ア) 指名業者の選定について 指名業者を5人以上12人以内で選定すべきところ、特段の理由もなく、3人しか選定していなかった。また、指名業者等選定委員会を設置しておらず、指名業者の選定理由が明確になっていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠 広島県契約規則第27条第1項 建設工事指名業者等選定要綱 <p>(イ) 契約の保証について 契約の保証を要する工事であるにもかかわらず、これを免除していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠 建設工事執行規則第10条 建設工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて（通知） 	<p>(ア) 指名業者の選定については、「建設工事指名業者等選定要綱」による業者数を選定している。 また、指名業者の選定については、「広島県立三次高等技術専門校所管営繕工事指名業者等選考事務取扱要領」を平成22年10月1日付けで制定し、指名業者等選定委員会を設置して適正に事務処理を行っている。</p> <p>(イ) 契約の保証については、該当する案件が発生した場合、「建設工事執行規則」第10条及び「建設工事請負契約における契約の保障に関する取扱いについて（通知）」に従い、契約保証金を徴収することとしている。</p>				

28 西部農林水産事務所 (監査年月日：平成22年11月9日)

[呉農林事業所(平成22年10月21日), 東広島農林事業所(平成22年10月14日)]

監査の結果(指摘事項)		措置の内容	
<p>【ア 長期未済(滞納繰越分について)】 次の歳入において、長期未済(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 (西部農林水産事務所)</p>			
区 分	長期未納(滞納繰越分) (監査日現在確認分)	参考 前回監査時 (平成21年11月)	
行政代執行弁償金	2人 57,294,514円	2人 57,294,514円	
工事請負契約に係る違約金	1人 286,650円	1人 286,650円	
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	2人 190,094円	2人 190,094円	
		(西部農林水産事務所) 債務者のうち、事業再開の見込みがないなどの理由により債権の回収ができない業者については、債権放棄に向け、平成22年度中に執行停止及び徴収停止の手続きを行った。 残りの債務者も平成20年8月以降事業休止状態であり、差し押さえる財産も確認できない状況にあるため、本庁主管課と連携し、徴収停止及び債権放棄に向け、会社の負債確認、支払い意思確認及び資産状況確認(名寄せ台帳等)資料の取得・検討を行う。	
区 分	未納額 (平成23年4月末)	うち執行停止・徴収停止額 (平成23年4月末)	
行政代執行弁償金	2人 57,294,514円	2人 57,294,514円	
工事請負契約に係る違約金	1人 286,650円	1人 286,650円	
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	2人 190,094円	1人 79,058円	
(西部農林水産事務所東広島農林事業所)			
区 分	長期未納(滞納繰越分) (監査日現在確認分)	参考前回監査時 (平成21年10月)	
平成21年度災害に係る 応急措置等求償金	1人 41,610,450円	0人 0円	

		(西部農林水産事務所東広島農林事業所) 平成21年7月に東広島で発生した土砂埋立地の土砂崩壊による災害に対し、県が土砂埋立業者に代わって行った工事に要した費用をこの業者へ請求したが支払に応じないため、平成22年11月10日に呉簡易裁判所に支払督促申立を行った。平成22年11月24日から裁判に移行し、現在、係争中である。	
区 分		未納額 (平成23年4月末)	うち支払督促申立額 (平成23年4月末)
平成21年度災害に係る 応急措置等求償金		1人 41,610,450円	1人 41,610,450円
【イ 補助金交付申請に係る事務処理について】 補助金交付申請書において、補助金交付規則第3条第1項の規定により添付が必要な実施設計書が添付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(西部農林水産事務所) ・小規模農業基盤整備事業補助金(平成21年度) ・ため池緊急整備事業補助金(平成21年度)		必要書類を添付し、整理した。今後は、適正な事務処理に努める。	

監査の結果(意見)	措 置 の 内 容
【委託契約に係る契約変更内容について】 次の委託契約について、当初契約後に沈砂池の設置に係る調査設計業務を追加する必要があることが判明したため設計変更を行ったが、その際、契約変更基準に定められた原則を超える大幅な増額を伴う変更契約を締結していた。 委託業務の執行に当たっては、当初設計段階において条例の適合の可否について十分に検討する等、事前の検討を十分に行う必要がある。(西部農林水産事務所) ・県営一般農道整備事業 川根2期地区残土処分地資料作成業務(平成21年度) (当初契約額1,785,000円 変更契約額・精算額5,017,950円)	本業務は、「広島県土砂の適正処理に関する条例」(以下、条例)の適用を受けない規模の残土処分地の資料整理を発注したものであるが、発生残土量を精査した結果、条例の適用を受ける面積規模になったため、これにより新たに必要となる沈砂池などの設計等の業務を追加し、変更契約を締結した。 今後は、条例の適用を受ける規模になるか等、施設的设计条件についての事前検討を十分に行い、発注後の大幅な変更が生じないように努めることとする。

29 北部農林水産事務所 (監査年月日：平成22年11月17日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容	
<p>【長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(北部農林水産事務所)</p>			
区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)	
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円	1人	154,501円
委託契約に係る違約金	1人 178,500円	1人	178,500円
		<p>[工事請負契約の前払金返還に係る延納利息] 未納者は、平成14年12月25日に解散しているが、引き続き清算人へ催告書を送付するとともに、直接出向いて未納金の支払を求めることとする。(催告書は平成23年6月に送付予定(前回：平成22年6月10日)) また、債権回収が困難であるため、本庁森林保全課と連携し、債権放棄に向けて、対応を検討している。</p> <p>[委託契約に係る違約金] 平成23年2月9日に欠損処分を行った。</p>	
区分	未納額 (平成23年4月末)	不納欠損処分類 (平成23年4月末)	
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円	0人	0円
委託契約に係る違約金	0人 0円	1人	178,500円

30 西部農業技術指導所 (監査年月日：平成22年5月12日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容				
<p>【毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり、適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 510 842 555">内 容</th> <th data-bbox="842 510 1193 555">根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 555 842 824"> <p>毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。</p> </td> <td data-bbox="842 555 1193 824"> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知) </td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根 拠	<p>毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知) 	
内 容	根 拠				
<p>毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知) 				
	<p>毒物・劇物以外のものを別の保管庫で保管し、現在の施設のできる保管庫を毒劇物専用とした。</p>				
<p>管理簿上に記載された数量と、現物の在庫数量が一致していないものがあつた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知) 				
	<p>管理簿に記載されていない毒物・劇物、使用期限の切れている毒物・劇物、及び使用見込みのない毒物・劇物については関係法令に則って適切に廃棄し、廃棄に併せ、保管庫内の在庫数量と管理簿に記載された数量を一致させるよう、管理簿を整理した。 今後については、使用時の管理簿整理と併せ、担当者による月一回のチェック、管理職による四半期一回のチェックにより、数量管理を行う。</p>				

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【使用見込みのない毒物及び劇物の処分について】 使用期限が切れ、使用見込みのない劇物が保管されていた。今後、使用する見込みのない毒物及び劇物については、廃棄する必要がある。</p>	<p>使用期限の切れている毒物・劇物、及び使用見込みのない毒物・劇物については、関係法令に則って適切に廃棄した。</p>

3 1 西部建設事務所 (監査年月日：平成22年11月9日)

[呉支所(平成22年10月21日), 廿日市支所(平成22年11月9日),
安芸太田支所(平成22年11月9日), 東広島支所(平成22年10月14日)]

監査の結果(指摘事項)		措置の内容			
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>(西部建設事務所)</p>		<p>文書、電話及び訪問による催告を実施し、全額納入となつた者、また、分納による納入指導も取り入れた結果、納入し始めた者が出てきた。</p> <p>引き続き、催告及び預金等財産調査により滞納者の状況把握に努め、滞納処分も視野に入れ、滞納債権の早期回収に努める。</p> <p>また、新たに発生した未納分も同様の処理をしていく。</p>			
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)			
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	3人 801,553円	4人	860,571円		
道路使用料	5人 429,407円	7人	423,553円		
河川使用料	20人 978,623円	14人	837,660円		
海岸使用料	1人 715,950円	1人	477,300円		
公有水面使用料	2人 75,860円	1人	62,100円		
砂防設備使用料	1人 4,120円	0人	0円		
施設使用料	1人 360円	0人	0円		
行政代執行弁償金(道路, 港湾)	1人 12,710,531円	1人	12,710,531円		
行政代執行弁償金(河川)	1人 241,500円	1人	241,500円		
区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	分割納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)	
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	3人 801,553円	0人 0円	0人 0円	0人	0円
道路使用料	3人 399,167円	2人 240円	1人 30,000円	0人	0円
河川使用料	11人 589,600円	6人 45,713円	2人 302,130円	4人	41,180円
海岸使用料	1人 668,220円	0人 0円	1人 47,730円	0人	0円
公有水面使用料	2人 75,860円	0人 0円	0人 0円	0人	0円
砂防設備使用料	1人 4,120円	0人 0円	0人 0円	0人	0円
施設使用料	0人 0円	1人 360円	0人 0円	0人	0円
行政代執行弁償金(道路, 港湾)	1人 12,710,531円	0人 0円	0人 0円	0人	0円
行政代執行弁償金(河川)	1人 241,500円	0人 0円	0人 0円	0人	0円
砂防施設使用料については、平成23年5月末時点で完納となつた。					

(西部建設事務所呉支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
漁港使用料	1人 143,760円	1人 718,800円
公有水面使用料	3人 232,760円	2人 540,480円
海岸使用料	1人 4,320円	1人 4,320円

滞納者に対して訪問指導，書面による催告を行うとともに，財産調査を行って滞納処分による債権回収を検討する。

倒産している者については，財産調査の結果資産がない場合には執行停止処分を検討する。

滞納処分では債権回収が困難であり，かつ，執行停止の要件を満たさない者に対しては，債務承認，分割納付等の時効中断効果のある手法の適用を検討し，適切な債権管理に努める。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
漁港使用料	1人 143,760円	0人 0円	0人 0円
公有水面使用料	2人 202,800円	1人 29,960円	0人 0円
海岸使用料	1人 4,320円	0人 0円	0人 0円

(西部建設事務所廿日市支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
道路使用料	2人 8,400円	2人 8,400円
河川使用料	3人 6,768円	6人 13,051円
砂防設備使用料	1人 5,153円	5人 5,876円

督促状の送付や訪問督促等，債権徴収促進のため引き続き取り組む。

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
道路使用料	1人 2,800円	1人 5,600円	0人 0円
河川使用料	3人 6,768円	0人 0円	0人 0円
砂防設備使用料	1人 5,153円	0人 0円	0人 0円

(西部建設事務所東広島支所)							
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成21年10月)				
道路使用料	1人	87,530円	2人 70,488円				
河川使用料	1人	1,890円	9人 65,876円				
公有水面使用料	1人	15,480円	1人 15,480円				
平成22年2月3日執行停止処理済み。							
区 分	未納額 (平成23年4月末)		うち執行停止額 (平成23年4月末)				
道路使用料	1人	87,530円	1人 87,530円				
河川使用料	1人	1,890円	1人 1,890円				
公有水面使用料	1人	15,480円	1人 15,480円				
<p>【イ 雑収の現金収納に係る事務処理について】 雑収の現金出納に係る事務について、広島県会計規則等に定められた期限(翌開庁日)までに金融機関へ払い込んでいないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>内 容</td> <td>雑収(行政文書複写料) 5件 90円</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県会計規則第45条第6項</td> </tr> </table>				内 容	雑収(行政文書複写料) 5件 90円	根 拠	広島県会計規則第45条第6項
内 容	雑収(行政文書複写料) 5件 90円						
根 拠	広島県会計規則第45条第6項						
<p>従前から、領収した日又は廃出納員が引継ぎを受けた日の翌開庁日までに当該現金を金融機関へ払い込む事を周知徹底していたところであるが、その旨を忘失していたものである。 監査結果を踏まえ、再度この旨を周知徹底し、今後も適正な事務処理に努める。</p>							
<p>【ウ 常時の資金前渡の支出について】 平成22年度の水防等に係る深夜勤務における食糧費(夜食代)や、使用料及び賃借料(駐車場利用に係る料金)の支出に備えるために、それぞれ資金前渡を受けていたが、食糧費が不足したため、食糧費の追加交付を受けることなく、使用料及び賃借料から支出していた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)</p>							
<p>食糧費の追加交付を受け是正した。 また、今後の事務に誤りがないようチェック体制を強化することとした。具体的には、食糧費出納簿を作成し、これまでは、担当者のみで運用されていたが、予算の進行管理者である担当係長のチェックを入れることにより、マイナス執行等ないよう厳格に管理することとした。</p>							
<p>【エ 財産の管理及び使用料収入事務について】 (ア) 砂防設備使用料について、占用許可の期限切れ後も占用物件が存在し、占有者も明らかであるのに、占用許可の更新を行わないまま使用料の調定を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所) ・ 1件 4,120円</p>							
<p>更新手続については、訪問や郵送で占有者に対し依頼を行っていたが、返信が無い状態であった。 再度、占有者宅を訪問し、在宅の家人に占用物件の許可の更新について説明し、了解の上、占用許可申請書(平成21年度更新分)を受理した。 平成23年5月、平成21年度分占用料について納入を確認し、完納となった。</p>							
<p>(イ) 砂防設備使用料について、使用許可期限後に提出された廃止届を基に、遡及して調定取消しをしていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所東広島支所) ・ 2件 9,720円</p>							
<p>調定取消しをした砂防設備使用料について、調定復活処理中である。なお、今後、使用料の徴収に当たっては、適正な事務処理に努める。</p>							

<p>【オ 物品の管理について】 備品の管理において、標識（備品ラベル）が付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品 シュミットテストハンマー（備品番号 9500012） シュミットテストハンマー（備品番号 9500013） ・ 根拠 広島県物品管理規則第44条 	<p>監査結果を受け、速やかに当該備品の標識（備品ラベル）を作成し貼付した。 今後も物品管理規則に基づき適正な備品管理に努める。</p>				
<p>【カ 公印の管理について】 公印の管理において、不要となった次の公印が廃棄されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県広島土木建設事務所長印 ・ 広島県広島土木建設事務所出納員印 	<p>組織再編により不用となった公印廃棄を忘失し金庫に保管していたものであるが、監査結果を受け、速やかに廃棄手続を行った。 今後も適正な公印管理に努める。</p>				
<p>【キ 借受財産の登録について】 賃貸借契約が自動更新されている土地の借受財産について、財務会計システムへの契約更新の入力を行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所安芸太田支所）</p> <table border="1" data-bbox="172 1070 823 1193"> <tr> <td>財産の名称</td> <td>加計独身寮借受財産（土地） 2件</td> </tr> <tr> <td>借受期間</td> <td>平成22年4月1日～平成23年3月31日 （1年間毎の自動更新）</td> </tr> </table>	財産の名称	加計独身寮借受財産（土地） 2件	借受期間	平成22年4月1日～平成23年3月31日 （1年間毎の自動更新）	<p>財務会計システムへの契約更新の入力を行った。 また、自動更新等年間契約は多岐にわたっているため、今後の事務に誤りがないよう年間契約チェック表を作成し、支出負担行為、発注決裁などの漏れがないよう厳格に管理することとした。</p>
財産の名称	加計独身寮借受財産（土地） 2件				
借受期間	平成22年4月1日～平成23年3月31日 （1年間毎の自動更新）				
<p>【ク 委託契約における事務処理について】 （ア）次の委託契約において、再委託に係る承認手続きを行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川 太田川水系 鈴張川 総合流域防災工事（2工区）に伴う業務委託（井戸調査） <p>（イ）次の委託契約において、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所東広島支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福富ダム管理事務所自家用電気工作物保安業務委託契約 	<p>今後の業務において、再委託業務が想定される場合には、元請コンサルタントに対して、再委託の確認を行い、再委託がある場合は、必要な手続を行うよう、指導を徹底する旨を所内の関係技術職員へ通知した。</p> <p>覚書により、月額委託料を別に定めた。</p>				
<table border="1" data-bbox="185 1686 987 1839"> <thead> <tr> <th>契約書等の条文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条（委託料）</td> <td>「月額を定めて支払うこととし別途額を定める」としているが、この額を定めないまま、委託料を月額払いしていた。（契約額/月数）</td> </tr> </tbody> </table>	契約書等の条文	内 容	第6条（委託料）	「月額を定めて支払うこととし別途額を定める」としているが、この額を定めないまま、委託料を月額払いしていた。（契約額/月数）	
契約書等の条文	内 容				
第6条（委託料）	「月額を定めて支払うこととし別途額を定める」としているが、この額を定めないまま、委託料を月額払いしていた。（契約額/月数）				

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 （ア）不納欠損処分について 平成21年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促の手続をとらずに時効の到来を迎えたもの、督促状は送付しているものの、その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあった。法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと、催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底、支払督促の申立てや滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより、債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに、適切な時効の中断措置を講じることや、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。 （漁港使用料）（西部建設事務所呉支所）</p>	<p>滞納債権については、督促状の送付、財産調査、滞納処分による債権回収の検討を適切に行うとともに、催告、債務承認、分割納付等の時効中断効果のある手法の適用を検討することとした。</p> <p>滞納者に資力がなく滞納処分困難な場合には、執行停止処分を行って滞納者の状況を経過監視した上で、やむを得ず消滅時効が到来したときに欠損処分を行い、適切な債権管理に努めることとした。</p>
<p>（イ）法的措置の実行について 法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成21年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>（公有水面使用料）（西部建設事務所呉支所）</p> <p>（道路使用料，河川使用料）（西部建設事務所廿日市支所）</p>	<p>滞納債権については、督促状の送付を行うとともに、滞納者の財産調査を行って、滞納処分による債権回収を適切に検討し、債権回収に努める。</p> <p>平成22年度においては、長期滞納案件について、適宜督促状を送付する等、法的措置を適切に実施した。今後も引き続き積極的に取り組む。</p>

<p>(ウ) 新規発生債権の抑制について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成21年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、引き続き新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>(道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料) (西部建設事務所)</p> <p>(漁港使用料, 道路使用料)(西部建設事務所 呉支所)</p> <p>(道路使用料)(西部建設事務所 東広島支所)</p>	<p>文書・電話催告及び訪問催告のみでなく、財産調査、法的措置を的確に行い、積極的な債権回収に取り組み、新規滞納額の圧縮に努める。</p> <p>滞納が発生したときには、速やかに督促状を送付するとともに、電話、訪問、文書での納付指導を迅速に行って早期の債権回収を図る。</p> <p>また、本庁主管課に状況を報告して十分に対応を協議するとともに、税務課債権管理支援担当に助言・指導を求めて有効な対応方策を検討し、新規滞納額の圧縮に努める。</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、文書、電話及び訪問による催告等を行い、速やかな債権回収を図ることにより、今後とも新規滞納額の圧縮に努める。</p>
<p>【イ 債権管理簿の管理について】</p> <p>道路使用料等の債権回収に向けた取組のうち、滞納処分の執行停止など記載すべき重要な事項の一部について、債権管理簿への記載漏れがあった。</p> <p>債権管理の状況を明らかにするため、債権管理簿の管理を適切に行う必要がある。(西部建設事務所 東広島支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路使用料 ・河川使用料 ・公有水面使用料 	<p>必要な事項を債権管理簿に記載した。今後とも、債権管理簿の適切な管理に努める。</p>

<p>【ウ 補助金の履行確認について】 次の補助金交付事務については、本庁（土木局）において補助金の内定、交付申請書受理、交付決定、額の確定、補助金支出などの事務を行い、建設事務所では、実績報告書受理、検査・履行確認の業務が行われている。</p> <p>建設事務所においては、本庁から送付された交付決定（変更承認）の書類の写しを基に業務を行っているが、その際に事業の内容（図面・設計書等）が記載された補助申請書等の書類、補助事業の成果を確認するために必要な成果物、精算設計書などの提出を受けていなかった。</p> <p>履行確認は、その報告に係る補助事業等の成果が、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるか調査するものであることから、履行確認に必要な書類の提出を市町に求めるとともに、必要に応じて現地調査等を行うなどして適切な履行確認に努める必要がある。（西部建設事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤河川改修事業〔平成20年度（平成21年度への繰越事業）〕 ・総合流域防災事業〔平成20年度（平成21年度への繰越事業）〕 	<p>市町から実績報告書を受理するに当たっては、報告に係る事業の成果が、交付決定内容・条件に適合するものであるか確認できる図面、設計書、成果物又は精算設計書等を求めることとした。</p> <p>また、必要により、市町から、該当事業に係る契約書・検査調書の写し又は写真（着工前、完成後が確実に解るもの）等の提出も受けて確認を行うこととし、書類のみでは不明な場合には現地調査を行うこととした。</p>
---	--

3 2 東部建設事務所 （監査年月日：平成22年10月28日）

[三原支所（平成22年10月28日）]

監査の結果（指摘事項）	措置の内容																						
<p>【ア 長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 （東部建設事務所）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕</th> <th style="width: 35%;">参考 前回監査時 （平成21年10月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路使用料</td> <td>6人 1,310,110円</td> <td>6人 1,777,720円</td> </tr> <tr> <td>河川使用料</td> <td>4人 365,910円</td> <td>6人 702,080円</td> </tr> <tr> <td>住宅使用料</td> <td>261人 35,655,875円</td> <td>275人 37,286,282円</td> </tr> <tr> <td>駐車場使用料</td> <td>128人 2,887,007円</td> <td>140人 3,258,521円</td> </tr> <tr> <td>港湾施設使用料</td> <td>7人 9,493,260円</td> <td>8人 10,493,751円</td> </tr> <tr> <td>雑入</td> <td>1人 490,037円</td> <td>1人 479,469円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参考 前回監査時 （平成21年10月）	道路使用料	6人 1,310,110円	6人 1,777,720円	河川使用料	4人 365,910円	6人 702,080円	住宅使用料	261人 35,655,875円	275人 37,286,282円	駐車場使用料	128人 2,887,007円	140人 3,258,521円	港湾施設使用料	7人 9,493,260円	8人 10,493,751円	雑入	1人 490,037円	1人 479,469円	<p>【道路使用料・河川使用料】 定期的な訪問督促、書面督促を行い、早期の納付完了に努め、納入指導を行った。 道路使用料については、2人から分割納入している。引き続き任意での納付交渉を行うこととした。</p>	
区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参考 前回監査時 （平成21年10月）																					
道路使用料	6人 1,310,110円	6人 1,777,720円																					
河川使用料	4人 365,910円	6人 702,080円																					
住宅使用料	261人 35,655,875円	275人 37,286,282円																					
駐車場使用料	128人 2,887,007円	140人 3,258,521円																					
港湾施設使用料	7人 9,493,260円	8人 10,493,751円																					
雑入	1人 490,037円	1人 479,469円																					

【港湾施設使用料・雑入】

滞納者に対して電話，文書送付，訪問による納入指導，督促を粘り強く行い，滞納の解消に努めることとした。

また，督促状を速やかに送付するとともに，財産調査等を行い，必要に応じて法的措置を行い債権の縮減に努めることとした。

区 分	長期未納額 (平成23年3月末)	全額納入額 (平成23年3月末)	分割納入額 (平成23年3月末)	不納欠損処分額 (平成23年3月末)
道路使用料	6人 1,058,250円	0人 0円	2人 85,900円	2人 165,960円
河川使用料	3人 238,405円	1人 127,505円	0人 0円	0人 0円
港湾施設使用料	7人 8,573,206円	0人 0円	4人 920,054円	0人 0円
雑入	1人 490,037円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

【住宅使用料・駐車場使用料】

指定管理者に対し，滞納整理事務処理要領に基づき，滞納者への督促状の送付，電話及び訪問督促等を積極的に実施するよう指導を行った。また，指定管理者との連絡会議を毎月1回実施し，督促・徴収状況の把握や懸案事項等の検討を行い，徴収促進と滞納者への早期対応に努めた。

退去滞納者については，住民票等による現住所把握を行い，督促状の送付及び訪問督促等を実施するよう指定管理者に対し，指導した。

また，再三の納付督促に応じない長期又は高額な滞納者や退去滞納者に対しては，法的措置実施計画に基づき，法的措置の提起を指定管理者から住宅課に依頼した。

区 分	長期未納額 (平成23年3月末)	全額納入額 (平成23年3月末)	分割納入額 (平成23年3月末)	不納欠損処分額 (平成23年3月末)
住宅使用料	221人 34,119,833円	40人 954,220円	23人 581,822円	0人 0円
駐車場使用料	93人 2,323,272円	35人 341,041円	18人 222,694円	0人 0円

(東部建設事務所三原支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
道路事業に係る行政代執行弁償金	1人 164,215円	1人 164,215円
建設工事請負契約解除に伴う遅延利息	1人 46,713円	1人 46,713円

区 分	未納額 (平成23年4月末)	全額納入額 (平成23年4月末)	不納欠損処分額 (平成23年4月末)
道路工事に係る行政代執行弁償金	1人 164,215円	0人 0円	0人 0円
建設工事請負契約解除に伴う遅延利息	1人 46,713円	0人 0円	0人 0円

	<p>【道路工事に係る行政代執行弁償金】 時効が成立しており、不納欠損処分を行うこととし、道路河川管理課との協議に着手することとした。</p> <p>【建設工事請負契約解除に伴う遅延利息】 会社が破産したため破産管財人の弁護士に債権調査票を提出し、随時、状況を照会している。現在精算手続作業中であるが、徴収の見込みが立たず、今後の状況により不納欠損処分を含め検討を行うこととした。</p>								
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり不適切な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (東部建設事務所)</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 777 576 813">委託業務名</th> <th data-bbox="576 777 1422 813">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 813 576 925">福山沼隈線道路改良事業に係る用地調査業務委託11工区(平成21年度)</td> <td data-bbox="576 813 1422 925">「土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定要領」に定められた評定結果等の通知が遅延しているものがあつた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 925 576 1037">国道313号外附属物維持業務委託(平成20～21年度)</td> <td data-bbox="576 925 1422 1037">契約書によって定められた特記仕様書に基づいて受託者から提出を受けている「現場代理人及び主任技術者等氏名届」に、配置予定技術者を専任で配置する内容の誓約書が添付されていなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1037 576 1122">福山港、尾道系崎港清掃船実施設計委託業務(平成22年度)</td> <td data-bbox="576 1037 1422 1122">一般競争入札の無効に伴い、契約事務をやり直して実施した再度公告入札において、執行伺い及び予定価格の作成が行われていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>	委託業務名	内 容	福山沼隈線道路改良事業に係る用地調査業務委託11工区(平成21年度)	「土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定要領」に定められた評定結果等の通知が遅延しているものがあつた。	国道313号外附属物維持業務委託(平成20～21年度)	契約書によって定められた特記仕様書に基づいて受託者から提出を受けている「現場代理人及び主任技術者等氏名届」に、配置予定技術者を専任で配置する内容の誓約書が添付されていなかった。	福山港、尾道系崎港清掃船実施設計委託業務(平成22年度)	一般競争入札の無効に伴い、契約事務をやり直して実施した再度公告入札において、執行伺い及び予定価格の作成が行われていなかった。	
委託業務名	内 容								
福山沼隈線道路改良事業に係る用地調査業務委託11工区(平成21年度)	「土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定要領」に定められた評定結果等の通知が遅延しているものがあつた。								
国道313号外附属物維持業務委託(平成20～21年度)	契約書によって定められた特記仕様書に基づいて受託者から提出を受けている「現場代理人及び主任技術者等氏名届」に、配置予定技術者を専任で配置する内容の誓約書が添付されていなかった。								
福山港、尾道系崎港清掃船実施設計委託業務(平成22年度)	一般競争入札の無効に伴い、契約事務をやり直して実施した再度公告入札において、執行伺い及び予定価格の作成が行われていなかった。								
	<p>福山沼隈線道路改良事業に係る用地調査業務委託11工区(平成21年度) 所属職員への要領等の周知徹底、課長・係長等による業務委託の進捗状況の把握等により再発防止に努めている。</p> <p>国道313号外附属物維持業務委託(平成20～21年度) 書類提出の不備については、提出・整理をさせた。今後、提出書類の確認については、厳格に行い、専任での技術者の配置であることを確認することとした。</p> <p>福山港、尾道系崎港清掃船実施設計委託業務(平成22年度) 再度公告入札において、当初入札の執行伺い及び予定価格を引き続き使用したものであり、この取扱いについて文書で整理した。今後、このような特例的な取扱いをする場合は、理由及び根拠等について決裁文書で整理・記録することとした。</p>								

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 （ア）法的措置の実行について 法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成21年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。 （道路使用料，河川使用料）（東部建設事務所）</p>	<p>滞納者の資力の状況を調査し、可能な対象者については、法的処置を講じることで、適切な債権回収を図ることとした。 本人死亡の案件については、家族から道路占用権承継届の提出を受け、分割での納入をしている。</p>
<p>（イ）新規発生債権の抑制について 新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成21年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、引き続き新規滞納額の圧縮に努める必要がある。 （道路使用料）（東部建設事務所）</p>	<p>平成22年度分の滞納者については、督促状を送付した。 引き続き、督促・催告等による債権回収の取組の徹底を図る。</p>
<p>【イ 委託契約における設計金額の算出について】 委託契約の設計金額の算出において、計算を誤っているものがあつた。契約における予定価格は、設計金額を基に設定されることから、設計金額は、適正に算出する必要がある。 （東部建設事務所三原支所） ・野間川ダム本体工事に伴う総合評価事務支援業務委託契約（平成21年度）</p>	<p>今後は、設計図書等に記載された内容の確認が確実にできるようチェック体制の強化を図るとともに、適正な積算となるよう根拠資料の整備に努めることとした。</p>

3 3 北部建設事務所 (監査年月日：平成22年11月17日)

[庄原支所(平成22年11月17日)]

監査の結果(指摘事項)		措置の内容		
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 (北部建設事務所)</p>				
区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)		
住宅使用料	24人 2,377,907円	23人 2,204,057円		
駐車場使用料	10人 302,678円	7人 221,166円		
		<p>指定管理者に対し、文書、電話、訪問による督促の強化及び家賃減免や分割納付による対応等を指導した結果、上表のとおり未納額の減となつた。 また、再三の督促に応じない者に対しては家賃の支払い及び住宅の明渡しを求める訴訟を指定管理者から住宅課に依頼させた。 退去滞納者に対しては住所等を調査し、督促状の送付や訪問督促、住宅課に対する法的措置依頼を実施するよう指定管理者に指導した。</p>		
区分	未納額 (平成23年3月末)	全額納入額 (平成23年3月末)	分割納入額 (平成23年3月末)	不納欠損処分額 (平成23年3月末)
住宅使用料	21人 2,090,707円	3人 144,700円	8人 142,500円	0人 0円
駐車場使用料	7人 272,378円	3人 30,300円	0人 0円	0人 0円
<p>【イ 行政財産使用料の徴収事務について】 行政財産の使用料徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。また、財務会計トータルシステムによる事務処理を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (北部建設事務所) (ア)収入手続が遅延していたもの</p>				
区分	内 容			
徴収すべき期限	平成22年4月30日(継続4件)			
実際の納付期限	平成22年9月30日(継続4件)			
使用料	493,010円(継続4件)			
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条(使用料の徴収方法)			

	<p>県立みよし公園の土地等の使用料の徴収方法については、都市公園条例施行規則第9条で定められているが、平成23年度分から、行政財産使用規則第6条第3項の更新申請の規定を準用し、許可期間満了の1月前までに翌年度分の公園施設の管理・設置申請書を提出させることとした。平成23年度については、平成23年2月28日付けで申請を受け、平成23年4月1日付けで許可した。また、土地等の使用料についても、同日付けで平成23年4月30日を納入期限とする納入通知を行った。</p>
<p>(イ) 財務会計トータルシステムによる事務処理を行っていないかったもの</p>	
<p>区 分</p>	<p>内 容</p>
<p>使用許可</p>	<p>行政財産使用許可調書出力(継続5件) 使用許可決裁(許可書出力)(継続5件)</p>
<p>根拠</p>	<p>財務会計トータルシステム事務処理要領(財産)第8章</p>
	<p>県立みよし公園の財産台帳については、道路・河川などの公共施設と同様に、設置の根拠法である都市公園法第17条により、都市公園台帳を整備し、適切な事務処理に努めている。</p> <p>公有財産管理規則では、第68条により第5章(財産台帳)が適用除外となっており、財務会計トータルシステム上に新たに財産台帳を作成する必要はないこととなる。したがって、使用許可事務についても、事務処理の前提となる財産台帳を作成する必要がないため、同システムで処理すべきであるとはいえない。</p>

3 4 広島港湾振興事務所 (監査年月日：平成22年5月25日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容		
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越額)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生未然防止に努められたい。</p>				
区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成21年3月末)		
施設使用料	18人 3,636,170円	34人 5,726,290円		
公有水面使用料	7人 187,170円	11人 269,400円		
海岸使用料	5人 152,677円	6人 196,157円		
港湾使用料	34人 4,101,733円	86人 9,658,116円		
漁港使用料	34人 3,577,792円	55人 9,638,859円		
雑入	1人 603,750円	1人 603,750円		
		<p>滞納の長期化防止対策として、納期経過後、速やかに本人と交渉を持ち財産調査を実施するなど、早期に方向性を決定し、滞納処分、又は不納欠損等の各々適切かつ、現実的な処理を実施することにより滞納の長期化を防止し、同時に粘り強く督促活動を継続し、回収に努めた結果、次のとおり未納が減少した。</p>		
区分	未納額 (平成23年3月末)	部分納入額 (平成23年3月末)	全額納入額 (平成23年3月末)	不納欠損処分額 (平成23年3月末)
施設使用料	17人 3,419,425円	3人 33,325円	0人 0円	1人 183,420円
公有水面使用料	7人 155,010円	2人 32,160円	0人 0円	0人 0円
海岸使用料	5人 152,677円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
港湾使用料	29人 2,678,811円	4人 152,000円	4人 539,774円	1人 731,148円
漁港使用料	27人 2,846,979円	7人 305,723円	7人 425,090円	0人 0円
雑入	1人 603,750円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
<p>措置状況には部分納入者が含まれているので、措置状況のトータル人数と監査日現在での人数は一致しない。</p>				
<p>【イ 工事請負契約手続きについて】 工事請負契約において、課税業者であるか免税業者である旨の届出がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 ・特定重要港湾広島港 五日市地区 廃棄物処分場緑化等環境整備事業覆土工事(21年度)</p>		<p>指摘のとおり、適正な事務処理に努めている。</p>		

<p>【ウ 工事請負契約における変更契約について】</p> <p>工事請負契約において、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示については、工事内容変更通知書により指示すべきところ、工事打合せ簿により指示を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。(広島港湾振興事務所)</p> <p>・平成20年度 臨海土地造成事業(五日市地区)下水道整備工事(19-1工区)</p>	<p>請負代金額の増額に係る内容変更を行う場合には、現行の監督ライン(総括監督員・主任監督員・一般監督員)の他、契約担当課に合議し、「変更額」や「変更内容」の確認を行う際に併せて「変更指示の方法」についても確認を行うなど、チェック体制の強化を図るとともに、所内で周知徹底を図り、適正な事務処理に努めている。</p>
---	---

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【海岸保全区域における不法占用について】</p> <p>県が管理している国有地の海岸保全区域において、占用許可申請が行われず、不法占用が継続しているものがある。当該区域については、基本的に用途廃止して売払いする方向で国と協議を行う方針とのことであるが、前回監査時(平成19年12月5日)から占用者との協議は行われておらず、不法占用の状況も変わっていない。</p> <p>このため、不法占用の解消に向けて、関係機関、関係者などと積極的に協議を行うとともに、不法占用者に対しては占用許可申請の指導又は撤去指導などを行っていく必要がある。</p>	<p>条件の整った2件について、占用許可を行った。</p> <p>今後も現在の処理方針を継続するとともに、その後の状況を把握するための現地調査や江田島市、財務局などの関係者に対する働きかけを促進する。</p> <p>また、占用許可を行っている者で、引き続き売払いを希望する者については、財務局と調整の上、売払いまでの間は占用許可を更新することとし、売払いを希望しない者及び不法占用中の者については、占用物件の除却を促すほか、強制撤去を前提とした事務手続を進める。</p>

3 5 財団法人ひろしま国際センター (監査年月日：平成23年2月2日)

監査の結果(指摘事項)	措 置 の 内 容												
<p>【ア 現金出納簿の記帳について】 窓口での出納・両替用現金及びコピー機釣銭用現金について、収入伺いによる収入確認のみが行われており、現金残高等を確認するための現金出納簿への記帳が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・根拠 財団法人ひろしま国際センター財務規程第9条, 第11条</p>	<p>今後は別途、金種票に残高を記帳することにより、現金残高を確認した上で、入金伝票の処理を行うよう措置した。</p>												
<p>【イ 寄附金に係る会計事務について】 平成22年4月3日に収入された寄附金について、平成22年3月31日時点で未収金に計上しているものがあつた。発生主義に基づく適正な会計事務に努められたい。</p>	<p>今後は発生主義に基づく会計処理に遺漏のないよう徹底した。</p>												
<p>【ウ 財務諸表の注記について】 平成21年度収支計算書において、一般会計の注記に表示された特定資産の当期増加額及び当期末残高が、貸借対照表及び総勘定元帳に計上された額と一致していなかった。次期収支計算書で必要な修正を行うなど、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後は決算額の転記誤りがないよう徹底した。平成22年度の財務諸表注記には、正しい金額を記載した。</p>												
<p>【エ 契約における事務処理について】 契約の事務処理において、次のとおり不適正な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 予定価格が定められていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="199 1344 1018 1473"> <tr> <td>契約名</td> <td>平成21年度経済連携人材育成支援研修渡航支援業務契約(平成21年度)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>財団法人ひろしま国際センター財務規程第29条第2項</td> </tr> </table> <p>(イ) 競争入札により契約すべきところ、随意契約により契約していた。</p> <table border="1" data-bbox="199 1597 1018 1704"> <tr> <td>契約名</td> <td>B棟2階ウッドデッキ取替工事(平成21年度)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>財団法人ひろしま国際センター財務規程第29条第1項</td> </tr> </table> <p>(ウ) 二者以上から見積書を徴取すべきところ、一者からしか見積書を徴取していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="199 1816 1018 1924"> <tr> <td>契約名</td> <td>火災感知器交換修繕(平成21年度)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>財団法人ひろしま国際センター財務規程第29条第2項</td> </tr> </table>	契約名	平成21年度経済連携人材育成支援研修渡航支援業務契約(平成21年度)	根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第29条第2項	契約名	B棟2階ウッドデッキ取替工事(平成21年度)	根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第29条第1項	契約名	火災感知器交換修繕(平成21年度)	根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第29条第2項	<p>財団法人ひろしま国際センター財務規程に基づき、予定価格、競争入札、見積書徴取等において、その規程の内容や意図を確認しながら、適正な事務処理を行っている。</p>
契約名	平成21年度経済連携人材育成支援研修渡航支援業務契約(平成21年度)												
根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第29条第2項												
契約名	B棟2階ウッドデッキ取替工事(平成21年度)												
根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第29条第1項												
契約名	火災感知器交換修繕(平成21年度)												
根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第29条第2項												

【オ 現金の収納事務について】 現金を収納したときは、領収書を相手方に交付することとされているが、その手続を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。		財団法人ひろしま国際センター財務規程に基づき、その規程の内容や意図を確認しながら、適正な現金取扱い事務を行っている。
内 容	日本文化体験デーにおけるフリーマーケット出店料(平成21年度)	
根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第18条	

監査の結果(意見)	措 置 の 内 容
【ア 契約事務における設計金額の算出について】 次の契約における設計金額の算出において、過去の設計金額の算出に用いた単価をそのまま使用しているなど、算出根拠が不明瞭なものがあつた。設計金額の算出に当たっては、その根拠を明確にする必要がある。 ・B棟2階ウッドデッキ取替工事(平成21年度)	監査結果の意見に基づき、設計金額を算出する際は、算出根拠を明確にし、合理的な手法により行っている。
【イ 物品の管理事務について】 県から指定管理者に支払われる管理費用によって購入した次の物品について、取得した後、9か月経過後に県に報告していた。管理費用によって物品を購入した際は、基本協定書に基づき、速やかに県に報告する義務がある。 ・ネット(平成22年3月30日購入)	監査結果の意見に基づき、県から支払われる管理費用で備品を購入した場合には速やかに県に報告することを徹底しており、またその他、物品の管理についての基本協定の規程を遵守した事務処理を行っている。

3 6 学校法人光塩学園 (監査年月日：平成23年2月15日)

監査の結果(指摘事項)	措 置 の 内 容
【広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について】 平成21年度広島県私立学校振興費補助金(以下「県補助金」という。)の実績報告書において、次の補助対象外経費とされている経費を補助対象経費として計上していた。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。 ・幼稚園の保護者のための駐車場の確保に係る経費(賃借料)	土地(駐車場)、建物など取得の場合に補助対象外となる経費については、賃借の場合(賃借料)についても補助対象外となることについて指導した。 あわせて、平成21年度実績報告書の修正を指導し、修正した実績報告書を受領するとともに、平成22年度実績報告書についても、当該経費が補助対象外経費とされていることを確認した。

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【内部統制機能の確保について】 会計伝票による経理処理において、法人の経理規程第11条による起票者及び経理責任者の押印が行われていなかった。また、県私立学校振興費補助金に係る申請等の書類の提出に当たり、法人の文書取扱規程第10条による起案が行われておらず、法人としての意思決定が行われているのか不明確な状況となっていた。内部統制機能の確保を図るため、適正な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>法人の経理事務、文書事務については、法人規程に基づく適正な事務処理（会計伝票への経理責任者等の押印、起案文書の作成等）を行うよう指導した。 なお、法人からは、経理規程、文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行っている旨の報告を受けている。</p>

3 7 学校法人盈進学園 （監査年月日：平成23年3月4日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 補助金収入における事務処理について】 学校法人の会計処理は、「学校法人会計基準」に準拠して行うこととなっており、補助金収入については、その発生した年度（実際に補助金の交付を受けた日の属する年度ではなく、当該年度の事業費に対して補助されることが決定した日の属する年度）に計上することとされているが、次の補助金収入について、平成22年5月に入金があった平成21年度補助金を平成22年度収入として会計処理していた。適正な事務処理に努められたい。 ・授業料等軽減補助金（盈進高等学校） ・授業料減免事業支援特別経費補助金（盈進中学校）</p>	<p>学校法人会計基準に準拠した適正な会計処理について指導した。 また、あわせて、平成21年度補助金収入の適正な会計処理を指導し、次のとおり処理されたことを確認した。 ・平成22年5月に入金があった平成21年度授業料等軽減補助金及び授業料減免事業支援特別経費補助金に係る収入については、平成22年度において「雑収入」として整理した。</p>
<p>【イ 広島県私立学校振興費補助金(経常費補助金)に係る事務処理について】 平成21年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）に係る事務処理において、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。（盈進高等学校・盈進中学校）</p> <p>（ア）変更交付申請の手続について 他の補助金の交付対象となる経費は補助対象とならないこととなっているが、既に他の補助金（平成21年度エコ事業所支援事業費補助金）の交付対象となった経費(平成20年度に支出したエコアクション21認証・登録費用)について、補助対象経費に計上して変更交付申請を行い、交付決定を受けていた。</p> <p>（イ）人件費の支出について 補助対象経費である人件費のうち、自宅住居者への「住居手当」及び「教員特別手当」の支出について、給与規程に定められた額と異なる額が支出されているものがあった。</p>	<p>他の補助金の交付対象となっていた経費については、補助対象外経費であることから、交付決定の一部を取り消すとともに、超過交付額の返還を命じた。（H23.11.18納付済み）</p> <p>法人給与規程に基づく人件費の適正な執行について指導した。 なお、法人からは、給与規程を改正した旨の報告を受けている。</p>

38 公立大学法人県立広島大学 (監査年月日：平成23年1月7日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容																									
<p>【ア 公立大学法人県立広島大学会計規程に係る事務処理について】 会計規程に係る事務処理において、次のとおり規程に定められた事務処理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(本部) (ア) 出納責任者による銀行預金等の帳簿残高と、通帳残高との定期的な照合確認が行われていなかった。 ・根拠 公立大学法人県立広島大学会計規程第32条 (イ) 経理責任者が作成し、事務局長が理事長に報告することとされている月次の財政状況に係る書類の作成、報告がされていなかった。 ・根拠 公立大学法人県立広島大学会計規程第50条</p>	<p>毎月、出納責任者による残高照合確認を行うこととした(平成22年12月分から実施)。</p> <p>月次の財政状況について、書類による報告を行うこととした(平成23年度から実施)。</p>																									
<p>【イ 長期未収について】 授業料等において長期未収(過年度分)となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)</p>																										
<table border="1" data-bbox="178 1126 1035 1252"> <thead> <tr> <th>キャンパス名</th> <th>種類</th> <th>人数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">庄原キャンパス</td> <td>授業料</td> <td>5人</td> <td>1,748,900円</td> </tr> <tr> <td>施設費</td> <td>3人</td> <td>62,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="799 1301 1447 1514"> 学生に対しては教員と連携をとり授業料の納入について面接指導するとともに、連帯保証人には電話や訪問等により徴収促進に努める。 また、長期未収に至らないよう授業料等徴収事務取扱要領に従い徴収促進と発生の未然防止にも努めていく。 </p> <p data-bbox="405 1529 699 1559">【平成23年4月末現在】</p> <table border="1" data-bbox="395 1563 1410 1756"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>未納額</th> <th>全額納入額</th> <th>分割納入額</th> <th>不納欠損処分額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">授業料</td> <td>4人 1,434,800円</td> <td>1人 267,900円</td> <td>1人 46,200円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>2人 31,200円</td> <td>1人 31,200円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>	キャンパス名	種類	人数	金額	庄原キャンパス	授業料	5人	1,748,900円	施設費	3人	62,400円	種類	未納額	全額納入額	分割納入額	不納欠損処分額	授業料	4人 1,434,800円	1人 267,900円	1人 46,200円	0人 0円	2人 31,200円	1人 31,200円	0人 0円	0人 0円	
キャンパス名	種類	人数	金額																							
庄原キャンパス	授業料	5人	1,748,900円																							
	施設費	3人	62,400円																							
種類	未納額	全額納入額	分割納入額	不納欠損処分額																						
授業料	4人 1,434,800円	1人 267,900円	1人 46,200円	0人 0円																						
	2人 31,200円	1人 31,200円	0人 0円	0人 0円																						
<p>【ウ 通勤手当に係る事務処理について】 通勤手当の認定において、有料道路を利用しない場合の経路に係る自動車の使用距離に誤りがあつた。適正な事務処理に努められたい。(三原キャンパス)</p>	<p>通勤手当の認定にあたっては、経路、距離等の確認を適正に行うよう努める。 なお、指摘のあつた事務については、4月19日に追給の処理を行った。</p>																									

<p>【エ 物品の管理について】 平成21年度に購入した物品（高精細遠隔講義システム）について、資産管理者は物品に物品番号を付すとともに、これを標示しなければならないにもかかわらず、その措置が講じられていなかった。適正な事務処理に努められたい。（庄原キャンパス） ・根拠 公立大学法人県立広島大学物品管理規程第5条第3項</p>	<p>同一番号で一式となっている物品については、その内訳が確認できる別表（本部財務課作成）により、それぞれラベル標示を行った。</p>
<p>【オ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>（ア）公立大学法人県立広島大学会計規程及び同契約事務取扱規程により、予定価格が100万円を超える場合は原則一般競争入札を実施することとされているが、次の契約について予定価格が100万円を超えるにもかかわらず、1者のみから見積書を徴して随意契約を行っていた。（庄原キャンパス） ・労働者派遣契約（平成22年度・遺伝子のクローニング等の研究開発業務）</p> <p>（イ）次の委託契約において、契約書で定められた委託業務の全部を指揮監督する責任者を通知する書面の提出を受けていなかった。（三原キャンパス） ・附属診療センター医療事務等業務委託契約（平成22～23年度）</p>	<p>規程を遵守し適正な事務処理を行っている。 なお、予定価格が100万円を超える場合で契約事務取扱規程第27条第1項第3号の規定による緊急の必要により随意契約を行った事例があるが、2者による見積合わせを行っている。</p> <p>契約書に定める報告書等の受領確認を適切に行う。 なお、指摘のあつた事務については、責任者の通知を書面により受領した。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア タクシー券の使用について】 教育ネットワーク中国の単位互換制度を利用して、広島キャンパスで開講する「ボランティア活動論」等を受講する庄原キャンパスの学生に対して支給する交通費のうち、タクシー利用区間について、教職員に使用が限定されているタクシー券を支給していた。 タクシー利用区間以外の交通費については精算払としていることから、タクシー利用区間にあつても精算払とするなど、適切な事務処理に努める必要がある。（庄原キャンパス）</p>	<p>タクシー券の使用基準を遵守し、教職員以外の者にタクシー券を支給しないよう適切な事務処理を行っている。</p>

<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、一部業務について参考見積による設計積算を行う際に、積算内訳を記載した見積書を徴することなく、概算金額のみによって設計積算を行っていた。 契約における予定価格は、設計金額を基にして設定されることから、複数の者から書面により見積書を徴して設計金額を算定するなど、積算根拠を明確にしておく必要がある。 ・三原キャンパス学生定期健康診断等業務委託契約（平成22年度）</p>	<p>平成23年度契約より、積算内訳を記載した見積書を3社から徴し、設計積算を行った。</p>
--	---

3 9 財団法人広島県環境保全公社 （監査年月日：平成23年1月21日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容																	
<p>【長期未収（過年度分）について】 産業廃棄物等処分料金において、長期未収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（監査日現在確認分） ・産業廃棄物等処分料金 1人 97,320円</p>	<p>監査後も徴収に努めた結果、平成23年3月31日に、全額、97,320円徴収した。 未納が明らかになれば、受入れ中止措置をとることを業者との契約で事前に周知しており、今後とも、徴収推進と未収発生の未然防止に努める。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">未納額 (平成23年4月末)</th> <th colspan="2">全額納入額 (平成23年4月末)</th> <th colspan="2">不納欠損処分額 (平成23年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物等 処分料金</td> <td>0人</td> <td>0円</td> <td>1人</td> <td>97,320円</td> <td>0人</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成23年4月末)		全額納入額 (平成23年4月末)		不納欠損処分額 (平成23年4月末)		産業廃棄物等 処分料金	0人	0円	1人	97,320円	0人	0円				
区 分	未納額 (平成23年4月末)		全額納入額 (平成23年4月末)		不納欠損処分額 (平成23年4月末)													
産業廃棄物等 処分料金	0人	0円	1人	97,320円	0人	0円												

4 0 財団法人広島県女性会議 （監査年月日：平成23年3月15日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	
<p>【タクシー券の管理について】 タクシー券について、受払簿による管理がされていなかった。適正な管理に努められたい。</p>	<p>タクシー券の適正な管理について指導したところ、現在は受払簿を備え付け、管理を行っている。 今後とも、適正な管理に努めるよう指導していく。</p>	

4 1 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会 （監査年月日：平成23年2月15日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	
<p>【管理業務の実施について】 広島県立視覚障害者情報センターの管理運営に関する基本協定書第8条において、定期的に利用者からの意見聴取及び利用者の満足度等の調査を行い、県に報告することとされているが、この調査が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>利用者からの意見聴取及び利用者の満足度等の調査を行う時期・項目について定め、調査を実施し、県に報告するよう指示した。</p>	

4 2 医療法人大慈会 (監査年月日：平成23年3月4日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【広島県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金に係る事務処理について】 平成21年度広島県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金(以下「県補助金」という。)の実績報告書において、次のとおり誤りがあった。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所授産施設の施設長の施設外(病院)での事務当直手当、及び職員の外部講師の際の院外職務手当について、補助対象外経費に区分すべきところ、補助対象経費として計上されていた。(精神障害者通所授産施設「わいわい工房」) 	<p>指摘に基づき、通所授産施設の施設長の施設外(病院)での事務当直手当、及び職員の外部講師の際の院外職務手当について、平成22年度から補助対象外経費に計上した。</p>

4 3 社団法人広島市医師会 (監査年月日：平成23年3月4日)

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【物品の管理について】 平成21年度補助金の補助対象として教材目的で購入した次の物品について、監査日現在において現物の確認ができなかった。物品の使用・保管等に当たり適正な管理に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パルスオキシメーターフィンガー(平成21年8月19日購入) 	<p>物品の管理については、使用簿を設け、保管場所からの持ち出し、返却の際は、使用簿に記入の上、管理者の決裁を受けることとし、適正な管理に努めている。</p>

4 4 財団法人広島県健康福祉センター (監査年月日：平成23年2月4日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【ア 長期未収(過年度分)について】 検診収入において長期未収(過年度分)となっているものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検診収入 5件 1,600,451円 	<ul style="list-style-type: none"> ・5件のうち、4件1,098,305円(合計額)は回収済み。1件502,146円について、継続して徴収に努めている。 ・平成23年度から請求書に支払期限(概ね2か月)を明記した。 ・支払期限後、未入金の場合は督促を行う。

<p>【イ 総勘定元帳における預金勘定の記帳について】 平成21年度一般会計の総勘定元帳について、銀行預金や有価証券の残高の合計額は一致していたが、勘定科目ごとにみると、次のとおり誤った事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 固定資産に計上している有価証券や普通預金について、流動資産にも併せて計上しているものがあった。</p> <p>(イ) 預金通帳と総勘定元帳の預金勘定残高が異なっているものがあった。</p> <p>(ウ)(ア),(イ)によって流動資産が過大に計上されたことから、その解消を図るために1つの預金勘定をマイナス計上していた。</p>	<p>(ア) 流動資産に計上している固定資産の有価証券や普通預金を修正処理した。</p> <p>(イ) 誤って計上していた預金勘定残高を修正処理した。</p> <p>(ウ) 上記(ア),(イ)の修正処理により解消を図った。</p>
<p>【ウ 貸借対照表総括表における内部取引消去について】 平成21年度貸借対照表総括表において、内部取引消去の額が誤っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成22年度貸借対照表総括表において、内部取引消去額について、適正に処理した。</p>
<p>【エ 預金等の残高確認について】 総勘定元帳の預金及び有価証券勘定の残高と、通帳残高等との定期的な照合確認が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月分より総勘定元帳の預金及び有価証券勘定の残高と、通帳残高との定期的な照合確認を行っている。 ・事務処理マニュアルを策定中である。

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>【ア 流動資産と固定資産の区分管理について】 一般会計において、固定資産（退職給付引当資産、減価償却引当資産）の一部を、流動資産とともに1つの普通預金で管理しているが、平成22年度における月別預金残高の状況を確認すると、当該残高は、平成22年4月末現在から12月末現在まで9か月連続して固定資産相当額を大きく下回っていた。</p> <p>経営状態を明らかにするためにも、固定資産と流動資産ごとに預金通帳を区分して、適切に管理する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度においては、特定資産を取崩し、必要な流動資産を確保する。 ・固定資産と流動資産ごとに預金通帳を区分する方向で検討している。
<p>【イ 総勘定元帳の印刷について】 総勘定元帳の一部の勘定科目について、印刷していないものがあった。</p> <p>総勘定元帳は、財団法人の財務会計内容を明らかにするものであるから、すべて印刷して紙により保存する必要がある。</p>	<p>印刷していない勘定科目について、すべて印刷して紙により保存した。</p>

4 5 株式会社広島ソフトウェアセンター (監査年月日：平成23年3月15日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【ア 研修室及び研修機器等の使用料収入に係る根拠規程について】 研修室及び研修機器等の使用料について、根拠を定めた文書の所在が不明となっていることから、使用料の額や利用時の遵守事項等を定めた内部規程を改めて整備するなど、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成23年4月1日付けで、「研修室・研修機器等の管理に関する要綱」を制定し、適正な事務処理に努めている。</p>
<p>【イ 自動販売機設置契約について】 自動販売機設置契約において、契約書が作成されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成23年2月1日付けで契約を締結し、適正な事務処理に努めている。</p>

4 6 株式会社ひろしま港湾管理センター (監査年月日：平成23年1月28日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容															
<p>【ア 長期未収について】 一般港湾使用料及び広島観音マリーナ使用料で長期未収となっているものがあった。徴収促進に努められたい。(監査日現在確認分) ・一般港湾使用料 1人 25,060円 (平成13,14年度分) ・マリーナ使用料 1人 74,033円 (平成19年度分)</p>	<p>・一般港湾使用料については、平成23年4月27日に完済し、未収が解消した。 ・マリーナ使用料については、平成23年3月24日に完済し、未収が解消した。</p> <table border="1" data-bbox="659 1227 1422 1391"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">未納額 (平成23年4月末)</th> <th colspan="2">全額納入額 (平成23年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般港湾使用料</td> <td>0人</td> <td>0円</td> <td>1人</td> <td>25,060円</td> </tr> <tr> <td>マリーナ使用料</td> <td>0人</td> <td>0円</td> <td>1人</td> <td>74,033円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成23年4月末)		全額納入額 (平成23年4月末)		一般港湾使用料	0人	0円	1人	25,060円	マリーナ使用料	0人	0円	1人	74,033円
区 分	未納額 (平成23年4月末)		全額納入額 (平成23年4月末)													
一般港湾使用料	0人	0円	1人	25,060円												
マリーナ使用料	0人	0円	1人	74,033円												
<p>【イ 貯蔵品の貸借対照表への計上漏れについて】 広島観音マリーナにおいて販売している軽油の在庫について、貸借対照表の貯蔵品勘定への計上がされていない。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成21年度分については、平成22年度決算において、前年度損益修正益に計上し、修正を行った。 平成22年度分については、貯蔵品勘定に計上し、適正な事務処理に努めている。</p>															
<p>【ウ 契約の履行確認等に係る事務処理について】 業務委託契約及び物品納入に係る事務処理において、経理規程に定められた検査職員の任命が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成23年度の検査員について、平成23年4月1日付けで、検査職員の任命を行い、適正な事務処理に努めている。</p>															

【エ 委託契約に係る事務処理について】 委託契約の事務処理において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。	
契 約 名	内 容
可燃及び不燃廃棄物運搬処理業務委託（平成22年度）	契約締結時に予定価格が記載されていた。
広島観音マリーナの清掃業務及び消防設備点検業務委託（平成22年度）	契約書に再委託の規定が定められていないにもかかわらず、消防設備点検について再委託が行われていた。
委託契約の事務処理については、次のとおり適正な事務処理に努めることとした。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度からは、予定価格は契約締結時とは別に作成することとした。 ・平成23年度実施の契約書には、原則、再委託は認めない契約条項を設けているが、当社が承諾した場合に限り、再委託ができる条項を設けた。 	

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
【駐車場使用料の徴収業務に係る実地確認について】 「ベイサイドビーチ坂」の夏季（7，8月）駐車料徴収業務について外部委託し、受託者は利用者から直接現金を受け取って料金徴収を行っているが、現地での業務実施状況の確認を行っていなかった。 業務の履行確認を適切に行うため、現地での業務実施状況の確認を行う必要がある。	業務期間中に、業務の履行確認のため、徴収業務の履行状況を現地で確認することとした。

4 7 広島空港ビルディング株式会社 （監査年月日：平成23年2月7日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
【ア 監査役会の議事録について】 平成21年度に開催された監査役会について、広島空港ビルディング株式会社定款第34条の規定に基づく議事録が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。	平成21・22年度開催の監査役会議事録を作成した。 今後も、監査役会を開催した際は、定款に基づき議事録を作成する。
【イ 経理規程の見直しについて】 会社法の施行に伴い必要となる経理規程の改定が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。	経理規程を会社法や会社計算規則に基づく規定になるよう、改定する。

<p>【ウ 現金出納に係る事務処理について】 広島空港貨物ターミナルビルでの小口現金について、現金残高等を確認するための現金出納簿が備え付けられていなかった。また、広島空港旅客ターミナル内にある免税売店の売上金に係る現金出納簿は整備されていたが、現金残高の確認がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・根拠 広島空港ビルディング株式会社経理規程第15条</p>	<p>平成23年度から貨物ターミナルビルに現金出納簿を備え付け、適正に出納管理を行うこととした。 また、免税売店の現金管理については、責任者が毎日、現金出納簿と釣銭残高の突合確認を行うようにした。</p>
<p>【エ 物品発注に係る納品確認について】 物品発注事務において、納品された物品の一部について社員による受領確認がされておらず、納品書が徴取されていないものがあった。物品の納品に当たっては社員自ら現物、数量等を確認するよう、適正な事務処理に努められたい。 ・根拠 広島空港ビルディング株式会社経理規程第12条</p>	<p>物品発注事務において、物品の納品に当たっては、空港ビル社員による受領確認及び納品書の徴収を徹底した。</p>
<p>【オ 工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、契約書に定められた現場代理人・主任技術者に係る書面での通知を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・冷却塔更新工事（平成21年度）</p>	<p>工事請負契約において、契約書で現場代理人・主任技術者に係る書面での通知を受けることとしている場合には、今後は、業務履行前に、必ず書面による提出を受け、確認を行うことを徹底した。</p>
<p>【カ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約について、契約書に定められた再委託の処理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・設備管理業務委託（平成22年度）</p>	<p>再委託を認める場合には、契約書に従い、事前に書面による協議書を提出させ、適正に業務履行されることを確認した上で、承認する手続きを確実に実施する。 なお、平成23年度設備管理業務委託については、上記再委託の処理を適正に実施済みである。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>【規程類の整備について】 広島空港ビルディング株式会社の資金管理について、その基本方針や管理方法の基本事項などを定めた規程が定められていなかった。県が別に示している「県出資法人の資金管理方針に係るガイドライン」を参考に資金管理方針を定め、効率的な資金管理を行う必要がある。</p>	<p>「県出資法人の資金管理方針に係るガイドライン」を参考に、規程類の整備に努める。</p>

【企業局】

1 企業局 (監査年月日：平成22年7月12日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容															
<p>【ア 長期未納(過年度分)について】 次の収益において、長期未納(過年度分)のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>【平成22年度の監査で確認した長期未納債権額】</p>																	
区 分		長期未納(過年度分) [平成21年度決算額]	参考 前回監査時 (平成20年度決算額)														
1	土地売却代金(土地整備課)	2人 100,734,249円	1人 90,479,249円														
2	延納利息[土地売却代金の延納に係るもの](土地整備課)	3人 271,042,927円	3人 272,902,927円														
3	雑収益[固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分](土地整備課)	1人 854,100円	1人 854,100円														
4	延滞金[所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金](土地整備課)	1人 282,330円	1人 382,330円														
5	損害金[土地売買契約の解除に係る損害賠償金](土地整備課)	1人 10,835,281円	1人 10,835,281円														
6	損害金[土地の不法占有に係る損害金及び訴訟費用](水道課)	2人 2,693,767円	2人 2,693,767円														
<p>(凡例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A, D社</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>A, B, C社</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>C社</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>C社</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>C社</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>E, F</td> </tr> </tbody> </table>		区分	対象	1	A, D社	2	A, B, C社	3	C社	4	C社	5	C社	6	E, F	<p>【土地整備課分】</p> <p>A(区分1, 2)(土地売却代金：90,479,249円，延納利息：194,920,967円)については，平成14年6月に徴収停止を行って以降も調査を実施したが，同社の実体・財産は確認できなかった。(監査日確認額から平成23年3月末までの徴収金額：0円)</p> <p>B(区分2)(延納利息：65,831,035円)については，平成27年5月までの長期弁済計画に基づき，毎月分割納付を受けているところである。</p> <p>今後とも，同社と連絡を密に行い，同社の経営動向に留意するとともに，未納額の早期完済に向けた協議を継続していく方針である。(監査日確認額から平成23年3月末までの徴収金額：1,920,000円)</p>	
区分	対象																
1	A, D社																
2	A, B, C社																
3	C社																
4	C社																
5	C社																
6	E, F																

- () 延滞金3,887,830円の内訳
- ・所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金：211,810円
 - ・本債権等の弁済に伴う遅延損害金：3,676,020円

C(区分2,3,4,5)(延納利息：10,290,925円, 雑収益：854,100円, 延滞金：282,330円, 損害金：10,835,281円)については, 契約解除後の平成21年11月に建物収去・土地明渡及び金銭債務支払の訴えを提起し, 平成22年3月に勝訴判決を得た。

その後, 相手方から所有権を放棄し撤去費用を負担する旨の文書を徴し, 更地整備が終了した(このため, 平成22年度に延滞金9,609,872円, 撤去費用14,550,900円の新規債権が発生している。)現在, 平成23年3月に提出された長期返済計画(返済期限：平成49年1月)に基づき, 平成23年4月から毎月分割納付を受けているところである。(監査日確認額から平成23年3月末までの徴収金額：0円)

D(区分1)(土地売却代金10,255,000円)については, 平成22年10月に催告書を送付したものの支払がなかったため, 同年11月に契約を解除した。

同年12月には占有移転禁止の仮処分申立てを行い, 同月10日に仮処分決定が出され, 同月22日, 仮処分が執行された。

その後協議を行い, 平成23年3月, 相手方から土地・建物の任意の明渡しを受けた(このため, 平成22年度に損害金11,801,213円, 延滞金3,887,830円()の新規債権が発生している。)現在, 同月に提出された長期返済計画(返済期限：平成32年5月)に基づき, 平成23年5月から毎月分割納付を受けているところである。(監査日確認額から平成23年3月末までの徴収金額：0円)

【平成23年3月末現在】

区分	長期未納(過年度分) [平成23年3月末]	一部納入 [平成23年3月末]	契約解除 [平成23年3月末]
1 土地売却代金(土地整備課)	1人 90,479,249円	0人 0円	1人 10,255,000円
2 延納利息[土地売却代金の延納に係るもの](土地整備課)	(注) 3人 269,122,927円	1人 1,920,000円	0人 0円
3 雑収益[固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分](土地整備課)	1人 854,100円	0人 0円	0人 0円
4 延滞金[所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金](土地整備課)	1人 282,330円	0人 0円	0人 0円
5 損害金[土地売買契約の解除に係る損害賠償金](土地整備課)	1人 10,835,281円	0人 0円	0人 0円

注 A...194,920,967円, B...63,911,035円, C...10,290,925円

(凡例)

区分	対象
1	A社
2	A, B, C社
3	C社
4	C社
5	C社

(凡例)

区分	対象
6	E, F

【水道課分】

E, F (区分6)については、平成18年12月に訴訟費用の債務が確定した後、共同管理者の広島市水道局と連名で督促文書を毎年送付している。
平成22年度も引き続き債務者と電話連絡を取っているが、面会については拒み続けられている状況である。
今後も広島市水道局との連絡・情報交換を行うとともに、税務課債権管理支援担当とも連携して、回収等におけるノウハウを蓄積しながら未納の早期解消に向け取り組んでいく。

区 分		長期未納(過年度分) [平成23年3月末]	一部納入 [平成23年3月末]
6	損害金[土地の不法占有に係る損害金及び訴訟費用](水道課)	2人 2,693,767円	0人 0円

【イ 委託業務の執行について】

次の委託業務の執行について、契約書締結前に、業務内容に関する受託者への指示を業務打合せ簿により行っていた。適正な事務処理に努められたい。
(水道課)
・業務支援システム保守業務(平成21年度)

当業務は随意契約で行ったものであり、業務担当者が見積り合せ日を契約日と錯誤したことから不適正な事務処理となった。
今後の対応として、契約担当者と業務担当者との連携を密にし、開札日、契約日、業務期間を双方認識した上で委託業務を執行していく。

監査の結果(意見)

措 置 の 内 容

【ア 債権管理に対する取組の強化について】

(ア) 滞納繰越額の縮減について
平成21年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。
滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。(土地売却代金等)

長期未収金の早期回収は喫緊の課題であることから、新規発生の防止に努めるとともに、税務課債権管理支援担当などと連携を図りながら、引き続き債務者の実態把握、債務者との十分な協議及び法的措置の実行により、できるだけ速やかな回収に努める。

(イ) 新規未納発生時の対策強化について
新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまで得た助言・指導も活用し、催告や督促の手続について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。(土地売却代金等)

新たな収入未済を把握した場合には、早期に債務者の財務状況等の把握に努め、債務者と協議を行うことにより、収入未済の長期化・高額化の防止に努める。
また、税務課債権管理支援担当などと連携し、収入未済の新規発生の防止に努める。

<p>【イ 委託業務に係る履行確認について】</p> <p>県から関係市へ事務委託を行っている水道施設の建設改良工事については、毎年度、浄水場共同施設及び県専用施設の建設改良工事に関する協定書に基づき、各市の水道事業者へ委託している。</p> <p>この協定書により実施した建設改良工事に係る完了・精算手続きにおいて、履行状況を確認する資料（工事検査調書の写し、工事完成写真等）による履行確認が行われておらず、完成した施設、設備等の図書も保存されていなかった。</p> <p>県の財産である施設・設備であることから、履行状況の確認を厳正に行うとともに、適切な施設・設備管理の観点から、完成した施設・設備に係る図書を県でも保管するなど、協定書の見直し等について検討する必要がある。</p>	<p>平成22年度から共同事業の進行管理の情報提供について関係各市に通知しているところである。加えて工事完了後、精算の際に完成図書についても提供できるかどうか関係各市と協議した結果、同意が得られたため、平成23年度工事から適用する通知文を平成23年3月に施行した。</p> <p>また、県が受託している工事についても関係各市に情報提供していくこととする。</p>
--	---

2 広島水道事務所 （監査年月日：平成22年5月21日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>【貯蔵品の計上について】</p> <p>平成20年度決算における貯蔵品には、薬品類が計上されていたが、備蓄倉庫に貯蔵・保管している資器材については、貯蔵品に計上されていなかった。これらの資器材はこれまでも材料として貯蔵品に計上されていないが、今後は、決算において貯蔵品として資産計上し、たな卸手続等を実施する必要がある。</p>	<p>意見に基づき、平成22年度決算において、備蓄倉庫に貯蔵・保管されている資器材について、貯蔵品として資産計上し、たな卸資産として経理した。</p> <p>今後も適正な経理を行うこととする。</p>

【病院事業局】

1 病院事業局 (監査年月日：平成22年7月23日)

監査の結果（指摘事項）		措置の内容																
<p>【長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（過年度分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納（過年度分） [平成21年度決算額]</th> <th>参考 前回監査時 [平成20年度決算額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医業収益（移管病院分）</td> <td>44人 1,771,990円</td> <td>-人 -円</td> </tr> <tr> <td>2 医業外収益（移管病院分）</td> <td>1人 160円</td> <td>-人 -円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）長期未納（過年度分）は、旧県立瀬戸田病院及び旧県立神石三和病院の収入未済額を引き継いだもの。</p> <p>平成22年度においては、7人に文書督促を行ったが、支払はなく、未納額の解消には至っていない。また、支払督促の結果、1人が本人死亡となっていることも新たに判明した。 なお、滞納繰越となっているものは44人1,772,150円であるが、そのうち18人1,183,220円分については引継時点において本人死亡や所在不明等により徴収困難と分類されていたほか、残りについても現場の職員による度重なる電話や訪問にもかかわらず支払がなかったものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成23年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医業収益（移管病院分）</td> <td>44人 1,771,990円</td> </tr> <tr> <td>2 医業外収益（移管病院分）</td> <td>1人 160円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	長期未納（過年度分） [平成21年度決算額]	参考 前回監査時 [平成20年度決算額]	1 医業収益（移管病院分）	44人 1,771,990円	-人 -円	2 医業外収益（移管病院分）	1人 160円	-人 -円	区 分	未納額 (平成23年4月末)	1 医業収益（移管病院分）	44人 1,771,990円	2 医業外収益（移管病院分）	1人 160円		
区 分	長期未納（過年度分） [平成21年度決算額]	参考 前回監査時 [平成20年度決算額]																
1 医業収益（移管病院分）	44人 1,771,990円	-人 -円																
2 医業外収益（移管病院分）	1人 160円	-人 -円																
区 分	未納額 (平成23年4月末)																	
1 医業収益（移管病院分）	44人 1,771,990円																	
2 医業外収益（移管病院分）	1人 160円																	

監査の結果（意見）		措置の内容	
<p>【債権管理に対する取組の強化について】 ア 滞納繰越額の縮減について 平成21年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があつた。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。（医業未収金〔個人負担分〕）</p>		<p>平成21年度に、税務課債権回収指導担当と連携の上、病院事業における債権管理区分方法を見直し、回収可能性に応じた効率的な債権回収を行うための区分管理を行った。</p>	

また、発生後1年を経過し、回収可能性が低下してきた中長期滞納債権については、サービサー委託を行うなど（広島病院分）、職員が新規発生分など回収可能性の高い債権回収業務へ集中できるよう事務の見直しを行った。

その他クレジットカード支払いの導入など、様々な取組の結果、滞納総額の縮減には到らないものの、年度ごとの増加額はかなり減少してきており、徐々に成果が出始めていると認識している。

（単年度増加額の推移）

区 分	金 額	備 考
平成18年度	17,781千円	
平成19年度	21,345千円	法的措置開始
平成20年度	3,649千円	サービサー委託開始
平成21年度	7,890千円	クレジット支払開始
平成22年度	3,591千円	

イ 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手続きについて、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（医業未収金〔個人負担分〕）

過年度未収金となる前の回収を進めるため、定期的な督促、夜間預かり金制度の導入等に加え、平成20年度から初期滞納者に対する支払案内業務をサービサーへ委託している（広島病院）。

この結果、これまで件数が多くてなかなか手が回らなかった初期対応を概ね実施できるようになり、新規発生額は毎年減少を続けている。

滞納繰越額を減少させるためには、何よりも新規発生のも未然防止が重要であり、退院前の支払確認・面談、保険者の貸付制度の斡旋など、あらゆる手段を講じて新規滞納額の圧縮に努めている。

（新規発生額の推移）

区 分	金 額	備考
平成18年度	23,554千円	
平成19年度	27,129千円	法的措置開始
平成20年度	17,780千円	サービサー委託開始
平成21年度	16,487千円	クレジット支払開始
平成22年度	14,009千円	

ウ 地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。（医業未収金〔個人負担分〕）

毎月、病院から未収金の新規発生額、納付額、当該月の未収金残高などの報告を求め、本庁債権所管課として状況把握に努めている。

【教育委員会】

1 教育委員会事務局 (監査年月日：平成22年8月2日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容			
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成21年度決算額]		参考 前回監査時 [平成20年度決算額]	
1	行政文書の開示に係る複写料(総務課)	1人	1,610円	1人	1,610円
2	行政文書の開示に係る複写料(教職員課)	1人	10,380円	1人	10,380円
3	行政文書の開示に係る複写料(学校経営課)	2人	4,120円	1人	330円
4	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金(指導第二課)	7人	757,785円	10人	987,785円
5	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金(指導第二課)	297人	62,508,598円	284人	56,393,623円
6	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)	39人	3,997,400円	39人	4,097,400円
7	高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金(指導第二課)	398人	31,212,220円	250人	16,876,500円
8	高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)	10人	831,000円	4人	511,000円
9	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金(指導第二課)	1人	33,897,445円	1人	33,977,445円
10	広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金(指導第二課)	1人	17,605,042円	1人	17,715,042円
11	行政文書の開示に係る複写料(指導第二課)	1人	1,090円	1人	1,090円
12	行政文書の開示に係る複写料(指導第三課)	1人	8,980円	1人	8,980円
		1～2, 11, 12 行政文書の開示に係る複写料(総務課, 教職員課, 指導第二課, 指導第三課)及び 3 行政文書の開示に係る複写料(学校経営課)1人330円 開示請求者が同一人物のため総務課が一括して開示請求者と連絡を取ったところ, 当該行政文書が必要ない旨の意思表示があつたため, 平成23年4月22日付けで減額調定を行った。			

3 行政文書の開示に係る複写料（学校経営課）1人
3,790円
開示請求者に確認したところ，請求取下げの意思表示があったため，平成22年10月8日付けで減額調定を行った。

区 分	未納額 (平成23年4月30日現在)		減額調定額 (平成23年4月30日現在)	
行政文書の開示に係る複写料（総務課）	0人	0円	1人	1,610円
行政文書の開示に係る複写料（教職員課）	0人	0円	1人	10,380円
行政文書の開示に係る複写料（学校経営課）	0人	0円	2人	4,120円
行政文書の開示に係る複写料（指導第二課）	0人	0円	1人	1,090円
行政文書の開示に係る複写料（指導第三課）	0人	0円	1人	8,980円

4 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金
修学奨励金貸付金に係る償還金については，定期的に文書による納入指導を行うほか，家庭訪問，電話などによる督促を繰返し行うなど計画的な納入を行うよう指導しており，長期未納（滞納繰越額）の解消に努めている。
なお，指摘のあった長期未納に係る対応状況は次のとおりである。

区 分	未納額 (平成23年3月31日現在)		全額納入額 (平成23年3月31日現在)		一部納入額 (平成23年3月31日現在)	
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金(指導第二課)	7人	670,785円	0人	0円	5人	87,000円

今後も，未納者の状況把握に努め，文書・電話による督促や家庭訪問を行うなど，納入指導を徹底するとともに，長期間返還しない者に対しては，法的措置を講じるなど，厳格な債権管理事務を行い，長期未納の解消に努める。

5 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金
免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど，市町教委と連携して，未納解消に取り組んでいる。
なお，指摘のあった長期未納に係る対応状況は，次のとおりである。

区 分	未納額 (平成23年3月31日現在)		全額納入額 (平成23年3月31日現在)		一部納入額 (平成23年3月31日現在)	
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金(指導第二課)	248人	53,688,798円	49人	3,343,356円	31人	5,476,444円

今後も、市町教委に協力を依頼し、世帯の状況・問題点について、詳細な把握に努めるとともに、文書や電話などによる納付指導を通じて、納入促進を図る。

また、昨年度から、市町担当者が自宅訪問する際に県の担当者も同行し、直接、指導するとともに、滞納者の個別の状況を把握している。

6 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して、未納解消に取り組んでいる。

なお、指摘のあった長期未納に係る対応状況は、次のとおりである。

区 分	未納額 (平成23年3月31日現在)	全額納入額 (平成23年3月31日現在)	一部納入額 (平成23年3月31日現在)
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)	39人 3,797,400円	0人 0円	1人 200,000円

今後も、市町教委に協力を依頼し、継続した取組を実施していく。

また、時効が完成している者については、欠損処分を視野に検討するとともに、時効が完成していない者については、分割納入させるなど、時効にならない取組を行っていく。

7 高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金

平成18年2月に「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」を作成し、これに基づく納入指導や督促を行うなど、長期未納の解消に取り組んでいる。

平成19年7月に初めて1名(本人及び連帯保証人への再三の督促や面接指導にも応じず、一度も償還金の納入実績がない。)に対して、裁判所に支払督促の申立てを行った。

平成20年12月からは、償還対象者の増大に対応するため、返還業務及び法的措置を除く債権管理業務について外部委託を行っている。

外部委託により、償還金の口座引落しを導入し、納入率の向上に努める一方、専門スタッフから未納者へきめ細かい納付指導を行っている。

なお、指摘のあった長期未納に係る対応状況は、次のとおりである。

区 分	未納額 (平成23年4月30日現在)	全額納入額 (平成23年4月30日現在)	一部納入額 (平成23年4月30日現在)
高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金 (指導第二課)	197人 22,590,600円	201人 5,275,420円	121人 3,346,200円
		<p>今後も、引き続き未納者の状況把握に努めるとともに、本人だけでなく連帯保証人に対しても、文書・電話による督促等を行うなど、納入指導を徹底するとともに、返還できる資力がありながら長期間返還しない者に対しては、法的措置を講じるなど、厳格な債権管理事務を行い、長期未納の解消に努める。</p> <p>8 高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金未納者に対し、電話や文書等で指導を行い、回収に努める。</p> <p>当該債務者の中には、戻入金に加え、貸出金償還金についても未納がある者があり、その者については、貸出金償還金について委託業者が行っている納付指導に対する反応などから状況を把握し、状況に応じた督促を行う。</p> <p>なお、指摘のあった長期未納に係る対応状況は、次のとおりである。</p>	
区 分	未納額 (平成23年4月30日現在)	全額納入額 (平成23年4月30日現在)	一部納入額 (平成23年4月30日現在)
高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金 (指導第二課)	8人 742,000円	2人 45,000円	4人 44,000円
		<p>また、退学や休学による奨学生の異動について、学校からの連絡が遅れることにより過誤納金が発生するケースが多いことから、学校に対し奨学生の異動について速やかに連絡するよう注意喚起の文書を発出した(平成22年9月、平成23年4月)。</p> <p>9 賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金 平成9年10月に公正証書(債務承認弁済契約書)を作成し、月額2万円の返済がされていたが、平成18年10月31日付けで離職し、住居(寮)も退去させられたため、分納が中断した。以降、現在まで、住所不定で日々のアルバイトで生計しており、当初計画どおりの返済は極めて困難な状況にある。このため、平成19年3月18日に本人と面談し、定期的に連絡することと、定職に就いた時点で再度返済計画を立てること、収入に応じて可能な限りの額を毎月納付することで合意し、これまで一定の納付はなされている。</p>	

なお、指摘のあった長期未納に係る対応状況は、次のとおりである。

区 分	未納額 (平成23年3月31日現在)	全額納入額 (平成23年3月31日現在)	一部納入額 (平成23年3月31日現在)
賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金（指導第二課）	1人 33,777,445円	0人 0円	1人 120,000円

今後も、定期的に本人と連絡を取り、定職に就いた時点で返済計画について改めて協議する。

10 広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金

平成18年10月30日に更正保護施設を退所し、自活するも、仕事は不定期で安定した収入が見込めないことから、当面、平成18年11月から毎月3,000円の分割返済としていた。その後、平成19年7月8日に本人と面談し、生活や収入状況を把握したところ、ある程度、安定的な状況であると認められたため、返済額を平成19年7月から毎月10,000円に増額した。

なお、指摘のあった長期未納に係る対応状況は、次のとおりである。

区 分	未納額 (平成23年3月31日現在)	全額納入額 (平成23年3月31日現在)	一部納入額 (平成23年3月31日現在)
広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金（指導第二課）	1人 17,485,042円	0人 0円	1人 120,000円

今後も定期的に、本人と連絡を取り、収入状況等を勘案し、月々の返済額について協議していく。

【イ プリペードカードの使用管理について】

プリペードカードは、残金が生じること及び換金性が高いことから、郵便切手類出納簿のほかに、「カード使用簿」を作成し、管理責任者が記録・管理することとなっているが、「カード使用簿」にカード番号が記帳されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(総務課)(学校経営課)(生涯学習課)

「カード使用簿」にカード番号を記入した。今後は、適切な事務処理に努める。

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容												
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 （ア）滞納繰越額の縮減について 平成21年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。 （高等学校使用料〔授業料〕、地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金、高等学校等奨学金貸付金）</p>	<p>高等学校使用料〔授業料〕 平成22年度から授業料が無償化になったことに伴い、新たな収入未済額は、今後、一般的には発生しないことから、滞納繰越額の早期回収に向けて取り組んでいる。例年12～1月に実施していた「授業料納入促進月間」を出納閉鎖後の7～9月に前倒しして設定するなど、これまでに約60%を回収した。 未納者に対しては、徴収事務取扱要綱に基づき、未納月数に応じた督促や面接指導、家庭訪問等を行い、厳格な債権管理を継続するとともに、長期未納者に対しては、法的措置を適切な時期に実施するなど、校長を中心とした学校全体での未納解消に向けた取組の強化について、校長会議や事務長会議、あるいは担当者説明会や学校訪問など、様々な機会を通じて指導するなど、滞納総額の縮減に努めている。</p> <table border="1" data-bbox="419 960 1417 1102"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度決算時</th> <th>平成23年3月31日現在</th> <th>減少</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未納者</td> <td>339人</td> <td>91人</td> <td>248人</td> </tr> <tr> <td>滞納額</td> <td>8,733,456円</td> <td>3,508,523円</td> <td>5,224,933円</td> </tr> </tbody> </table> <p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話による納付指導を徹底し、かつ、法的措置を講じるなど、早期の収入確保に努める。</p> <p>地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金 滞納債権の区分を行うとともに、滞納状況に応じた債権回収を行うため、今後も、市町教委に協力を依頼し、世帯の状況・問題点について、詳細な把握に努める。 また、市町担当者が自宅訪問する際に県の担当者も同行し、滞納者の個別の状況を把握した。</p> <p>高等学校等奨学金貸付金 滞納債権の区分を行い、状況に応じた回収・督促を行う。 また、滞納が長期にわたる者については、上記滞納債権の区分に加え、現地調査を行い、調査結果を基に支払督促など法的措置を講じる。</p>	区分	平成21年度決算時	平成23年3月31日現在	減少	未納者	339人	91人	248人	滞納額	8,733,456円	3,508,523円	5,224,933円
区分	平成21年度決算時	平成23年3月31日現在	減少										
未納者	339人	91人	248人										
滞納額	8,733,456円	3,508,523円	5,224,933円										

<p>(イ) 法的措置の実行について</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。</p> <p>一方、そうした取組にもかかわらず、「集中対策期間」の19年度から21年度までの3年間で法的措置を実施していない債権があった。</p> <p>引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっては、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的に債権回収を図る必要がある。</p> <p>(地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金)</p>	<p>滞納者への取組について、これまで人権上の配慮から市町教育委員会を通じて行ってきたが、市町村合併等に伴い緊密な指導が難しくなっていることなどから、税務課(債権回収)担当と十分連携を図りながら、今後は法的措置も含めて、県が直接、回収を実施することについて、検討する。</p>
<p>(ウ) 新規未納発生時の対策強化について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手續について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>(高等学校使用料〔授業料〕、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金、地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金、高等学校等奨学金貸付金)</p>	<p>それぞれの債権ごとに債権管理事務取扱要綱を策定しており、新たな収入未済を把握した場合は、債務者に対し、要綱に基づく未納通知や督促状の発送、電話による督促などの納入指導を行っている。</p> <p>新規滞納額を圧縮するため、債権回収指導担当やサーバーと十分連携を図り、債権管理に対する取組の強化について、それぞれの債権ごとに検討する。</p> <p>なお、それぞれの債権に係る新規未納を抑制する主な取組については、次のとおり。</p> <p>高等学校使用料〔授業料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度からは授業料が無償化になったことに伴い、新たな収入未済額は、今後、一般的には発生しないが、例外的に徴収しなければならない生徒やその保護者に対して、あらゆる機会を通じて、授業料減免及び奨学金の周知に努める。 <p>高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時に学校長の推薦を要件に追加した(平成18年度導入)ことにより、中途退学者の減少、新たな滞納の発生防止を図っている。 <p>地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町担当者が自宅訪問する際に県の担当者も同行し、直接、指導するとともに、滞納者の個別の状況を把握した。 <p>高等学校等奨学金貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規未納発生者には、漏れなく翌月にサーバーから納入指導を行っている。また、債権管理事務取扱要綱に従い、2か月後、3か月後も債務者及び連帯保証人に納付指導を行っている。 猶予手續の漏れにより償還が開始する場合は未納につながりやすいため、手續漏れを生じないよう奨学生との連絡を密にする。

<p>(エ) 地方機関における債権の管理体制について</p> <p>地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として、地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。</p> <p>(高等学校使用料〔授業料〕, 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金)</p>	<p>地方機関で債権管理を行っている債権については、債権管理状況を毎月確認し、必要に応じて電話、個別ヒアリング、学校訪問による納付指導を行っている。</p> <p>また、担当者説明会を行い、法的手段に基づく債権管理の研修を通して債権管理体制の強化を図っている。</p> <p>今後も、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、学校と一体となった組織的な債権回収に取り組む。</p>
<p>【イ 委託契約における設計積算の適正化について】</p> <p>次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書などを徴取せず、平成19年度に徴取した参考見積書を基に積算をしていた。設計金額の積算に当たって実勢価格を参考とする際は、参考見積書を複数の者から徴取するなど、設計積算の適正化に努める必要がある。(施設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度広島県立自彊高等学校コンクリート圧縮強度等調査委託業務 	<p>平成21年度以降、同様の委託業務は行っていないが、他の委託業務においては、設計金額の積算に当たって実勢価格を参考とする場合は、起案直前に参考見積書を複数の者から徴取し、設計積算額としている。</p>

2 北部教育事務所 (監査年月日：平成22年6月8日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【県費負担教職員の旅費について】</p> <p>県費負担教職員の旅費の支給において、支給額に誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過支給額 4人 3,256円 ・支給不足額 2人 455円 	<p>過支給額の戻入及び支給不足額の追給を行った。</p> <p>今後は、旅費の適正な事務処理の指導を徹底する。</p>

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【委託契約における設計積算の適正化について】</p> <p>次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を徴取せず、前年度及び前々年度の契約額を基に積算していた。設計金額の積算に当たって実勢価格を参考とする際は、参考見積書を複数の者から徴取するなど設計積算の適正化に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密書類処理業務委託契約(平成21年度) 	<p>平成22年度秘密書類処理業務契約においては、2者から参考見積書を徴取し、設計金額を積算した。</p> <p>今後は、委託・役務業務契約の設計金額の積算に当たっては、法令規則及び事務処理要綱等に基づき適正な事務処理に努める。</p>

3 歴史博物館 (監査年月日：平成22年4月27日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容							
<p>【ア 入館券の在庫管理について】 入館券の在庫管理において、出納簿の残高と実在庫数量に一致しないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>毎月、初日を基準日として、実在庫数量と出納簿・入館券引渡簿・入館券在庫確認表を突合し確認している。</p>							
<p>【イ 入館券に係る収入について】 入館券に係る収入において、入館券の引渡日から現金の徴収までに長期間要し、現金の徴収日が翌年度となったにもかかわらず、旧年度分収入として事後調定が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>前売券販売委託業務を除く入館券の引渡しは、現金と引換え又は納入通知書の発行によることとし、速やかな収入に努めている。</p>							
<p>【ウ 企画展開催に係る支援金受入について】 平成21年度に開催した企画展「平家一門の栄華と瀬戸内海」については、財団法人日本海事科学振興財団から支援金の交付を受けているが、当該支援金は歳入金として調定されず、館長名義の普通預金口座に受け入れられ、当該口座から直接必要経費の一部として支払われていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後とも、民間支援金の活用など財源確保に努めるが、その取扱いについては県の歳入金とする。</p>							
<p>【エ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託契約</th> <th>委託期間</th> <th>提出を受けていなかった書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警備業務委託契約</td> <td rowspan="2">平成21～22年度</td> <td rowspan="2">入札参加資格を確認するための書類が入札参加確認申請の添付書類として明記されていなかった。 予定価格調書の委託業務名が別の委託業務名となっていた。</td> </tr> <tr> <td>昇降機の保守点検業務委託契約</td> </tr> </tbody> </table>	委託契約	委託期間	提出を受けていなかった書類	警備業務委託契約	平成21～22年度	入札参加資格を確認するための書類が入札参加確認申請の添付書類として明記されていなかった。 予定価格調書の委託業務名が別の委託業務名となっていた。	昇降機の保守点検業務委託契約	
委託契約	委託期間	提出を受けていなかった書類						
警備業務委託契約	平成21～22年度	入札参加資格を確認するための書類が入札参加確認申請の添付書類として明記されていなかった。 予定価格調書の委託業務名が別の委託業務名となっていた。						
昇降機の保守点検業務委託契約								
	<p>施設管理業務委託契約(平成23～24年度)のうち警備業務について、入札参加資格を確認するための書類を入札参加確認申請の添付書類として明記した。 契約事務においては、指摘事項を含めて十分な確認を行うようにしている。</p>							

4 広島皆実高等学校 (監査年月日：平成22年12月1日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等を管理するために、出納簿を備え付けなければならないとされているが、次の会計に係る出納簿が備え付けられていなかった。適正な事務処理に努められたい。(根拠：学校諸費会計等取扱要綱第10条) ・会計名 3学年，書道1年</p>	<p>学校諸費会計等取扱要綱に基づき，関係書類の点検や出納簿の作成を行った。 引き続き学校諸費会計等取扱要綱に基づき適正な事務処理がなされるよう，指導を行っていく。</p>

5 海田高等学校 (監査年月日：平成22年7月15日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【ア 高等学校使用料(授業料)の現金収納に係る事務処理について】 高等学校使用料(授業料)の現金収納において，払込者に領収証書を交付せず，収入証拠書類として保管していた。適正な事務処理に努められたい。 ・1人 8,080円(平成21年12月分～平成22年3月分)</p>	<p>払込者に領収証書を交付した。 今後は，広島県会計規則に基づいて，適正な事務処理に努めるよう，指導を行っていく。</p>
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において，特記仕様書により委託業者が作成し，定められた期日又は業務の実施前までに施設担当者の承諾を得なければならない業務計画書及び緊急対応連絡表の提出を受けておらず，承諾も行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・消防用設備等保守点検業務委託(平成20～21年度)</p>	<p>消防用設備等保守点検業務特記仕様書2(1)に基づき，業務計画書，作業計画書及び緊急対応連絡表を提出させるよう，指導した。</p>
<p>【ウ 工事請負契約における事務処理について】 工事請負契約において，次のとおり事務処理を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (ア)請負者に監督員の通知を行っていなかった。 ・広島県立海田高等学校普通教室無線LAN整備工事(平成21年度) ・広島県立海田高等学校埋設ガス管改修都市ガス設備工事(平成20年度) (イ)請負者から工事着手前に施工計画書の提出を受けていなかった。 ・広島県立海田高等学校普通教室無線LAN整備工事(平成21年度) ・広島県立海田高等学校埋設ガス管改修都市ガス設備工事(平成20年度) (ウ)請負者から工程表の提出を受けていなかった。 ・広島県立海田高等学校埋設ガス管改修都市ガス設備工事(平成20年度)</p>	<p>毎年度「建設工事に係る入札・契約制度の改正等に関する担当者説明会」において，工事の適切な執行について，施設課から指導を行っている。 なお，本年度は，6月8日に開催した上記説明会において，再度，施設課から指導を行った。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>【委託契約における設計金額の積算方法について】 設計金額の積算において、1者のみから参考見積書を徴取して積算しているものがあつた。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から徴取し、設計金額の適正化に努める必要がある。 ・樹木剪定業務委託（平成21年度）</p>	<p>「施設管理業務委託の事務処理について」4（3）に「複数の参考見積書のうち、最低額に見積査定率を乗じた額を設計額とする」旨の定めがあることを確認させることにより、設計額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう、指導した。</p>

6 佐伯高等学校（監査年月日：平成22年7月15日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>【ア 郵便切手類出納簿の管理について】 郵便切手類の払出について、物品管理職員が決裁し行うべきところ、物品管理職員の決裁が行われていなかった。適正な管理に努められたい。 根拠規定：広島県物品管理規則第23条及び第41条</p>	<p>物品管理職員の決裁及び受領者の受領印押印を行った。 今後は広島県物品管理規則に基づいて、適正な事務処理に努めるよう、指導を行っていく。</p>
<p>【イ 委託業務に係る設計額の積算について】 施設管理業務に係る設計額の積算において、財産管理課が定める方法によらず設計額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。 ・建築物定期点検委託業務契約（平成21年度）</p>	<p>建築物定期点検委託業務契約における設計額の積算については、財産管理課が定めている方法によって行い、適正に事務処理を行うよう、指導を行っていく。</p>

7 向原高等学校（監査年月日：平成22年5月17日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容		
<p>【ア 公印の管理について】 不要となった公印が廃棄されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="161 1581 767 1641"> <tr> <td data-bbox="161 1581 400 1641">不要となった公印</td> <td data-bbox="403 1581 767 1641">広島県向原高等学校長（1個）</td> </tr> </table>	不要となった公印	広島県向原高等学校長（1個）	<p>不要となった公印は廃棄済み。 今後は広島県教育委員会公印規程に基づいて、適正な事務処理に努めるよう、指導を行っていく。</p>
不要となった公印	広島県向原高等学校長（1個）		
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 平成20年度に実施した次の委託業務において、執行伺いなど広島県契約規則等に定められた契約手続を行わず、業者から提出された完成報告書及び写真をもって委託料の支払が行われていた。適正な事務処理に努められたい。 ・サクラ樹勢回復処置業務（平成20年度） ・低木剪定業務（平成20年度） ・植栽管理業務（高木剪定）（平成20年度）</p>	<p>平成22年9月2日に学校を訪問し、適正な事務処理について指導を行うとともに、契約事務等の進行管理及び支出事務における複数人でのチェック体制の整備など再発防止について協議を行った。 引き続き適正な事務処理がなされるよう、指導を行っていく。</p>		

<p>【ウ 学校諸費会計等の事務処理について】 学校諸費会計等の事務処理において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>学校諸費会計等取扱要綱に基づき、引継目録の作成及び校長への報告を行い、全教職員を対象とした研修を実施した。 引き続き学校諸費会計等取扱要綱に基づき適正な事務処理がなされるよう、指導を行っていく。</p>
---	---

生徒会会計	会計担当者の異動に伴う引継目録が10日以内に作成されていなかった。 また、校長への報告もなされていなかった。 （根拠：学校諸費会計等取扱要綱第6条）
-------	--

<p>【エ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあった。適正な管理に努められたい。</p>	<p>平成22年9月1日付けで毒物危害防止規程を整備し、平成22年度末までに数量管理のための毒物劇物管理簿を作成した。 不明な薬品については、学校薬剤師等の指導・助言により、廃棄処分を行った。 引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう、指導を行っていく。 毒物及び劇物の適正な管理について、平成23年9月8日付けで各県立学校へ通知し、適正な取扱いの徹底を図った。</p>
---	---

内 容	根 拠
作成されている管理簿は、使用の都度、数量を記録し管理するものとなっていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・ 毒物及び劇物の保管管理について （昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知）
長期間保存されている毒物・劇物で、保管容器のラベルが汚損され、表示（薬品名）がわからないものがあった。	

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【毒物・劇物の管理に関する学校薬剤師の活用について】 毒物及び劇物の管理に関し、近年学校薬剤師の指導や助言等を受けておらず、用途不明なまま管理されているものもあるため、速やかに必要な指導や助言等を受け、毒物・劇物等の管理に万全を期す必要がある。</p>	<p>学校薬剤師による現状実施確認の上、指導助言を仰ぐとともに、毎年定期的に同様の指導を受け、管理に万全を期す。</p>

8 世羅高等学校 (監査年月日：平成22年6月7日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容	
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入について、長期未納(滞納繰越額)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなど、徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>		<p>長期未納に係る対応状況は、次のとおり。</p>	
区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 (平成21年3月末現在)	
高等学校使用料(授業料)	5人 143,550円	3人	99,000円
区分	未納額 (平成23年3月31日現在)	全額納入額 (平成23年3月31日現在)	一部納入額 (平成23年3月31日現在)
高等学校使用料 (授業料)	0人 0円	5人 143,550円	0人 0円
		<p>今後は、納付指導を徹底し長期未納の発生の未然防止に努める。</p>	
<p>【イ 生産品の事務処理について】 農業経営科の実習に伴う生産品の残余について、廃棄の手続きを行わずに廃棄し、生産品出納簿への記載も行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>平成12年度物品事務研修会において、用度課出納係へ出納簿の整理の方法について質問したところ、「売り払った数を生産品として出納簿に整理すればよい。」旨の指導を受けていた。 今後は、広島県会計規則に基づいて、適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>	

9 上下高等学校 (監査年月日：平成22年6月30日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容	
<p>【学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>学校諸費会計等取扱要綱に基づき、関係書類の点検や出納簿の備え付け、全教職員を対象とした研修を実施した。 引き続き学校諸費会計等取扱要綱に基づき適正な事務処理がなされるよう、指導を行っていく。</p>	
1	<p>点検者は、毎月の収支状況を関係書類により翌月の10日までに点検を実施することとされているが、次の会計において、点検が行われていなかった。 また、学校諸費会計等を管理するために、出納簿を備え付けることとされているが、備え付けられていなかった。 (根拠：取扱要綱第5条第2項，第10条) ・20年度入学会計 ・22年度入学会計 ・フードデザイン実習費</p>		
2	<p>全教職員を対象として行うこととされている研修が実施されていなかった。 (根拠：取扱要綱第12条)</p>		

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における設計金額の積算について】 次の委託契約について、設計金額を積算するための参考見積書を1者しか徴取していなかった。契約の設計に当たって参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取するなど、設計積算の適正化に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理業務（平成21～22年度長期継続契約） 	<p>「一般廃棄物処理業務委託の事務処理の際の留意点」2に「当該施設の所在する区域において、業務を行うことのできる業者数が複数の場合、2者以上から参考見積を徴取、予定価格を決定」旨の定めがあることを確認させることにより、設計額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう、指導した。</p>

10 庄原格致高等学校 （監査年月日：平成22年8月5日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 委託契約における予定価格の設定について】 次の委託契約において、設計金額が契約期間の2年間で積算されているにもかかわらず、1年間での積算と誤り、設計金額を上回る予定価格を設定していた。契約金額は設計金額を下回っていたが、予定価格の設定に当たっては、適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舎ボイラー保守点検業務委託（平成22～23年度） 	<p>県の積算基準に基づき適正な積算を行い、この積算金額に基づき適正な予定価格を設定するよう、指導した。</p>
<p>【イ 行政財産の使用許可における事務処理について】 行政財産の使用許可の更新に当たって、申請書に記載された更新希望期間を超えた期間で使用許可を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の更新希望期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日まで ・許可書の使用許可期間：平成22年4月1日から平成25年3月31日まで 	<p>使用許可期間の終期の訂正を行った。 （訂正前 平成25年3月31日 訂正後 平成23年3月31日） 今後は、適正な事務処理に努めるよう、指導を行っていく。</p>
<p>【ウ 報酬の支給について】 寄宿舎職員に対する平成22年5月分の報酬の支給において、過支給があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過支給額 1人 6,930円 	<p>戻入を行った。（平成22年6月18日） 今後は、適正な事務処理に努めるよう、指導を行っていく。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>【委託契約の事務処理について】 委託料を分割して支払う委託契約において、契約書に期間中の支払総額及び点検区分ごとの支払総額のみしか記載されていないものがあった。委託料を分割して支払う場合は、契約書に表示しておく必要がある。 ・消防用設備等保守点検業務委託（平成22～23年度）</p>	<p>契約書に年間支払額を記載するよう、指導した。</p>

1 1 賀茂北高等学校（監査年月日：平成23年2月15日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>【納品書等の添付について】 平成22年5月1日から物品の納品に当たっては、原則として、日付が記入された納品書等を添付することとし、物品検査の資料とすることとされているが、納品書が添付されていないものや納品書に日付が記入されていないものがあった。 年度誤り等の不適正な経理処理の防止や厳正な物品検査の実施を行う必要があることから、日付が記入された納品書等を添付するよう、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>物品の納品に当たっては、納品書の添付を確認し、日付が記入されていない納品書については、記入を求めよう、改善した。 今後は、広島県会計規則に基づいて、適正な事務処理に努めるよう、指導を行っていく。</p>

1 2 安芸高等学校（監査年月日：平成22年8月5日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容																			
<p>【ア 長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなど、徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>	<p>長期未納に係る対応状況は、次のとおり。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 1583 528 1653">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="528 1583 890 1653">長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2" data-bbox="890 1583 1243 1653">参 考 (平成21年3月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1653 528 1715">高等学校使用料（授業料）</td> <td data-bbox="528 1653 655 1715">3人</td> <td data-bbox="655 1653 890 1715">217,800円</td> <td data-bbox="890 1653 1018 1715">10人</td> <td data-bbox="1018 1653 1243 1715">463,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参 考 (平成21年3月末現在)		高等学校使用料（授業料）	3人	217,800円	10人	463,500円										
区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参 考 (平成21年3月末現在)																	
高等学校使用料（授業料）	3人	217,800円	10人	463,500円																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 1724 432 1794">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="432 1724 762 1794">未納額 (平成23年3月31日現在)</th> <th colspan="2" data-bbox="762 1724 1093 1794">全額納入額 (平成23年3月31日現在)</th> <th colspan="2" data-bbox="1093 1724 1423 1794">一部納入額 (平成23年3月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1794 432 1899">高等学校使用料 (授業料)</td> <td data-bbox="432 1794 560 1899">3人</td> <td data-bbox="560 1794 762 1899">191,700円</td> <td data-bbox="762 1794 890 1899">0人</td> <td data-bbox="890 1794 1093 1899">0円</td> <td data-bbox="1093 1794 1220 1899">1人</td> <td data-bbox="1220 1794 1423 1899">26,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	未納額 (平成23年3月31日現在)		全額納入額 (平成23年3月31日現在)		一部納入額 (平成23年3月31日現在)		高等学校使用料 (授業料)	3人	191,700円	0人	0円	1人	26,100円						
区分	未納額 (平成23年3月31日現在)		全額納入額 (平成23年3月31日現在)		一部納入額 (平成23年3月31日現在)															
高等学校使用料 (授業料)	3人	191,700円	0人	0円	1人	26,100円														
	<p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>																			

<p>【イ 委託契約の事務処理について】 委託契約において、次のとおり契約内容に不備のあるものや、不適正な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 給水設備点検維持管理業務委託契約(平成22～23年度)において、契約書と別表で水質検査の年間実施回数が相違していた。</p> <p>(イ) 契約書で定められた仕様書において、受託者が提出することとなっている書類の提出を受けていないものがあつた。</p>	<p>契約書と別表の相違がないよう、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>消防用設備等保守点検業務特記仕様書2(1)及び給水設備保守点検業務特記仕様書2(1)に基づき、緊急対応連絡表等を提出させるよう指導した。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託契約名</th> <th>提出を受けていなかった書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防設備等保守業務委託契約 (平成20～21年度,平成22～23年度)</td> <td>緊急対応連絡表,作業計画書</td> </tr> <tr> <td>給水設備点検維持業務委託契約 (平成22～23年度)</td> <td>作業計画書</td> </tr> <tr> <td>給水設備清掃検査業務委託契約 (平成21年度)</td> <td>作業計画書</td> </tr> </tbody> </table>		委託契約名	提出を受けていなかった書類	消防設備等保守業務委託契約 (平成20～21年度,平成22～23年度)	緊急対応連絡表,作業計画書	給水設備点検維持業務委託契約 (平成22～23年度)	作業計画書	給水設備清掃検査業務委託契約 (平成21年度)	作業計画書
委託契約名	提出を受けていなかった書類								
消防設備等保守業務委託契約 (平成20～21年度,平成22～23年度)	緊急対応連絡表,作業計画書								
給水設備点検維持業務委託契約 (平成22～23年度)	作業計画書								
給水設備清掃検査業務委託契約 (平成21年度)	作業計画書								
<p>【ウ 工事請負契約の事務処理について】 工事請負契約において、県監督員の通知を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・体育館扉及び窓修繕工事(平成21年度)</p>	<p>毎年度「建設工事に係る入札・契約制度の改正等に関する担当者説明会」において、工事の適切な執行について、施設課から指導を行っている。</p> <p>なお、本年度は、6月8日に開催した上記説明会において、再度、施設課から指導を行った。</p>								

1.3 福山明王台高等学校 (監査年月日:平成22年6月30日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容				
<p>【ア 物品の検査について】 物品の購入に係る検査について、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な管理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="167 1496 1321 1686"> <tr> <td>内容</td> <td>物品検査職員は、物品の納入検査をしたときは検査年月日及び検査者の職・氏名を記入し押印しなければならないが、検査年月日や押印漏れのものがあつた。 ・バドミントンネット 外</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>・広島県物品管理規則第6条第2項 ・物品マニュアル 第1-10-(2)</td> </tr> </table>	内容	物品検査職員は、物品の納入検査をしたときは検査年月日及び検査者の職・氏名を記入し押印しなければならないが、検査年月日や押印漏れのものがあつた。 ・バドミントンネット 外	根拠	・広島県物品管理規則第6条第2項 ・物品マニュアル 第1-10-(2)	<p>物品管理規則等に基づき適切な事務処理を行うよう、指導した。</p>
内容	物品検査職員は、物品の納入検査をしたときは検査年月日及び検査者の職・氏名を記入し押印しなければならないが、検査年月日や押印漏れのものがあつた。 ・バドミントンネット 外				
根拠	・広島県物品管理規則第6条第2項 ・物品マニュアル 第1-10-(2)				
<p>【イ 支出事務における適正な請求書の受理について】 支出事務担当者は、提出された請求書について、記載内容を確認し支払いを行う必要があるが、請求年月日の記載がなく、收受印も押印していない請求書により支払いを行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・請求年月日又は收受印のない請求書による支出3件</p>	<p>適正な請求書の提出をするよう業者に対して指導するとともに、請求書を受領した際には記載内容を確認し適切な事務処理を行うよう、指導した。</p>				

1 4 豊田高等学校 (監査年月日：平成23年3月4日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容									
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入について、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進に努められたい。</p>		<p>長期未納に係る対応状況は、次のとおり。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成21年6月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料(授業料)</td> <td>7人 264,150円</td> <td>2人 110,700円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年6月)	高等学校使用料(授業料)	7人 264,150円	2人 110,700円				
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年6月)									
高等学校使用料(授業料)	7人 264,150円	2人 110,700円									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成23年3月31日現在)</th> <th>全額納入額 (平成23年3月31日現在)</th> <th>一部納入額 (平成23年3月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (授業料)</td> <td>6人 228,300円</td> <td>1人 30,850円</td> <td>1人 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	未納額 (平成23年3月31日現在)	全額納入額 (平成23年3月31日現在)	一部納入額 (平成23年3月31日現在)	高等学校使用料 (授業料)	6人 228,300円	1人 30,850円	1人 5,000円	<p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>	
区 分	未納額 (平成23年3月31日現在)	全額納入額 (平成23年3月31日現在)	一部納入額 (平成23年3月31日現在)								
高等学校使用料 (授業料)	6人 228,300円	1人 30,850円	1人 5,000円								
<p>【イ 証紙売りさばき代金の払込みについて】 証紙を売りさばいた代金を、翌開庁日までに払い込んでいないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 ・27件 189,220円 ・根拠 広島県証紙規則第13条(証紙の売りさばき代金の払込み)</p>		<p>今後は、広島県会計規則に基づいて、適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>									
<p>【ウ 納品書等の添付について】 平成22年5月1日から物品の納品に当たっては、原則として、日付が記入された納品書等を添付することとし、物品検査の資料とすることとされているが、納品書等が添付されていないものや納品書に日付が記入されていないものがあつた。 年度誤り等の不適正な経理処理の防止や厳正な物品検査の実施を行う必要があることから、日付が記入された納品書等を添付するよう、適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>指摘のあつた事項については、直ちに納品書の添付等の改善を行った。 今後は、広島県会計規則に基づいて、適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>									

1 5 湯来南高等学校 (監査年月日：平成22年8月5日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容	
<p>【ア 借受した財産の登録について】 財務会計トータルシステムに、借り受けた土地の登録が二重に行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>トータルシステムにて、正しい借受けの登録業務を行った。 今後は、適正な事務処理に努めるよう、指導を行っていく。</p>	

【イ 委託契約の事務処理について】

委託契約において、次のとおり契約内容に不備のあるものや、不適正な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 契約書において、2年間の長期継続契約とするところ、契約期間を1年間(又は2年間)とし、契約期間が満了する1か月前までに意思表示がない場合には契約を継続すると規定していた。

- ・消防用設備点検等業務委託契約(平成20~21年度,平成22~23年度)
- ・給水設備保守点検業務委託契約(平成20~21年度,平成22~23年度)
- ・浄化槽保守点検清掃業務契約(平成22~23年度)

(イ) 契約書において、業務が完了したときは、別紙「業務完了届」により届け出るものと規定しているが、その様式を定めていなかった。

- ・消防用設備点検等業務委託契約(平成20~21年度,平成22~23年度)
- ・給水設備保守点検業務委託契約(平成20~21年度,平成22~23年度)
- ・浄化槽保守点検清掃業務契約(平成21年度,平成22~23年度)

(ウ) 契約書及び仕様書において定められた、受託者が提出することとなっている書類の提出を受けていないものがあつた。

適切な事務処理を行うよう、指導した。

別紙を添付するなど、適切な事務処理を行うよう指導した。

消防用設備等保守点検業務特記仕様書2(1)及び2(8)に基づき、作業計画書等を提出させるよう、指導した。

委託契約名	提出を受けていなかった書類
消防用設備点検等業務委託契約(平成20~21年度)	業務計画書,作業計画書,業務責任者の届,業務担当者の届,計測記録書,作業日報,業務完了届
給水設備保守点検業務委託契約(平成22~23年度)	作業計画書,業務責任者の届,業務担当者の届,業務完了届
浄化槽保守点検清掃業務契約(平成21年度)	作業計画書,緊急対応連絡表,業務責任者の届,業務担当者の届,業務完了届

【ウ 工事請負契約における事務処理について】

湯来南高校男子休養室設置工事(平成21年度)において、次のとおり不適切な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 工事目的物の完成検査後、引渡書の提出を受けていなかった。

(イ) 変更設計額の積算を請負率(落札率)によって行っていないが、

毎年度「建設工事に係る入札・契約制度の改正等に関する担当者説明会」において、工事の適切な執行について、施設課から指導を行っている。

なお、本年度は、6月8日に開催した上記説明会において、再度、施設課から指導を行った。

<p>【エ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。</p>	<p>毒物・劇物以外のものと混在した管理とならないよう、混在していたものを分別・整理した。 管理簿を設置し、使用量の把握に努め、定期的な点検を行っている。 引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう、指導を行っている。 毒物及び劇物の適正な管理について、平成23年9月8日付けで各県立学校へ通知し、適正な取扱いの徹底を図つた。</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 611 866 645">内 容</th> <th data-bbox="882 611 1385 645">根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="167 656 866 992"> <p>毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。 管理簿が作成されておらず、毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握が行われていなかった。</p> </td> <td data-bbox="882 656 1385 992"> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知） </td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根 拠	<p>毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。 管理簿が作成されておらず、毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握が行われていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知） 	
内 容	根 拠				
<p>毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。 管理簿が作成されておらず、毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握が行われていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知） 				

1 6 安芸南高等学校 （監査年月日：平成22年8月5日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【通勤手当の支給について】 職員（臨時的任用職員を含む。）に係る通勤手当が支給されていなかった。適切な事務処理に努められたい。 ・平成22年4月分～6月分 2人 71,616円</p>	<p>職員（臨時的任用職員を含む。）に係る支給していなかった平成22年4月分～6月分の通勤手当を、平成22年6月分及び7月分給料で追給した。 今後は、広島県会計規則に基づいて、適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>

1 7 東高等学校 （監査年月日：平成22年6月30日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容				
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤つた事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>消防用設備等保守点検業務特記仕様書2（1）に基づき、業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表を提出させるよう、指導した。</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1823 403 1856">契約名</th> <th data-bbox="419 1823 1217 1856">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1868 403 2016"> 消防用設備等保守点検業務委託契約（平成22年度～平成23年度） </td> <td data-bbox="419 1868 1217 2016"> 契約書に基づく特記仕様書により、定められた期日又は業務の実施前に、受託者は、業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。 </td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内 容	消防用設備等保守点検業務委託契約（平成22年度～平成23年度）	契約書に基づく特記仕様書により、定められた期日又は業務の実施前に、受託者は、業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。	
契約名	内 容				
消防用設備等保守点検業務委託契約（平成22年度～平成23年度）	契約書に基づく特記仕様書により、定められた期日又は業務の実施前に、受託者は、業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。				

<p>【イ 工事請負契約における事務処理について】 門扉設置等工事契約（平成21年度）の事務処理において、次のとおり不適切なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 （ア）監督員の職名及び氏名を請負人に通知していなかつた。 （イ）請負人から課税事業者届出書の提出を受けていなかつた。 （ウ）変更設計額の積算を請負率（落札率）によって行っていなかつた。</p>	<p>毎年度「建設工事に係る入札・契約制度の改正等に関する担当者説明会」において、工事の適切な執行について、施設課から指導を行っている。 なお、本年度は、6月8日に開催した上記説明会において、再度、施設課から指導を行った。</p>
--	--

18 広島工業高等学校 （監査年月日：平成22年6月30日）

監査の結果（指摘事項）		措置の内容										
<p>【ア 長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入について、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>		<p>長期未納に係る対応状況は、次のとおり。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th>参 考 (平成21年3月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料（授業料）</td> <td>2人 49,500円</td> <td>10人 265,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参 考 (平成21年3月末現在)	高等学校使用料（授業料）	2人 49,500円	10人 265,300円						
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参 考 (平成21年3月末現在)										
高等学校使用料（授業料）	2人 49,500円	10人 265,300円										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成23年3月31日現在)</th> <th>全額納入額 (平成23年3月31日現在)</th> <th>一部納入額 (平成23年3月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (授業料)</td> <td>0人 0円</td> <td>2人 49,500円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成23年3月31日現在)	全額納入額 (平成23年3月31日現在)	一部納入額 (平成23年3月31日現在)	高等学校使用料 (授業料)	0人 0円	2人 49,500円	0人 0円				
区 分	未納額 (平成23年3月31日現在)	全額納入額 (平成23年3月31日現在)	一部納入額 (平成23年3月31日現在)									
高等学校使用料 (授業料)	0人 0円	2人 49,500円	0人 0円									
<p>【イ 現金収納に係る事務処理について】 授業料の現金収納に係る事務処理において、広島県会計規則に定められた期限（翌開庁日）までに金融機関に払い込んでいないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>今後は、広島県会計規則に基づいて、適正な事務処理に努めるよう、指導を行っていく。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現金収納日</th> <th>金額 (件数)</th> <th>広島県会計規則の 定めによる払込期限</th> <th>実際の払込日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年4月9日（金）</td> <td>19,800円 (2件)</td> <td>平成22年4月12日（月）</td> <td>平成22年4月13日（火）</td> </tr> </tbody> </table>	現金収納日	金額 (件数)	広島県会計規則の 定めによる払込期限	実際の払込日	平成22年4月9日（金）	19,800円 (2件)	平成22年4月12日（月）	平成22年4月13日（火）				
現金収納日	金額 (件数)	広島県会計規則の 定めによる払込期限	実際の払込日									
平成22年4月9日（金）	19,800円 (2件)	平成22年4月12日（月）	平成22年4月13日（火）									

<p>【ウ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 契約書で定められた仕様書において、受託者が提出することとなっている書類の提出を受けていないものがあつた。</p>	<p>消防用設備等保守点検業務特記仕様書 2 (1) 及び 2 (8) に基づき、業務計画書、計測記録簿及び作業日報を提出させるよう、指導した。</p>
<p style="text-align: center;">委 託 業 務 名</p>	<p style="text-align: center;">提出を受けていなかった書類</p>
<p>消防設備保守点検業務 (平成21～22年度)</p>	<p>業務計画書、計測記録簿、作業日報</p>
<p>(イ) 契約書で定められた委託期間を変更する際に、書面による変更契約を締結することなく、口頭で指示を行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正門付近外樹木剪定業務 (平成21年度) 	<p>今後は委託期間を変更する際には、書面による変更契約を締結するよう、指導した。</p>
<p>【エ 備品の管理について】 備品の登録において、ICT重点指定校事業用等コンピュータシステムとして一括調達され、設置されたパーソナルコンピューター等について、個々に備品登録すべきところ、教育用コンピュータシステム一式としてとして備品登録されていた。適正な管理に努められたい。</p>	<p>備品の登録については、指摘後、広島工業高等学校に対し指示し、対応した。</p>
<p>【オ 学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、点検者は、毎月の収支状況を関係書類により翌月の10日までに点検し、校長に報告することとされているが、点検・報告が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒会会計 (平成21年度) (根拠：学校諸費会計等取扱要綱第5条第1項) 	<p>平成22年度より学校諸費会計等取扱要綱に基づき、点検・報告を実施している。</p> <p>引き続き学校諸費会計等取扱要綱に基づき適正な事務処理がなされるよう、指導を行っていく。</p>

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における設計金額の積算について】 委託契約の設計金額の積算において、起案文書に参考となる見積等の積算資料が添付されておらず、積算根拠が明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄可燃物及び不燃物収集運搬業務 (平成21～22年度) 	<p>今後は設計金額の積算に当たり、この根拠を明確にするよう、指導した。</p>

19 福山工業高等学校 (監査年月日：平成22年5月26日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容				
<p>【ア 証紙の過貼付に係る事務処理について】 証紙が過貼付された証紙文書の事務処理において、相手方から過貼付分の証紙金額について放棄の意思表示があったものの、それを証紙文書に記載・押印せず、証紙収納高報告への記載もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>過貼付の場合の事務処理の方法に基づき、担当者により確認済みの記載押印を施した。 今後更に適正な事務処理に努める。</p>				
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="186 779 1315 1010"> <tr> <td data-bbox="186 779 252 893">1</td> <td data-bbox="252 779 1315 893"> 次の委託契約について、執行伺いの執行予定額と業務委託設計書・予算経理状況の執行予定額が相違していた。 ・一般廃棄物(粗大ごみ等)処理業務(平成21年度) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 893 252 1010">2</td> <td data-bbox="252 893 1315 1010"> 次の委託契約について、特記仕様書に定める業務の報告のうち、作業日報の提出を受けていなかった。 ・消防用設備等保守点検業務(平成20~21年度) </td> </tr> </table>	1	次の委託契約について、執行伺いの執行予定額と業務委託設計書・予算経理状況の執行予定額が相違していた。 ・一般廃棄物(粗大ごみ等)処理業務(平成21年度)	2	次の委託契約について、特記仕様書に定める業務の報告のうち、作業日報の提出を受けていなかった。 ・消防用設備等保守点検業務(平成20~21年度)	<p>適正な事務処理を行うよう、指導した。 また、消防用設備等保守点検業務特記仕様書2(8)に基づき、作業日報を提出させるよう、指導した。</p>
1	次の委託契約について、執行伺いの執行予定額と業務委託設計書・予算経理状況の執行予定額が相違していた。 ・一般廃棄物(粗大ごみ等)処理業務(平成21年度)				
2	次の委託契約について、特記仕様書に定める業務の報告のうち、作業日報の提出を受けていなかった。 ・消防用設備等保守点検業務(平成20~21年度)				
<p>【ウ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理において、作成されている管理簿に使用年月日や払出者の氏名が記載されていないなど、適正な管理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>適正な管理が行われていなかった部署については職員を指導するとともに、不適正な書類については是正した。 今後も組織全体での管理体制がとれるよう職員指導を行い、適正な管理に努める。 毒物及び劇物の適正な管理について、平成23年9月8日付けで各県立学校へ通知し、適正な取扱いの徹底を図った。</p>				

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【工事請負契約の事務処理について】 高圧ケーブル他電気設備改修工事(平成21年度)において、契約のために徴した見積書の金額とその見積書の工事費内訳書の金額が相違していた。随意契約において見積書は契約額を決定する上で重要であることから、十分に確認・点検する必要がある。</p>	<p>見積書や工事内訳書などの契約関係書類について、十分に確認・点検し、適正な事務処理を行うよう、指導を行っていく。</p>

20 尾道商業高等学校 (監査年月日：平成22年12月1日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容	
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進に努められたい。</p>		<p>長期未納に係る対応状況は、次のとおり。</p>	
区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成19年12月)	
高等学校使用料 (全日制授業料)	4人 218,753円	2人	180,453円
<p>注 監査日現在確認分については、平成19年3月31日に県立尾道工業高等学校廃校に伴い、平成18年度以前の高等学校使用料(滞納繰越分)に係る債権管理事務の所掌が県立尾道商業高等学校に移行したものの(2人 180,453円)を含む。</p>			
区分	未納額 (平成23年3月31日現在)	全額納入額 (平成23年3月31日現在)	一部納入額 (平成23年3月31日現在)
高等学校使用料 (全日制授業料)	2人 180,453円	2人 38,300円	0人 0円
		<p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>	
<p>【イ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。</p> <p>(ア) 毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものでし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。 保管室への鍵の措置は、適正に行われていたが、保管室内の薬品庫に施錠されていないものがあつた。</p> <p>(イ) 毒物及び劇物が飛散し、漏れ、流れ出又は地下にしみ出ることがないように予防することとされているが、転倒や流れ出を防ぐ措置がされていないものがあつた。</p> <p>(ウ) 保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。</p>		<p>施錠されていなかった薬品庫は直ちに施錠した。</p> <p>学校薬剤師立会いのもと、転倒及び流れ出防止トレ-に毒物及び劇物を整理した。</p> <p>毒物及び劇物と、毒物及び劇物以外のものの保管場所を区別した。</p>	

<p>(エ) 毒物劇物危害防止規定(広島県立尾道商業高校)によれば、毒物劇物の取り扱いに関し、管理責任者等を設置すると規定しているが、管理責任者等の任に当たる者の異動があった後、管理責任者等が定められていなかった。</p>	<p>異動があった管理責任者の後任を直ちに定めた。引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう、指導を行っていく。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 421 276 645" rowspan="3">根拠</td> <td data-bbox="284 421 1326 472">毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 483 1326 589">「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」(要旨) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 600 1326 645">毒物劇物危害防止規定(広島県立尾道商業高校)</td> </tr> </table>	根拠	毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)	「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」(要旨) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。	毒物劇物危害防止規定(広島県立尾道商業高校)	<p>毒物及び劇物の適正な管理について、平成23年9月8日付けで各県立学校へ通知し、適正な取扱いの徹底を図った。</p>
根拠		毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)			
		「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」(要旨) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。			
	毒物劇物危害防止規定(広島県立尾道商業高校)				

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【毒物・劇物の管理に関する学校薬剤師の活用について】 毒物及び劇物の管理に関し、学校薬剤師による指導や助言等を受けておらず、不適切な管理状況にあるため、速やかに必要な指導や助言等を受け、毒物・劇物等の管理に万全を期す必要がある。</p>	<p>今後は、学校薬剤師に学期に1回薬品の適正な管理について指導・助言をもらうこととし、管理に万全を期すよう、指導する。</p>

2 1 広島高等学校 (監査年月日：平成22年5月27日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容					
<p>【ア 委託業務における入札事務の事務処理について】 次の委託契約に係る入札事務において、代理人が入札をする場合、委任状を提出させなければならないが、提出された委任状に受任者の氏名が記入されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="165 629 1410 748"> <tr> <td data-bbox="165 629 389 685">委託業務</td> <td data-bbox="389 629 1410 685">広島県立広島中・高等学校寄宿舎食堂調理等業務(平成21年度～22年度長期継続契約)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 685 389 748">根拠</td> <td data-bbox="389 685 1410 748">入札執行要領(平成19年1月1日施行)</td> </tr> </table>	委託業務	広島県立広島中・高等学校寄宿舎食堂調理等業務(平成21年度～22年度長期継続契約)	根拠	入札執行要領(平成19年1月1日施行)	<p>入札執行要領9(2)に基づき、入札をする者が代理人であるときは、委任状を提出させるなど代理人の資格を確認するなど適切な事務処理をするよう、指導した。</p>	
委託業務	広島県立広島中・高等学校寄宿舎食堂調理等業務(平成21年度～22年度長期継続契約)					
根拠	入札執行要領(平成19年1月1日施行)					
<p>【イ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあった。適正な管理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="165 1108 1394 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1108 951 1153">内 容</th> <th data-bbox="951 1108 1394 1153">根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1153 951 1344"> 毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。 </td> <td data-bbox="951 1153 1394 1417" rowspan="2"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1344 951 1417"> 管理簿上に記載された数量と、現物の在庫数量が一致していないものがあった。 </td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根 拠	毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。	・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知)	管理簿上に記載された数量と、現物の在庫数量が一致していないものがあった。	<p>薬品庫に新たに薬品保管箱を整備し、毒物・劇物以外のものと混在した管理とならないようにした。 引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう、指導を行っていく。 毒物及び劇物の適正な管理について、平成23年9月8日付けで各県立学校へ通知し、適正な取扱いの徹底を図った。</p>
内 容	根 拠					
毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。	・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知)					
管理簿上に記載された数量と、現物の在庫数量が一致していないものがあった。						
<p>【ウ 学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="172 1680 1329 1980"> <tr> <td data-bbox="172 1680 220 1832">1</td> <td data-bbox="220 1680 1329 1832"> 次の会計において、現金を管理する場合に、現金出納簿が整備されていなかった。(根拠：取扱要綱第4条第1項) ・寄宿舎会計(平成21年度) ・学習費会計(平成21年度) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1832 220 1980">2</td> <td data-bbox="220 1832 1329 1980"> 次の会計において、会計担当者に異動があったが、引継目録が作成されておらず、また、校長に報告されていなかった。(根拠：取扱要綱第6条) ・学習費会計(平成21年度) ・生徒会会計(平成21年度) </td> </tr> </table>	1	次の会計において、現金を管理する場合に、現金出納簿が整備されていなかった。(根拠：取扱要綱第4条第1項) ・寄宿舎会計(平成21年度) ・学習費会計(平成21年度)	2	次の会計において、会計担当者に異動があったが、引継目録が作成されておらず、また、校長に報告されていなかった。(根拠：取扱要綱第6条) ・学習費会計(平成21年度) ・生徒会会計(平成21年度)	<p>学校諸費会計等取扱要綱に基づき、現金出納簿の整備や引継目録の作成、全教職員を対象とした研修を実施した。 引き続き学校諸費会計等取扱要綱に基づき適正な事務処理がなされるよう、指導を行っていく。</p>	
1	次の会計において、現金を管理する場合に、現金出納簿が整備されていなかった。(根拠：取扱要綱第4条第1項) ・寄宿舎会計(平成21年度) ・学習費会計(平成21年度)					
2	次の会計において、会計担当者に異動があったが、引継目録が作成されておらず、また、校長に報告されていなかった。(根拠：取扱要綱第6条) ・学習費会計(平成21年度) ・生徒会会計(平成21年度)					

2 2 広島中央特別支援学校 (監査年月日：平成22年12月1日)

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容
<p>【毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。 ・毒物・劇物の保管庫の鍵について、盗難・紛失に対する予防措置がなされていなかった。</p>		<p>薬品庫の鍵を、机の鍵の掛かる引出しで保管することとし、当該引出しの鍵については、理科主任及び管理責任者である教頭が保管するよう改善した。 引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう、指導を行っていく。 毒物及び劇物の適正な管理について、平成23年9月8日付けで各県立学校へ通知し、適正な取扱いの徹底を図つた。</p>
根拠	毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	
	「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」（要旨） 貯蔵，陳列等する場所については，盗難防止のため敷地境界線から十分分離するか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。	

監査の結果（意見）		措 置 の 内 容
<p>【毒物・劇物の管理に関する学校薬剤師の活用について】 毒物及び劇物の管理に関し，学校薬剤師による指導や助言等を受けておらず，不適切な管理状況にあるため，速やかに必要な指導や助言等を受け，毒物・劇物等の管理に万全を期す必要がある。</p>		<p>今後は，学校薬剤師に薬品の適正な管理について指導・助言をもらうこととし，管理に万全を期すよう，指導する。</p>

2 3 広島南特別支援学校 (監査年月日：平成22年12月1日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。</p>	<p>使用数量と現有数量の保管状況の確認を複数の担当者で確認をするよう「毒物劇物に関する校内規定」を変更し、使用量の把握に努めている。 引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう、指導を行っていく。 毒物及び劇物の適正な管理について、平成23年9月8日付けで各県立学校へ通知し、適正な取扱いの徹底を図つた。</p>
<p>内容</p> <p>管理簿に記録された数量と現物の在庫数量が一致していないものがあつた。</p>	<p>根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について (昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知)

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【物品の購入について】 物品の発注及び購入について、呉分校に納品される物品の検査を本校において行っているが、現物確認が十分ではない実態が見受けられるため、経理事務の適正執行及び内部統制の観点から、呉分校にも物品検査職員を置くことにより、物品検査の厳正化を図る必要がある。</p>	<p>分校の会計担当者を物品検査職員に定め、物品の発注を本校で行い、分校の物品検査職員が物品検査を実施するよう、改善をした。 今後は、広島県会計規則に基づいて、適正な事務処理に努めるよう、指導を行っていく。</p>

2 4 財団法人広島県教育事業団 (監査年月日：平成23年1月26日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【ア 会計事務に係る事務処理について】 埋蔵文化財に係る調査報告書の売払いに伴う入金伝票処理において、収入科目として、雑収入と預り金で処理すべきところ、誤って預り金を役務費として処理していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘のとおり、入金伝票の修正処理を行った。 また、各機関の長及び会計事務担当に会計事務処理マニュアルに基づく事務処理を行うよう、周知徹底を図り、適正に処理している。</p>
<p>【イ 施設等の改造に係る事務手続について】 広島県立総合体育館の管理に関する基本協定書第16条に基づき、施設等の改造又は新築を行うときは、あらかじめ県の承認を受けなければならないにもかかわらず、その手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・フィットネススタジオ空調設備増設(平成21年度)</p>	<p>施設等の改造又は新築若しくは県有物品の改造を実施しようとするときには、基本協定書に基づき県の承認を文書により得て適正に処理する。 なお、平成21年度フィットネススタジオ空調設備増設以降、同様の事例はない。</p>

<p>【ウ 物品管理に係る事務処理について】 平成21年度に購入した県有備品（マット）について、ラベルの貼付等の方法により指定管理者所有備品との区別をしなければならないが、その措置が講じられていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠 広島県立総合体育館の管理に関する基本協定書第15条第5項 	<p>マットの側面に備品番号等を記入し、指定管理者所有物品との区別を行った。</p>
<p>【エ 委託契約における事務処理について】 委託契約の事務処理において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>（ア）委託契約を締結しようとするときは、財務規程によりあらかじめ予定価格を定めて入札等を行うこととなっているが、予定価格を定めていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県立総合体育館施設・設備統括維持管理業務（平成21～26年度） <p>（イ）契約書に基づき、委託契約を締結した業者から業務の一部を別の業者に再委託する承認願が提出されていたが、書面による承認を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県立総合体育館施設・設備統括維持管理業務（平成21～26年度） 	<p>（ア）委託契約においては、財務規程に則して設計金額の積算及び予定価格を設定することとし、同様の事業については、適正に処理している。</p> <p>（イ）承認願の申請時に、文書により速やかに回答を行うこととした。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 規程類の整備について】 資金管理について、理事長決裁により資産の運用に係る基準は定められているが、より適切な資金管理を行うために、県が別に示している「県出資法人の資金管理方針に係るガイドライン」を参考に、資金管理の基本方針や管理方法の基本事項などを示した資金管理方針を定め、効率的な資金管理を行う必要がある。</p>	<p>伺い定めによる「資産の運用に係る基準」を見直し、県の左記ガイドラインを参考として資金管理に係る原則及び運用並びに資金管理計画等の基本事項を定める資金管理方針を策定した。</p>
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 委託契約における事務処理について、次のとおり1者のみから見積書を徴して随意契約を締結しているものがあつたが、委託契約の締結に当たっては、業務の内容、性質、目的等を考慮し、他に受託できる業者がないか十分検討し、契約方法を決定する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県立総合体育館プール管理運営業務委託（平成21年度） ・広島県立総合体育館窓口案内業務及び施設等運営業務委託（平成21年度） 	<p>委託契約における事務処理については、財務規定に則して一般競争入札を含む競争原理を導入した事務手続で契約を行うこととし、同様の事業については、適切に処理している。</p>

【公安委員会】

1 警察本部 (監査年月日：平成22年7月20日)

監査の結果(指摘事項)	措 置 の 内 容
-------------	-----------

【ア 長期未納(滞納繰越分)について】
 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成21年度決算額]		参考 前回監査時 (平成20年度決算額)	
1	放置違反金(交通指導課)	2,366人	35,484,586円	2,069人	31,120,953円
2	損害賠償金(監察官室)	2人	70,000円	2人	124,723円

1 放置違反金について

長期未納者に対する催告及び滞納処分を行った結果、放置違反金の長期未納(滞納繰越分)は、平成23年3月末現在で、
 1,660人
 24,714,644円
 と、滞納総額で約30.4%縮減させている。

2 損害賠償金について

(1) 滞納2万円について

納入義務者は、窃盗事件で逮捕起訴され、返済不能となっているもので、この時の2万円が長期未納となっている。

現在、刑務所に収容中であり、出所後の所在を確認して、請求予定である。

(2) 滞納5万円について

長期未納となっていた5万円については、納入義務者の経済的理由から返済できていなかったが、毎月の返済額を変更することで返済可能となり、長期未納であった5万円について既に返済を行い解消した。

区 分	未納額 (平成23年 3月末)	全額納入額 (平成23年 3月末)	分割納入額 (平成23年 3月末)	不納欠損処分額 (平成23年 3月末)	減額調定額 (平成23年 3月末)
放置違反金 (交通指導課)	1,660人 24,714,644円	671人 9,883,190円	67人 363,752円	14人 202,000円	21人 321,000円
損害賠償金 (監察官室)	1人 20,000円	1人 50,000円	0人 0円	0人 0円	- -

放置違反金の減額調定額とは、反則金納付による放置違反金の命令取消をいう。

<p>【イ 債権の履行期限の延長に係る手続について】 損害賠償金（債権残額（平成22年6月末現在）2人468,000円）の履行期限の延長に係る手続において、次のとおり誤った事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。（監察官室）</p>	
内 容	根拠規程
履行期限を延長する特約にもかかわらず、特約どおりの履行を請求していなかった。	広島県債権管理事務取扱規則第7条
定められた様式による履行延期申請書を債権者に提出させていなかった。	広島県債権管理事務取扱規則第18条第3項
債権者に対し債権の履行延期の特約に係る承認通知書を交付していなかった。	広島県債権管理事務取扱規則第18条第5項
<p>今後、発生する債権において、履行期限の延長が必要と認められる場合は、広島県債権管理事務取扱規則で定める手続を遵守し、適正な債権管理事務を行う。 また、残存する債権については、履行期限の延長に係る特約手続が、事実上承認されていなかったことから、債権残額全て一括調定のうえ、納入義務者に納入通知書を発行し、履行の請求を行った。</p>	
<p>【ウ 委託契約の事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
委託業務名	内 容
広島県警察学校ほか給水設備保守点検業務委託（平成21～22年度）（施設課）	一般競争入札において入札参加資格確認申請に対する入札参加資格の確認結果の通知が、決裁を受けることなく行われていた。
<p>当該契約以降の一般競争入札においては、入札参加資格確認申請に対する入札参加資格の確認結果について、決裁を受けて通知している。 今後も一般競争入札事務処理要領の規定を遵守し、同種事案の再発防止に向け適正な事務処理に努める。</p>	

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 （ア）滞納繰越額の縮減について 平成21年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。 （放置違反金〔駐車違反〕）</p>	<p>債権管理と滞納繰越額の縮減状況</p> <p>1 債権管理のデータベース化 未納者に対する折衝状況や催告状況等を全てデータベース化して滞納状況を管理し、状況に応じた滞納処分の実施等、効率的な徴収に努めている。 また、同データベースを活用した所在調査や財産調査を行うなど、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図っている。（平成19年度から継続実施）</p>

	<p>2 滞納処分の執行状況（平成22年度）</p> <p>(1) 滞納繰越に対する法的措置として、長期未納者に対する滞納処分を実施し、 260件 2,960,489円 を強制徴収している。</p> <p>(2) 欠損処分 国外に出国し、所在が不明で滞納処分が行えない外国人未納者7人（執行停止済み）に関して、 14件 202,000円 の欠損処分（補助執行）を行っている。 数値については、平成23年3月末現在。</p> <p>3 債権回収に向けた取組（平成22年度）</p> <p>(1) 県税務課主宰の「合同公売」に参加し、未納者から差し押えた電話加入権の公売処分により、 2件 35,510円 を徴収している。</p> <p>(2) ボーナス支給時期と年度末における一斉催告として、 578件 の催告書を発送したところ 227件 が納付された。 （催告書発送数の約40パーセント） また、多重債務者（5件以上の未納者）に対する催告書にカラー用紙（赤色）を使用し、任意納付を促す催告を行っている。 数値については、平成23年3月末現在</p> <p>(3) 平成22年から長期未納者（平成18年度及び19年度発生分）に対する新たな債権回収の取組として、臨戸徴収（徴収職員が2人1組で長期未納者宅を訪問しての徴収）を実施し、現金徴収や誓約書の提出、未納者の財産及び所在調査等を行っており、平成23年3月末までの1年3か月間で、長期未納者49人から 644,908円 を徴収している。</p>
--	---

<p>(イ) 新規未納発生時の対策強化について 新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手段について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。 (放置違反金 [駐車違反])</p>	<p>1 新規未納発生時の対策強化 新規未納の発生を抑止するため、債務者(未納者)に対する折衝として次の措置を講じ、新規滞納額の圧縮に努めている。 債務者(未納者)との折衝(平成22年度) 督促納付日における電話催告 2,753件 夜間における電話催告 (時差出勤勤務・毎週2日(火・木曜)) 延べ98日間実施 電話連絡がつかない未納者に対する催告書の発送(督促納付期日から30日後に発送) 316件 数値については、平成23年3月末現在。</p> <p>2 税務課債権回収指導担当との連携 滞納処分係員を、県の税務課債権回収指導担当が実施している研修に参加させて徴収事務を習得させ、催告や督促手続に関する実務能力の向上を図っている。 徴収事務初任者研修 2日間・1名 債権管理実務研修 初級1日間・1名 徴収管理マネジメント研修 1日間・1名 徴収実務研修 1日間・2名 日数及び人員は、平成22年度実績</p>
<p>【イ 委託契約における設計金額の積算方法について】 設計金額の積算において、1者のみから参考見積書を徴取して算出しているものがあった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から徴取し、設計金額の適正化に努める必要がある。(装備課) ・ 広島県警察本部別館出島庁舎車庫機械警備業務契約(平成20～24年度)</p>	<p>当該契約手続以後の参考見積書を利用しての設計金額の積算は、複数の者から徴取した参考見積書等により行っている。 今後の設計金額の積算においても、施設管理委託事務処理要綱等に従い、複数の者から参考見積書を徴取するなど、適正な設計金額の積算に努める。</p>

2 広島西警察署 (監査年月日：平成22年5月20日)

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【委託契約における設計金額の算出について】 委託契約の設計金額の算出において、計算を誤っているものがあった。契約における予定価格は、設計金額を基に設定されることから、設計金額は、適正に算出する必要がある。 ・ 広島西警察署官舎法面草刈除草業務委託契約(平成20年度)</p>	<p>意見を踏まえ、設計金額の算出時において、事務担当者及び会計課長により、再度チェックを実施している。これにより、適正な設計金額の算出を行い誤りがないよう努めている。</p>

3 安佐北警察署 (監査年月日：平成22年5月10日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容								
<p>【委託契約の事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 521 579 568">契約名</th> <th data-bbox="579 521 1361 568">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 568 579 685">一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約(平成22~23年度)</td> <td data-bbox="579 568 1361 685">契約書で定められた仕様書において、受託者が提出することとなっている「年間作業計画書」及び「運搬許可証の写し」の提出を受けていなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 685 579 768">空調設備等保守点検業務委託契約(平成21年度)</td> <td data-bbox="579 685 1361 768">契約書で定められた仕様書において、業務完了時に提出することとなっている「完了報告書」の提出を受けていなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 768 579 848">自家用電気工作物保守点検業務委託契約(平成22~23年度)</td> <td data-bbox="579 768 1361 848">契約書で定められた仕様書において、あらかじめ指名しておくこととなっている「連絡責任者」について定められていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内容	一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約(平成22~23年度)	契約書で定められた仕様書において、受託者が提出することとなっている「年間作業計画書」及び「運搬許可証の写し」の提出を受けていなかった。	空調設備等保守点検業務委託契約(平成21年度)	契約書で定められた仕様書において、業務完了時に提出することとなっている「完了報告書」の提出を受けていなかった。	自家用電気工作物保守点検業務委託契約(平成22~23年度)	契約書で定められた仕様書において、あらかじめ指名しておくこととなっている「連絡責任者」について定められていなかった。	
契約名	内容								
一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約(平成22~23年度)	契約書で定められた仕様書において、受託者が提出することとなっている「年間作業計画書」及び「運搬許可証の写し」の提出を受けていなかった。								
空調設備等保守点検業務委託契約(平成21年度)	契約書で定められた仕様書において、業務完了時に提出することとなっている「完了報告書」の提出を受けていなかった。								
自家用電気工作物保守点検業務委託契約(平成22~23年度)	契約書で定められた仕様書において、あらかじめ指名しておくこととなっている「連絡責任者」について定められていなかった。								
	<p>一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約(平成22~23年度) 「年間作業計画書」及び「運搬許可証の写し」を平成22年7月13日に提出させた。 平成23年度契約分については、委託業務等全ての業務について契約業者と提出物の確認を行うとともに、事務担当者及び会計課長により提出物のチェックを行った。</p> <p>空調設備等保守点検業務委託契約(平成21年度) 「完了報告書」を平成22年7月16日に提出させた。 平成23年度契約分については、委託業務等全ての業務について契約業者と提出物の確認を行うとともに、事務担当者及び会計課長により提出物のチェックを行った。</p> <p>自家用電気工作物保守点検業務委託契約(平成22~23年度) 「連絡責任者」を定め、平成22年7月16日付けで相手方に通知した。 平成23年度契約分については、委託業務等全ての業務について契約業者と提出物の確認を行うとともに、事務担当者及び会計課長により提出物のチェックを行った。</p>								

4 尾道警察署 (監査年月日：平成22年5月11日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容				
<p>【ア 委託契約における入札辞退の事務処理について】 次の委託契約に係る入札事務について、入札辞退をする場合は、当該委託の入札執行の完了までに、文書により辞退届を提出することとされているが、口頭による連絡をした場合であっても入札辞退の取扱いを行っていた。入札事務の適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 672 861 806"> <tr> <td>委託業務</td> <td>広島県尾道警察署等浄化槽維持管理業務 (平成21年度～22年度長期継続契約)</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>入札執行要領(平成19年1月1日施行)</td> </tr> </table>	委託業務	広島県尾道警察署等浄化槽維持管理業務 (平成21年度～22年度長期継続契約)	根拠	入札執行要領(平成19年1月1日施行)	<p>監査実施後、入札執行要領等関係規定について教養を実施するとともに、当署の入札契約について点検し、今後の契約手順について再確認するなどにより、入札事務の適正な事務処理に努めている。</p>
委託業務	広島県尾道警察署等浄化槽維持管理業務 (平成21年度～22年度長期継続契約)				
根拠	入札執行要領(平成19年1月1日施行)				
<p>【イ 職員用駐車場賃貸借契約の締結について】 次の契約について、公的契約でないにもかかわらず、契約書に尾道警察署長の公印が押印されていた。適正な事務処理に努められたい。 ・職員用駐車場賃貸借契約</p>	<p>当該駐車場の使用については、利用する職員を契約者として、新たに賃貸借契約を締結し、是正を図った。</p>				

5 府中警察署 (監査年月日：平成22年6月4日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容										
<p>【行政財産使用料の徴収について】 行政財産の使用料徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適切な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="175 1422 893 1653"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徴収すべき期限</td> <td>平成21年11月30日</td> </tr> <tr> <td>実際の納付期限</td> <td>平成22年3月23日</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>年額1,500円</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>行政財産の使用料に関する条例第4条</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	徴収すべき期限	平成21年11月30日	実際の納付期限	平成22年3月23日	使用料	年額1,500円	根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条	<p>使用許可状況の管理のために作成している「使用許可状況表」等に基づき、新たに許可の相手方の異動状況の確認を定期的に行うこととし、確認表を作成して当該確認状況を整理した。 以上の措置により、平成22年度以降は、毎年度4月1日に調定し、行政財産使用料の徴収について、適切な事務処理に努めている。</p>
区分	内容										
徴収すべき期限	平成21年11月30日										
実際の納付期限	平成22年3月23日										
使用料	年額1,500円										
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条										

【選挙管理委員会】

1 選挙管理委員会事務局 (監査年月日：平成22年8月3日)

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【委託契約における設計積算の適正化について】 次の委託契約において、設計金額の一部について、積算するための参考見積書などを徴取せず、過去の契約額などを基に積算をしていた。設計金額の積算に当たって実勢価格を参考とする際は、参考見積書を複数の者から徴取するなど、設計積算の適正化に努める必要がある。</p> <p>・平成21年11月8日執行予定の広島県知事選挙及び県議会議員補欠選挙臨時啓発業務(平成21年度)</p>	<p>選挙啓発業務委託に係る設計金額の積算に当たっては、複数の者から参考見積書を徴取の上、設計金額を積算することとし、平成23年4月10日執行の広島県議会議員一般選挙において、適切な事務処理を行った。</p>